

柏原市こども未来プラン

第3期柏原市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

柏原市

はじめに



子どもたちは、無限の可能性を持っています。

子どもたちは、未来をつくる希望です。

そんな子どもたち一人ひとりが健やかに成長することができるように、そして親が安心して子どもを産み育てることができるように環境を整えることは、目の前にある課題として、認識しなければならないと考えています。

しかし、出生率の低下、少子高齢化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など私たちを取り巻く状況の変化の波は大きく、国は、こうした状況を乗り越えるべく、こども政策を強化し、子どもの最善の利益を考えた社会を実現するため、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設しました。また、同年12月に策定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を目指すことがうたわれています。

柏原市におきましても、「こどもまんなか社会」、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指し、「柏原市こども未来プラン(第3期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。

子どもたちの笑顔があふれ、いきいきと輝くまちとなるよう、行政としても積極的に取り組みを実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びにこの計画の策定に当たり、ご尽力賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントの実施に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係各位に心から厚く御礼を申し上げます。

令和 7(2025)年 3 月

柏原市長 富宅 正浩

目 次

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	国の動向	2
3.	計画の位置付け	3
4.	計画の期間	4
5.	計画の策定方法	4
第2章	子育てを取り巻く状況	5
1.	統計からみる市の現状	5
2.	アンケート調査結果からみる現状	14
3.	子育て支援事業におけるこれまでの取組状況	29
第3章	第2期計画の評価と課題	35
1.	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗	35
2.	各施策・事業の進捗	43
第4章	第3期計画の基本的な考え方	48
1.	基本理念	48
2.	基本的な視点	48
3.	基本目標	49
4.	計画の体系	51
第5章	施策の具体的展開	52
1.	幼児期の教育・保育環境の充実	52
2.	子どもの豊かな感性を育む環境づくり	54
3.	子育て家庭を支える仕組みづくり	57
4.	安心・安全のまちづくり	60
5.	仕事と生活の調和の促進	61
6.	配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	62
第6章	親と子の健康の確保及び増進(成育医療等に関する計画)	71
1.	成育医療等に関する計画(母子保健事業)策定の趣旨	71
2.	母子保健に関する市の状況	72
3.	母子保健の取組	79
4.	母子保健に関する取組一覧	83

第7章	教育・保育及び地域子育て支援事業の計画.....	84
1.	教育・保育提供区域の設定	84
2.	量の見込みの算出について.....	85
3.	教育・保育の量の見込み.....	87
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	89
5.	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	104
第8章	計画の推進.....	105
1.	子どもを取り巻くパートナーシップの構築.....	105
2.	支援施策の充実及び周知の強化.....	105
3.	庁内連携体制の強化.....	105
4.	国や大阪府の機関との相互連携の推進.....	105
5.	計画の進行管理.....	106
資料編	107
1.	柏原市子ども・子育て会議条例	108
2.	柏原市子ども・子育て会議委員名簿	110
3.	柏原市子ども・子育て会議開催状況	111

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国では、人口の少子化と高齢化がともに進み、人口全体が減少、労働供給、経済成長に与える影響も大きく、更には社会保障の需給増加、供給減少へと連鎖している状況にあります。

こうした危機的状況に対して、国は、こども政策を推進する体制を強化するため令和5(2023)年4月に「こども家庭庁」を創設し、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護といった、こどもの最善の利益を考えた社会を目指す司令塔として、こどもに係る政策課題に取り組んでいます。

また、少子化対策として制定された「次世代育成支援対策推進法」は、当初平成17(2005)年4月から10年間の時限立法として制定されましたが、その後令和7(2025)年3月まで延長、さらに令和6(2024)年に令和17(2035)年3月まで延長されました。この法律では、少子化に対する取組や男女とも仕事と子育てを両立できる職場を目指し、積極的に取組を進められてきました。

しかしながら、少子化の急速な進行は、なかなか歯止めがかからず、より一層の少子化対策が求められているところです。

柏原市においては、平成17(2005)年3月に「柏原市次世代育成支援行動計画～子育てほっとプラン～」(前期計画)、平成22(2010)年3月に「柏原市次世代育成支援行動計画(後期)～子育てほっとプランⅡ～」を策定し、「子どもも大人もいきいきと輝く都市(まち)と人」を基本理念として、就学前から子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、子育て支援・保育・教育を提供する体制を整え、多様なニーズに対応できるよう積極的な取組を推進してきました。平成27(2015)年度からは、子ども・子育て支援新制度の事業に加えて次世代育成支援行動計画の内容も包含した計画として、「子ども・子育て支援法」に基づく「柏原市こども未来プラン(柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定、令和2(2020)年3月には「柏原市こども未来プラン(第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

令和6(2024)年度に「柏原市こども未来プラン(第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」が最終年度を迎えることから、これまでの取組を継承しつつ、より一層の充実を図ることを目指して「柏原市こども未来プラン(第3期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」を策定します。

2. 国の動向

全ての子どもや若者が将来にわたって、幸せな生活ができる社会の実現をめざし、政策を総合的に推進することを目的に「子ども基本法」が令和5(2023)年4月1日に施行されました。

市町村は国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課せられましたが、本市としては今後の検討課題とします。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法				次世代育成支援対策推進法改正・再延長					
	柏原市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進									
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法 認定子ども園法の一部改正 児童福祉法の一部改正				子ども・子育て支援法 認定子ども園法の一部改正、児童福祉法の一部改正					
	第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画				
保育所待機児童対策	新子育て安心プラン									
放課後児童クラブ待機児童対策	新・放課後子ども総合プラン									
仕事と子育ての両立	育児・介護休業法					育児・介護休業法一部改正				
子どもの貧困対策	子どもの貧困対策の推進に関する法律				子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律					

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、国の基本指針が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

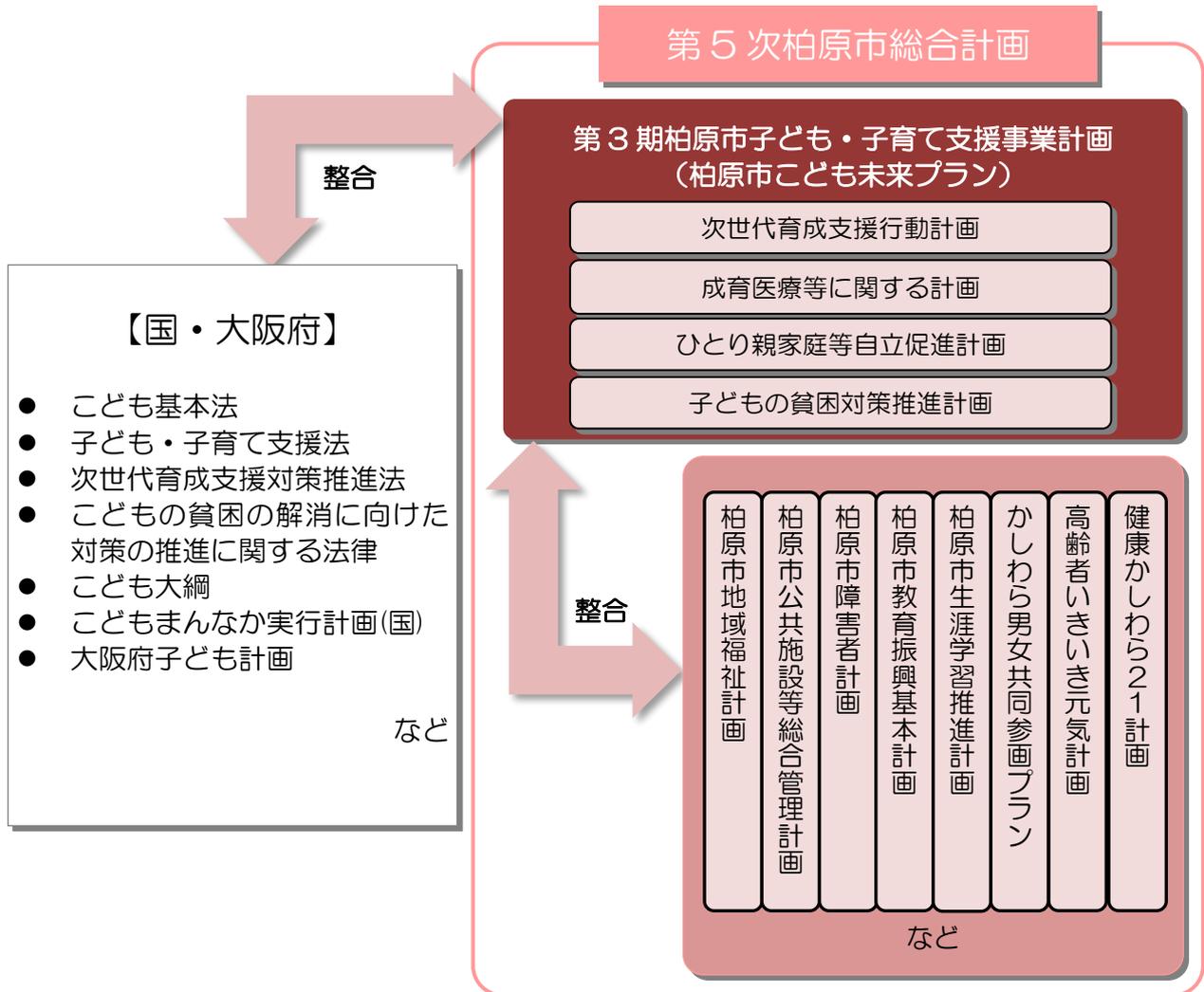
- 子育て世帯に対する包括的な支援のため、支援を要する児童や子育て世帯等に対して訪問支援等を行う家庭支援の事業の創設・支援内容の拡充を行い、併せて市町村がその利用勧奨や措置を必要に応じて行うこと
 - ① 新規3事業(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)や拡充した事業を含む家庭支援事業について、所要の改正を行う。
 - ② 家庭支援事業の量の見込み方を設定する際、利用勧奨・措置により提供する事業量も勘案すべき旨規定する。
- 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場(保育所等)において地域子育て相談機関の整備に努めること
 - ① 市町村はこども家庭センターの設置及び地域子育て相談機関の整備に努めることを規定する。
 - ② こども家庭センターを中心とした、地域子育て相談機関を始めとする関係機関の連携について規定する。
 - ③ こども家庭センターでは、必要な場合にサポートプランを作成するなどして、家庭支援事業等の適切な支援につなげることを規定する。

3. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、令和6(2024)年改正により令和17(2035)年3月31日まで延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村次世代育成支援行動計画として位置付けます。

また、本計画は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための「成育医療等に関する計画」、ひとり親家庭等の自立支援策を推進し、子育てや生活支援等の諸施策を総合的に展開するための「ひとり親家庭等自立促進計画」、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないようにし、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための「子どもの貧困対策推進計画」を包含しています。

策定に当たっては、上位計画である「選ばれるまち柏原～豊かな自然 伝統ある産業 歴史・文化、教育 みんな笑顔で住みよい 柏笑^{かしわら}～」を将来像とする「第5次柏原市総合計画」をはじめ、「柏原市地域福祉計画」、「柏原市公共施設等総合管理計画」、「柏原市障害者計画」、「柏原市教育振興基本計画」などの関連計画との整合性を図ります。



4. 計画の期間

本計画は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

5. 計画の策定方法

子ども・子育て支援法では、市町村は地域の子ども・子育ての現状やニーズを調査・把握し、それに基づいた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。これを受け、柏原市でも子どもの保護者をはじめ、子育て支援に携わる方、学識経験者の方などの意見を取り入れながら、本計画を策定しました。

(1) 子ども・子育て会議の開催

柏原市では、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、「柏原市子ども・子育て会議」を設置しました。この会議は、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、子どもの保護者の方や、子育て支援に携わる方などの意見を聴き、柏原市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的として開催しています。

(2) アンケート調査の実施

「柏原市こども未来プラン(第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」に沿った子ども・子育て支援に関する様々な取組を検証するとともに、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の皆様が必要としている教育・保育・子育て支援の必要量や施策に対する意向などを把握するため、令和5(2023)年12月 1 日現在、柏原市内にお住まいの就学前児童のお子様がいる世帯1,020名、小学生のお子様がいる世帯1,020名を無作為に抽出し、ご協力をお願いしました。

● 調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	柏原市内在住の就学前の子どもを持つ保護者
小学生調査	柏原市内在住の小学生の子どもを持つ保護者

● 配布数・回収数・回収率

	配布数	有効回収数			有効回収率
		郵送調査	WEB 調査	計	
就学前児童調査	1,020	308	206	514	50.4%
小学生調査	1,020	341	198	539	52.8%

(3) パブリックコメントの実施

幅広く市民からの意見を反映させるため、令和 7(2025)年 1 月 6 日～令和 7(2025)年 1 月 27 日の期間で、柏原市のウェブサイト計画素案を掲載し、意見を募集するパブリックコメントを実施しました。

第2章 子育てを取り巻く状況

1. 統計からみる市の現状

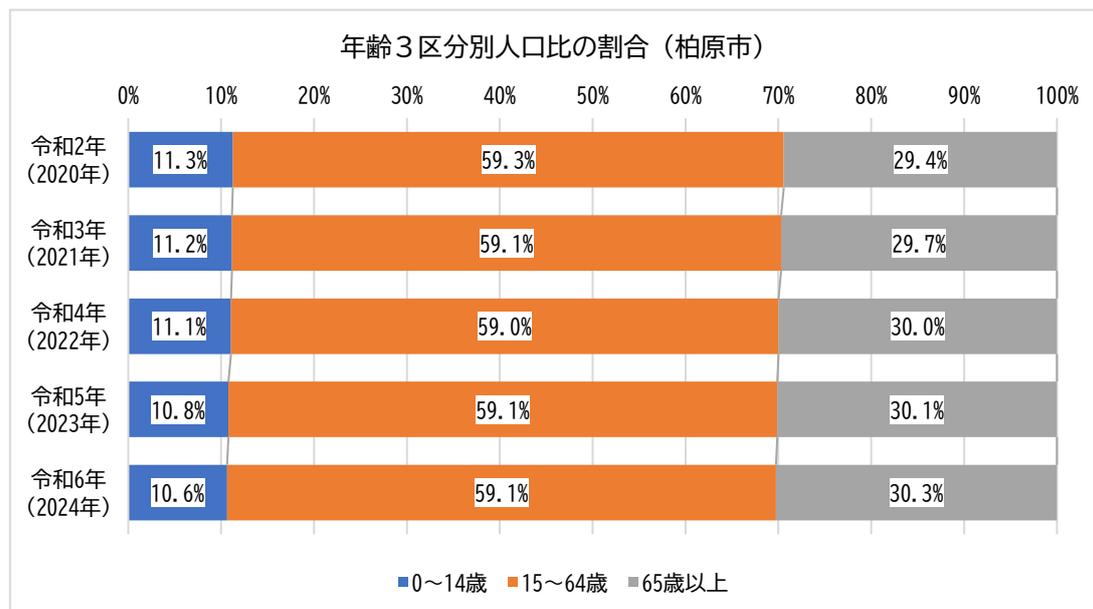
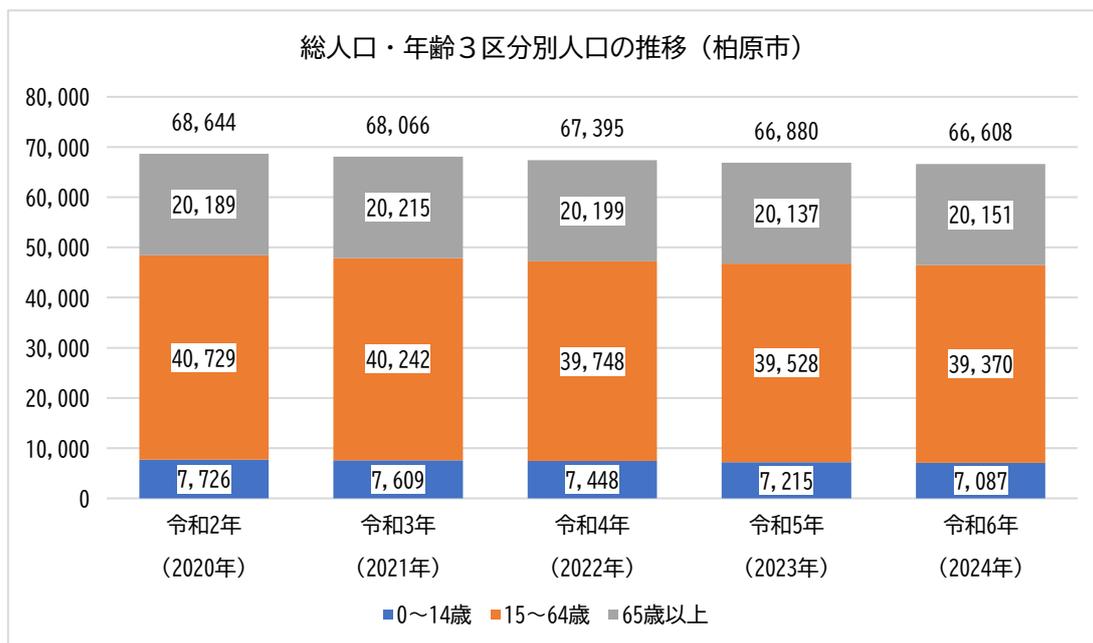
(1) 人口動態等の現状

① 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、漸減傾向にあり、令和 6(2024)年は 66,608 人と、令和 2(2020)年から 2,036 人(減少率 3.0%)減少しています。

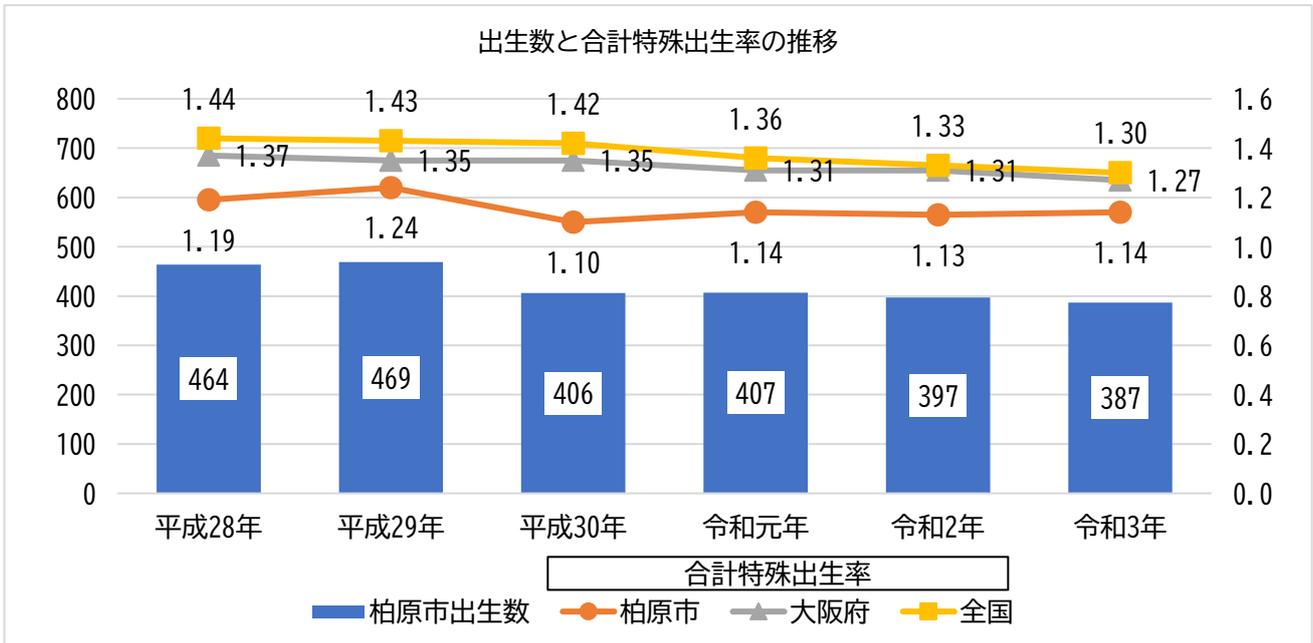
人口を年齢3区分別にみると、0～14 歳人口、15～64 歳人口ともに漸減傾向にあり、5年間で0～14 歳人口は 639 人、8.3%の減少、15～64 歳人口は 1,359 人、3.3%の減少となっています。

年齢3区分別の人口比についても、0～14 歳人口と 15～64 歳人口の割合は漸減し、65 歳以上人口の割合は漸増しています。



② 出生数と出生率の推移

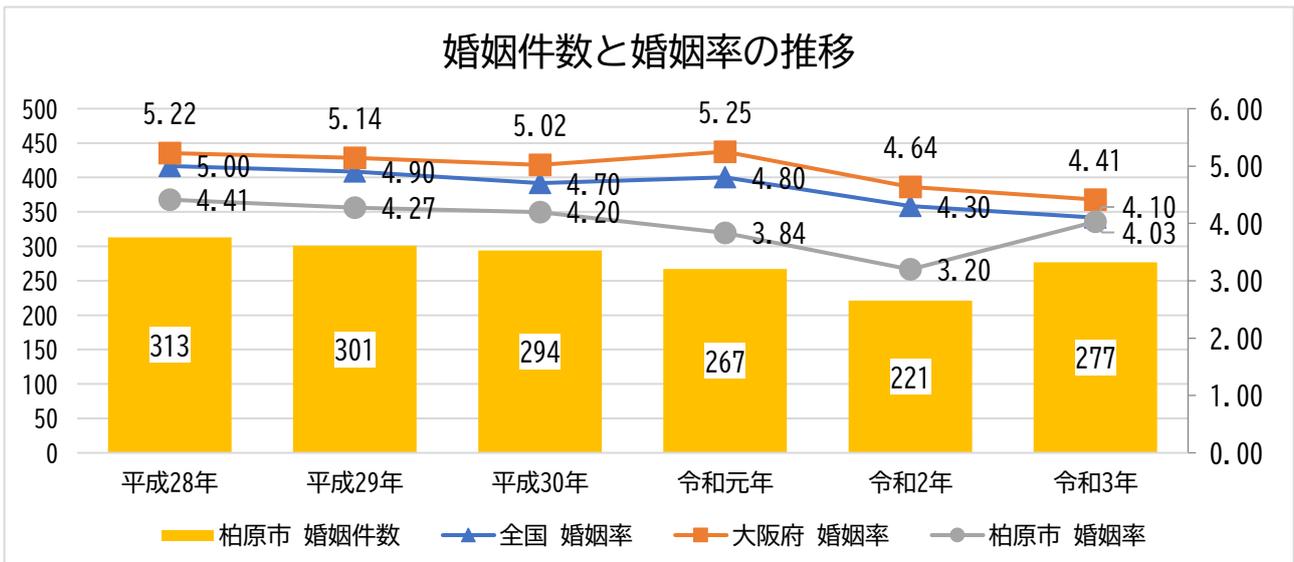
本市の出生数は漸減傾向にあり、令和3(2021)年は387人となっています。
合計特殊出生率は全国、大阪府より下回っています。



- ※ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。
- ※ 大阪府人口動態調査に基づき計算

③ 婚姻件数と婚姻率の推移

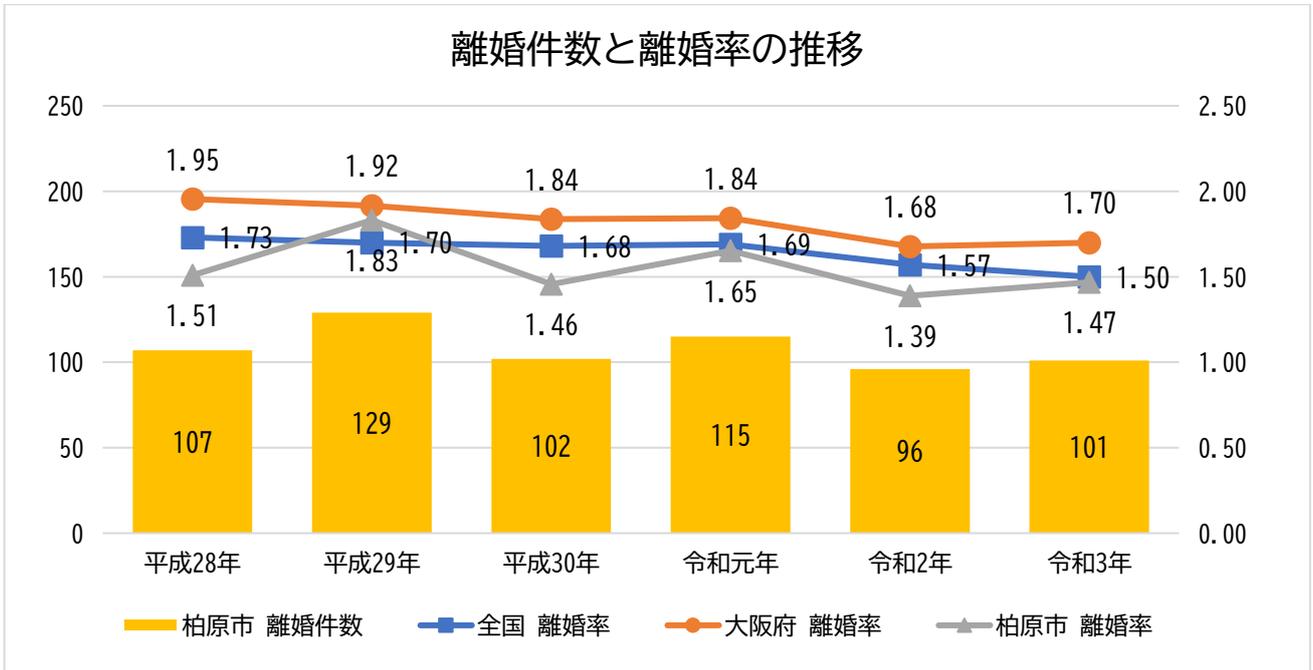
婚姻件数は漸減傾向にありますが、令和2(2020)年は大きく減少したあと、令和3(2021)年は277件と増加しました。婚姻率は大阪府、全国より下回っています。



- ※婚姻率とは、人口1000人当たりの年間婚姻届出件数の割合
全国は厚生労働省人口動態統計
府・市は大阪府人口動態統計

④ 離婚件数と離婚率の推移

離婚件数は変動が見られ、令和3(2021)年には101件となっています。
大阪府、全国の離婚率は漸減傾向にあります。

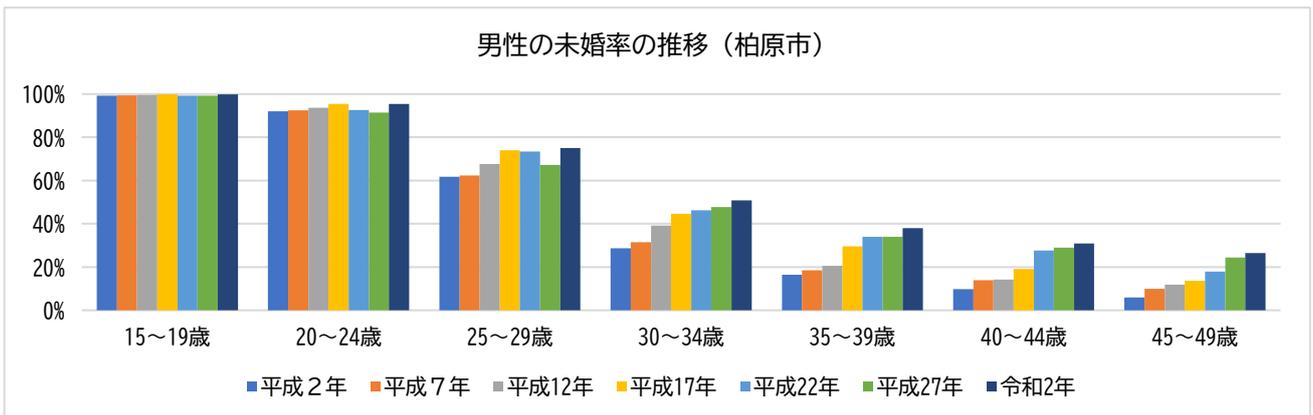


※離婚率とは、人口1000人当たりの年間婚姻届出件数の割合
全国は厚生労働省人口動態統計
府・市は大阪府人口動態統計

⑤ 未婚率の推移(男性)

男性の未婚率は25歳以上では漸増傾向にありますが、24歳以下ではほぼ経年変化が見られません。

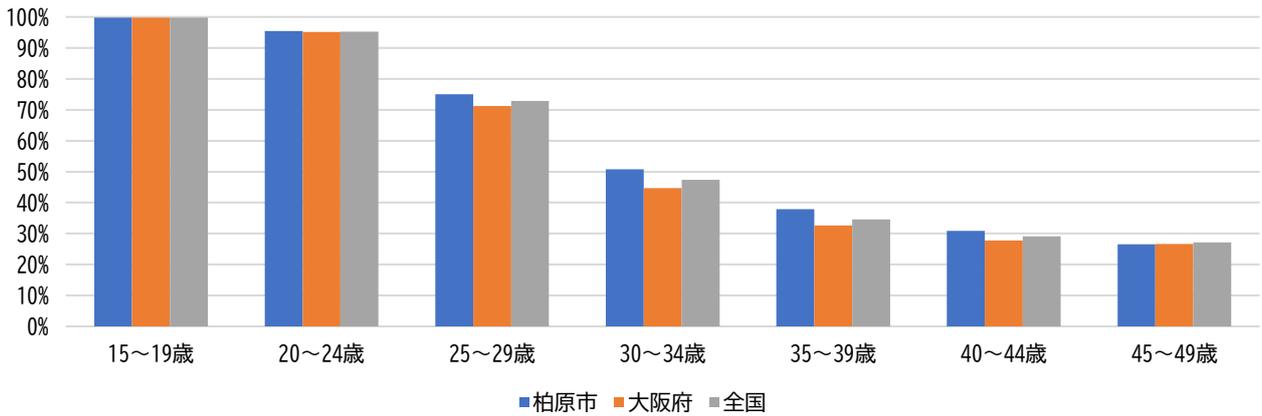
令和2(2020)年の柏原市の未婚率を全国、大阪府と比較すると、25～44歳で全国、大阪府を上回っています。



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成2年	99.3%	92.0%	61.7%	28.7%	16.4%	9.8%	5.9%
平成7年	99.4%	92.5%	62.4%	31.5%	18.5%	13.9%	9.9%
平成12年	99.6%	93.7%	67.7%	39.2%	20.5%	14.2%	11.8%
平成17年	99.8%	95.4%	74.0%	44.6%	29.5%	19.0%	13.6%
平成22年	99.2%	92.6%	73.4%	46.2%	34.0%	27.6%	17.9%
平成27年	99.2%	91.5%	67.2%	47.7%	34.0%	28.9%	24.4%
令和2年	99.8%	95.5%	75.0%	50.8%	37.9%	30.8%	26.5%

国勢調査

男性の未婚率の比較（全国、府、柏原市）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
柏原市	99.8%	95.5%	75.0%	50.8%	37.9%	30.8%	26.5%
大阪府	99.7%	95.2%	71.2%	44.7%	32.6%	27.8%	26.6%
全国	99.8%	95.2%	72.9%	47.4%	34.5%	29.1%	27.2%

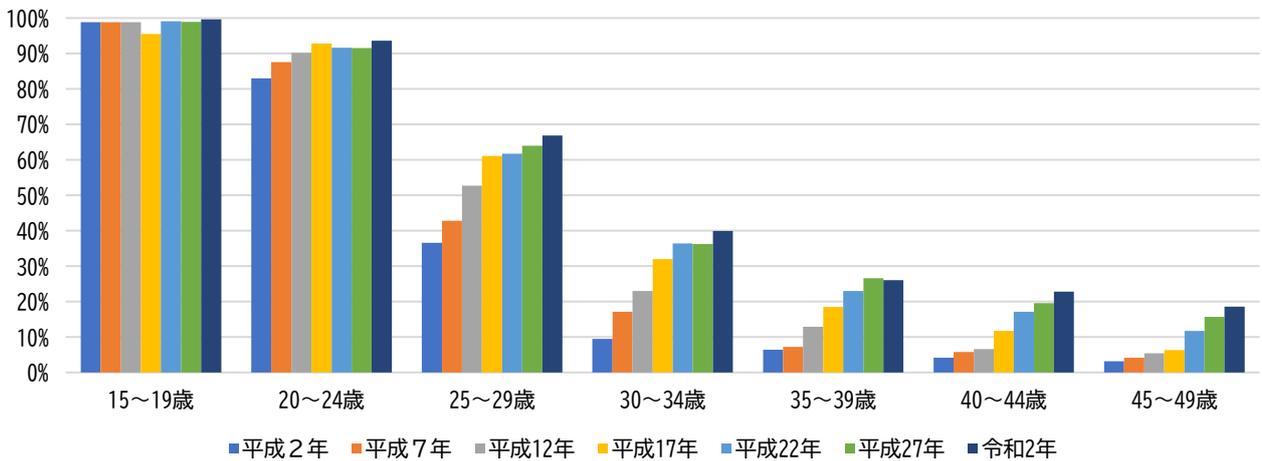
国勢調査

⑥ 未婚率の推移(女性)

女性の未婚率は25歳以上では増加傾向、20～24歳では漸増傾向となっており、15～19歳ではほぼ経年変化が見られません。

令和2(2020)年の柏原市の未婚率を全国、大阪府と比較すると、20～44歳で全国、大阪府を上回っています。

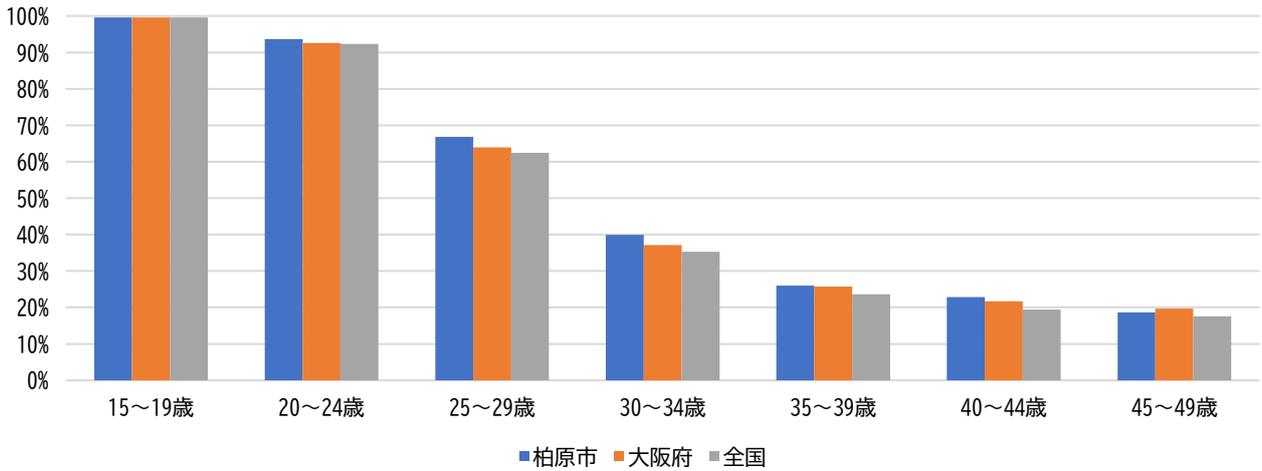
女性の未婚率の推移（柏原市）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成2年	98.8%	83.0%	36.6%	9.5%	6.4%	4.2%	3.2%
平成7年	98.8%	87.6%	42.8%	17.1%	7.2%	5.8%	4.2%
平成12年	98.8%	90.2%	52.7%	23.0%	12.9%	6.6%	5.4%
平成17年	95.5%	92.8%	61.1%	32.0%	18.5%	11.7%	6.3%
平成22年	99.1%	91.6%	61.7%	36.4%	23.0%	17.1%	11.7%
平成27年	98.9%	91.5%	64.0%	36.2%	26.6%	19.6%	15.7%
令和2年	99.6%	93.6%	66.8%	40.0%	26.0%	22.8%	18.6%

国勢調査

女性の未婚率の比較（全国、府、柏原市）



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
柏原市	99.6%	93.6%	66.8%	40.0%	26.0%	22.8%	18.6%
大阪府	99.6%	92.6%	64.0%	37.1%	25.7%	21.7%	19.7%
全国	99.6%	92.3%	62.4%	35.2%	23.6%	19.4%	17.6%

国勢調査

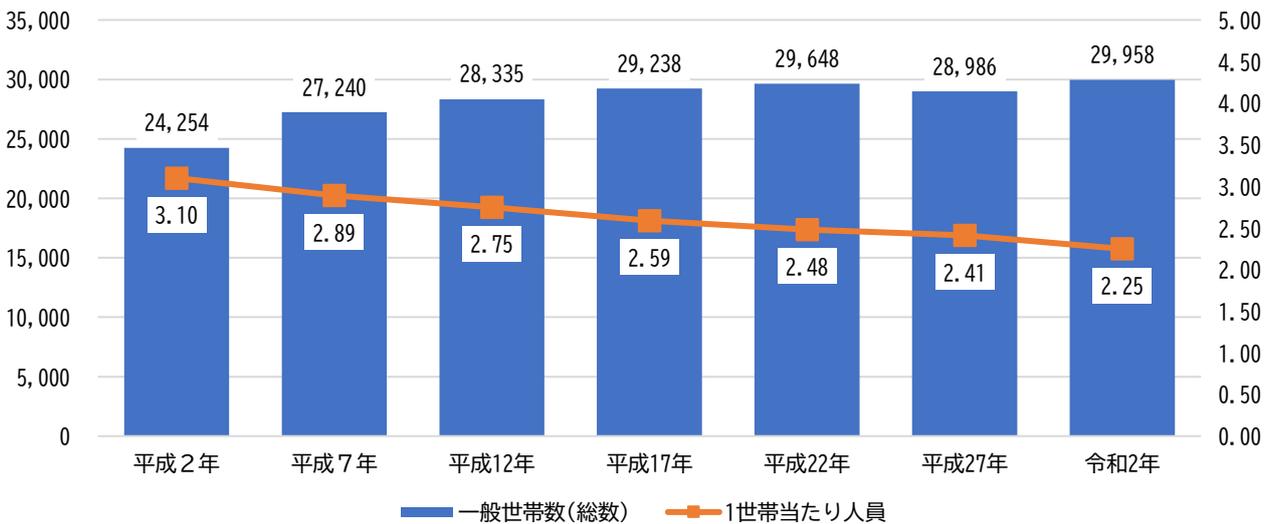
(2) 世帯の状況

① 世帯数と1世帯当たり人員数の推移

世帯数は平成2(1990)年の24,254世帯から令和2(2020)年の29,958世帯へと増加傾向にあります。

1世帯当たりの人員数は平成2(1990)年の3.10人から令和2(2020)年の2.25人へと減少傾向にあり、世帯の小規模化が進行しています。

世帯数と1世帯当たりの人員数



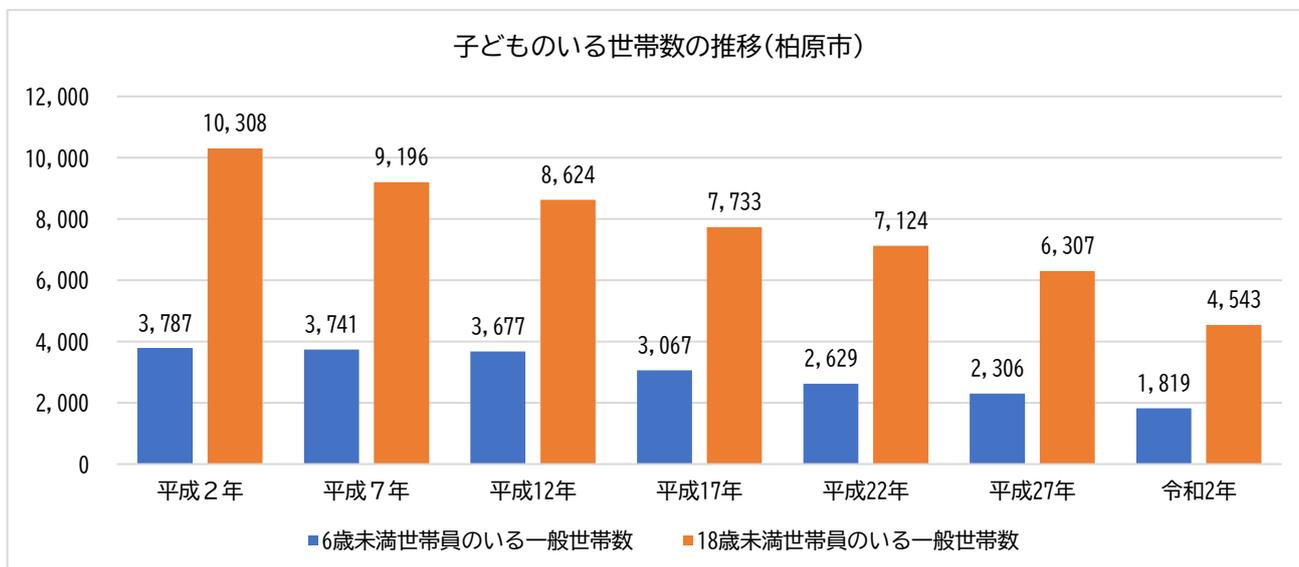
国勢調査

※ 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮、寄宿舎などに居住している単身者をいう。

② 子どものいる世帯数の推移

18歳未満世帯員のいる世帯数、6歳未満世帯員のいる世帯数ともに年々減少し、令和2(2020)年では、18歳未満世帯員のいる世帯数は4,543世帯、6歳未満世帯員のいる世帯数は1,819世帯となっています。

平成2(1990)年と比較して、18歳未満世帯員のいる世帯は44%、6歳未満世帯員のいる世帯は48%に減少しています。

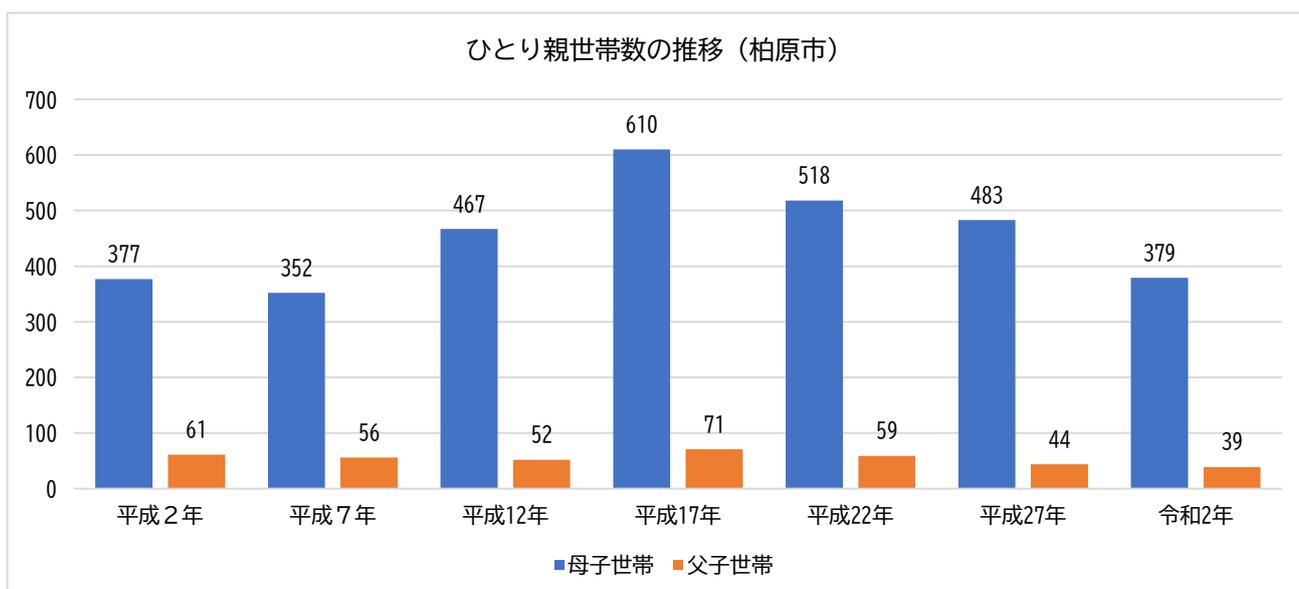


国勢調査

③ ひとり親世帯数の推移

母子世帯は平成2(1990)年から平成17(2005)年にかけて、大幅に増加していますが、その後は減少に転じ、令和2(2020)年には379世帯となっています。

父子世帯は平成2(1990)年から平成12(2000)年にかけて漸減傾向にありましたが、平成17(2005)年には71世帯に増加した後、減少に転じ、令和2(2020)年には39世帯となっています。



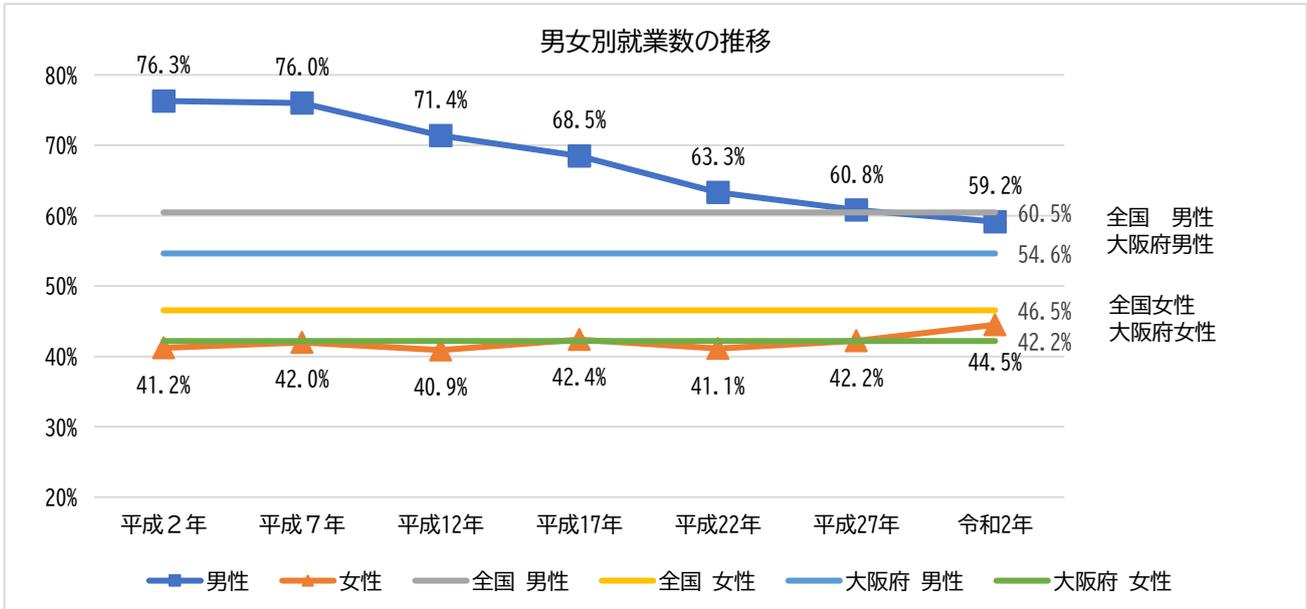
国勢調査

(3) 就労状況

① 男女別就業率の推移

男性の就業率は平成2(1990)年には76.3%でしたが、令和2(2020)年には59.2%に減少し、女性の就業率は平成2(1990)年には41.2%でしたが、令和2(2020)年には44.5%に微増しています。

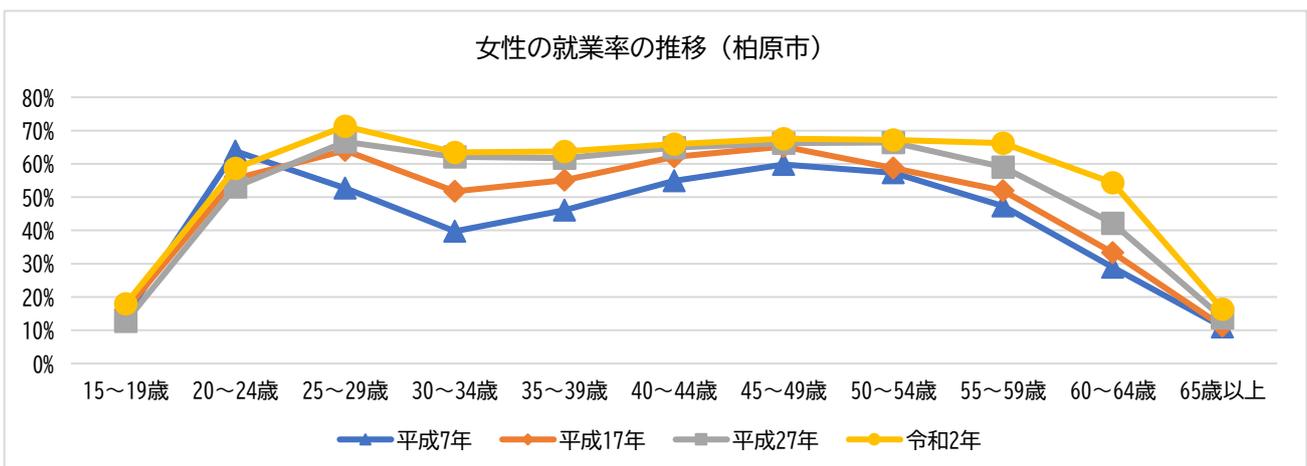
令和2(2020)年で全国、大阪府と比較すると、男性は59.2%で全国の60.5%よりやや下回り、大阪府の54.6%より上回り、女性は44.5%で全国の46.5%より下回り、大阪府の42.2%より上回っています。



国勢調査
全国、大阪府は令和2年の数値

② 女性の年齢階層別就業率の推移

女性の年齢階層別就業率をみると、子育て期に当たる30歳代の就業率がその他の年齢層に比べて大きく上昇しています。なかでもこれまで最も低かった30～34歳は10年ごとに約10ポイントずつ上昇して、この25年間で20ポイント以上高くなっています。



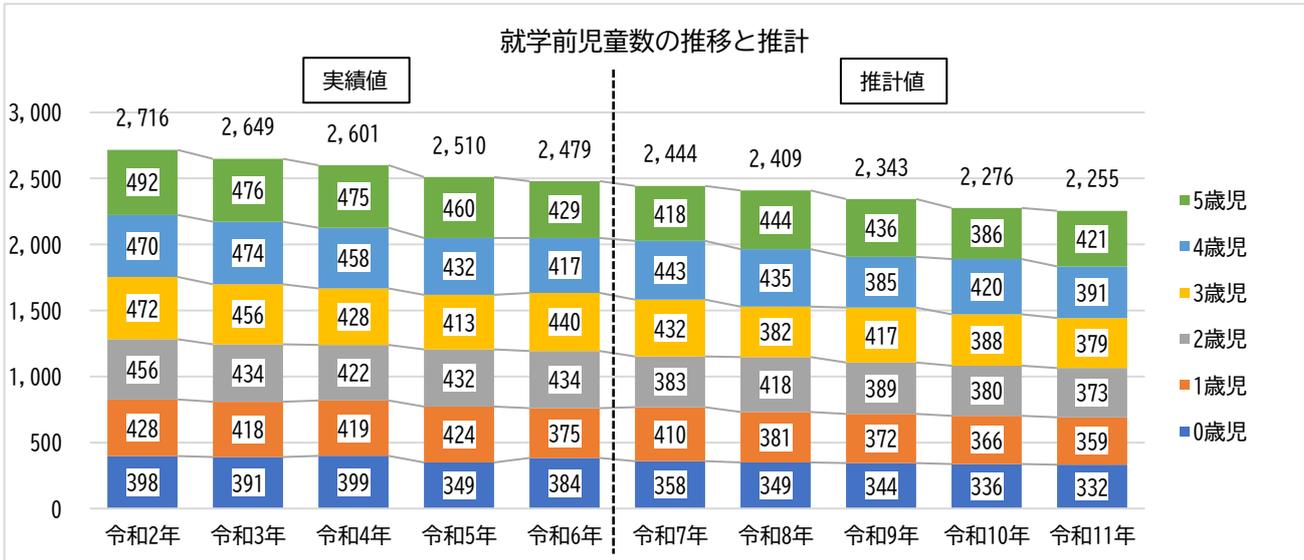
	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成7年	14.3%	63.8%	52.7%	39.7%	46.1%	54.9%	59.8%	57.3%	47.3%	28.9%	11.0%
平成17年	16.1%	55.6%	64.0%	51.7%	55.1%	62.1%	65.2%	58.7%	51.9%	33.3%	11.2%
平成27年	12.7%	53.1%	66.6%	62.1%	61.7%	64.9%	66.2%	66.4%	59.0%	42.1%	13.7%
令和2年	18.0%	58.6%	71.3%	63.5%	63.8%	66.0%	67.6%	67.2%	66.2%	54.3%	16.3%

(4) 児童数の推移

① 就学前児童数の推移と推計

就学前児童(0～5歳児)人口は減少傾向が続いており、令和6(2024)年には2,479人と令和2(2020)年の2,716人より237人減少しています。

また、人口の推計をみると、減少傾向が続き、令和7(2025)年の2,444人から令和11(2029)年には2,255人へと、189人減少すると見込まれています。

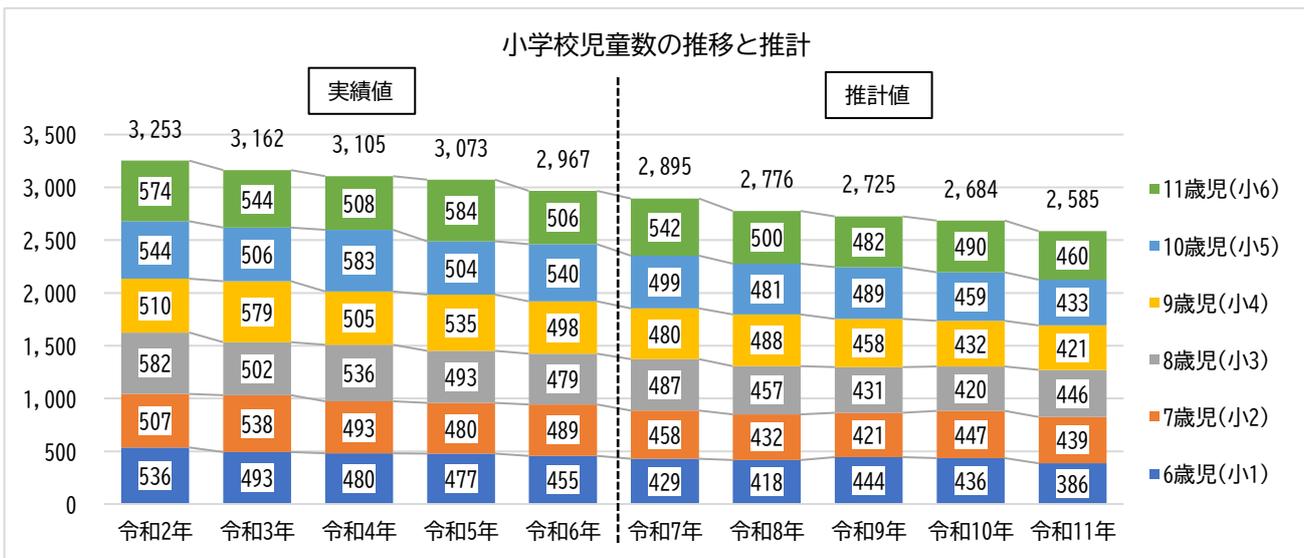


※ 令和2年～令和6年は住民基本台帳(各年3月末)による実績値
 ※ 令和7年～令和11年はコーホート変化率法による人口推計

② 小学校児童数の推移と推計

小学校児童(6～11歳児)人口も減少傾向が続いており、令和6(2024)年には2,967人と令和2(2020)年の3,253人より286人減少しています。

また、人口の推計をみると、減少傾向が続き、令和7(2025)年の2,895人から令和11(2029)年には2,585人へと、310人減少すると見込まれています。



※ 令和2年～令和6年は住民基本台帳(各年3月末)による実績値
 ※ 令和7年～令和11年はコーホート変化率法による人口推計

(5) 統計からみる現状のまとめ

■ 人口の推移・推計

総人口は緩やかに減少し、少子化が進行している

- 総人口は令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけて、2,036人(減少率3.0%)減少しています。
- 高齢者人口は漸増している一方、0～14歳人口、15～64歳人口は漸減し、なかでも年少人口の減少率が高くなっています。
- 令和11(2027)年までの推計人口では、総人口の減少に比例し、就学前児童及び小学校児童も令和2(2020)年の約80%へと減少するとされています。

■ 少子化の背景

出生率、合計特殊出生率、婚姻率ともに全国・大阪府を下回る

- 出生率、合計特殊出生率が全国・大阪府を下回る背景として、婚姻率が大阪府を下回っていることに加え、女性の25～34歳の未婚率が全国・大阪府を上回っていることが考えられます。我が国では、出生数全体に占める婚姻関係にある男女の間に生まれる子どもの割合が高いため、非婚化、晩婚化が少子化の大きな要因と言われています。

■ 世帯の動向

世帯の小規模化・核家族化が進行

- 依然として、総世帯数は漸増の傾向にあり、一世帯当たり人員数は減少し続けて、世帯の小規模化・核家族化は進行しています。
- 子どものいる世帯数は、年々減少し、30年前に比べて45%となっています。
- ひとり親世帯数は、平成17(2005)年以降、減少傾向となっています。

■ 就業率の動向

子育て期も働き続ける女性の増加

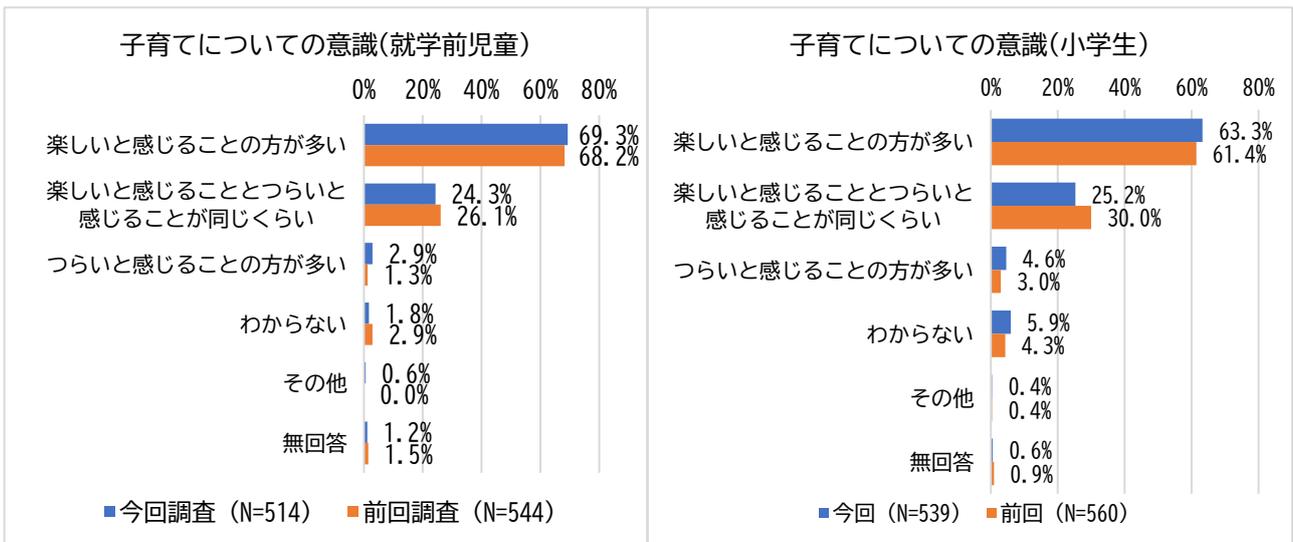
- 男性の就業率が低下している背景は、人口の高齢化によるものと考えられます。女性全体の就業率が横ばいで推移しているのは、高齢化の影響を相殺する程度に働く女性の増加が背景にあると考えられます。
- この25年間で、30歳代の女性の就業率が大幅に上昇し、M字カーブの底が大きく上昇しています。子育て世代に当たる30歳代女性の就業率の上昇は大きいですが、全国平均と比べると約10ポイント低くなっています。
- 就業率は、男女ともに大阪府平均よりは高いものの全国より低い水準となっています。

2. アンケート調査結果からみる現状

(1) 子育てが楽しいと感じるか(就学前児童・小学生)

子育てが楽しいと感じるかをみると、「楽しいと感じることの方が多い」が就学前児童で 69.3%、小学生では 63.3%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が就学前児童で 24.3%、小学生では 25.2%となっています。

前回調査と比べて、就学前児童、小学生とも、僅かながら「楽しいと感じることの方が多い」「つらいと感じることの方が多い」が高くなっており、就学前児童、小学生とも「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」は低くなっています。

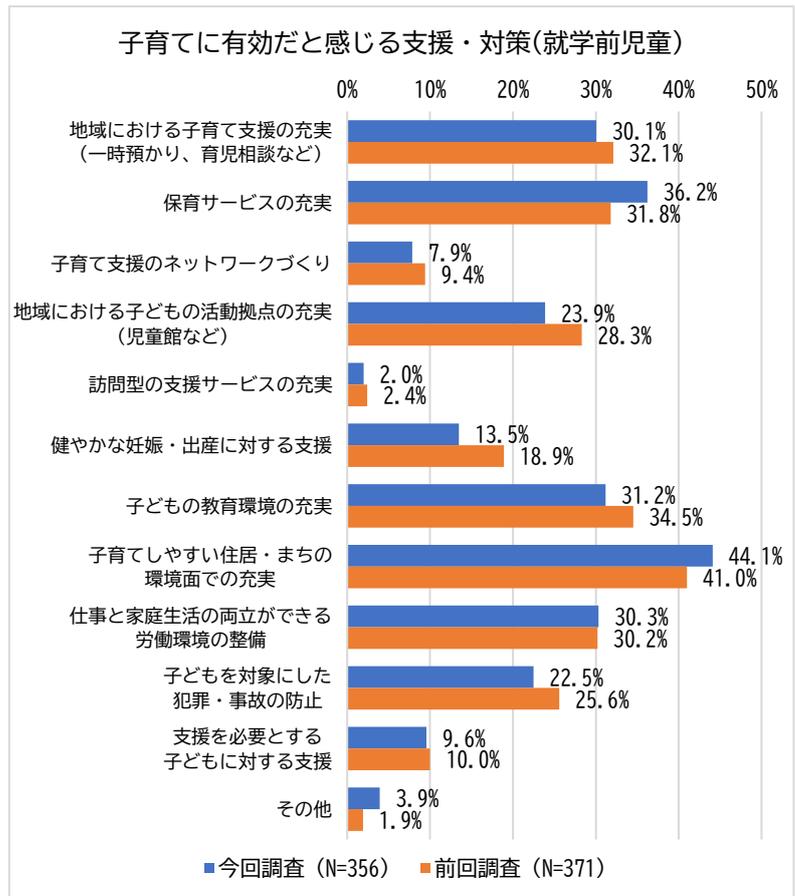


(2) 子育てに関して有効だと感じる支援・対策(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

子育てに関して有効だと感じる支援・対策をみると、就学前児童では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が44.1%でもっとも多く、次いで「保育サービスの充実」が36.2%、「子どもの教育環境の充実」が31.2%、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が30.3%、「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」が30.1%となっています。

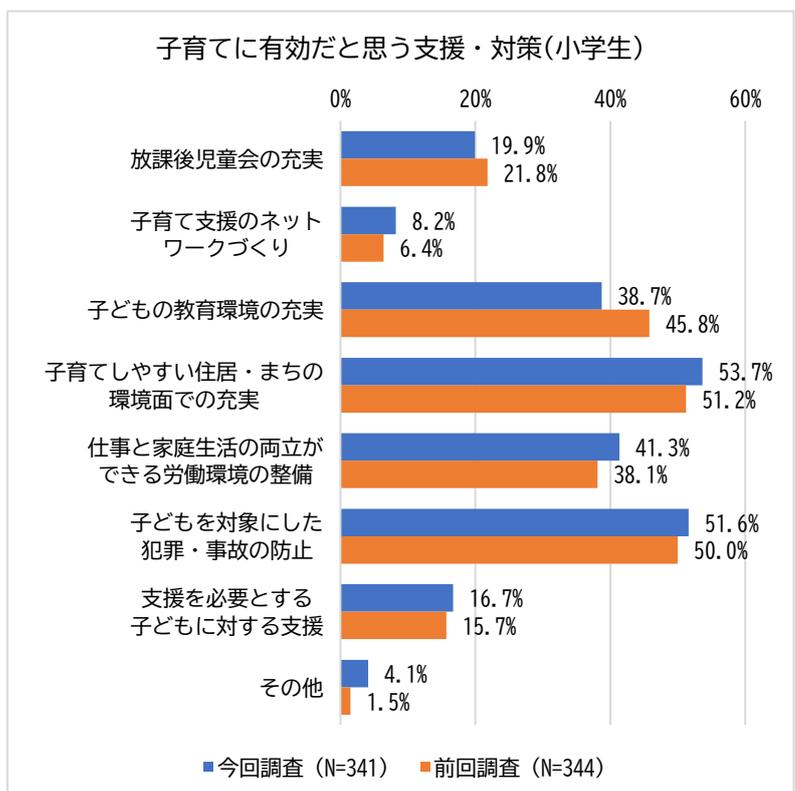
前回調査と比較すると、「保育サービスの充実」が4.4ポイント、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が3.1ポイント増加し、「健やかな妊娠・出産に対する支援」が5.4ポイント、「地域における子どもの活動拠点の充実(児童館など)」が4.4ポイント、「子どもの教育環境の充実」が3.3ポイント減少しています。



② 小学生

子育てに有効だと思う支援・対策をみると、小学生では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が53.7%でもっとも多く、次いで「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」が51.6%、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が41.3%、「子どもの教育環境の充実」が38.7%となっています。

前回調査と比較すると、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が3.2ポイント、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が2.5ポイント増加し、「子どもの教育環境の充実」が7.1ポイント減少しています。

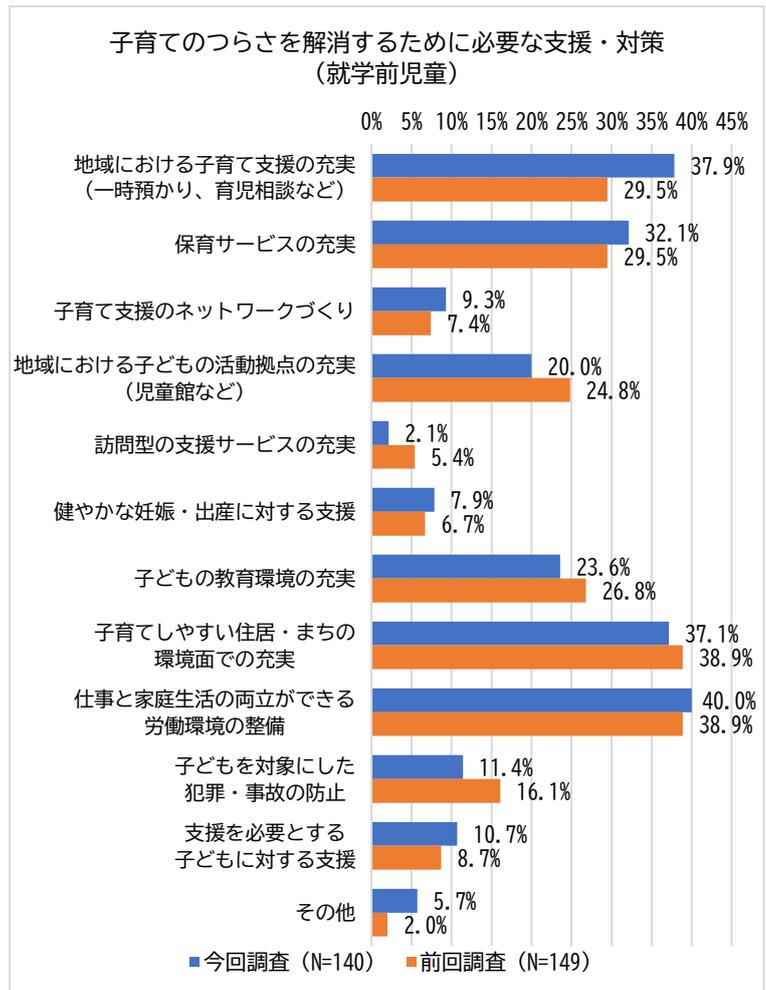


(3) 子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策については、就学前児童では「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が40.0%でもっとも多く、次いで「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」が37.9%、「子育てしやすい住居・まちな環境面での充実」が37.1%、「保育サービスの充実」が32.1%、「子どもの教育環境の充実」が23.6%となっています。

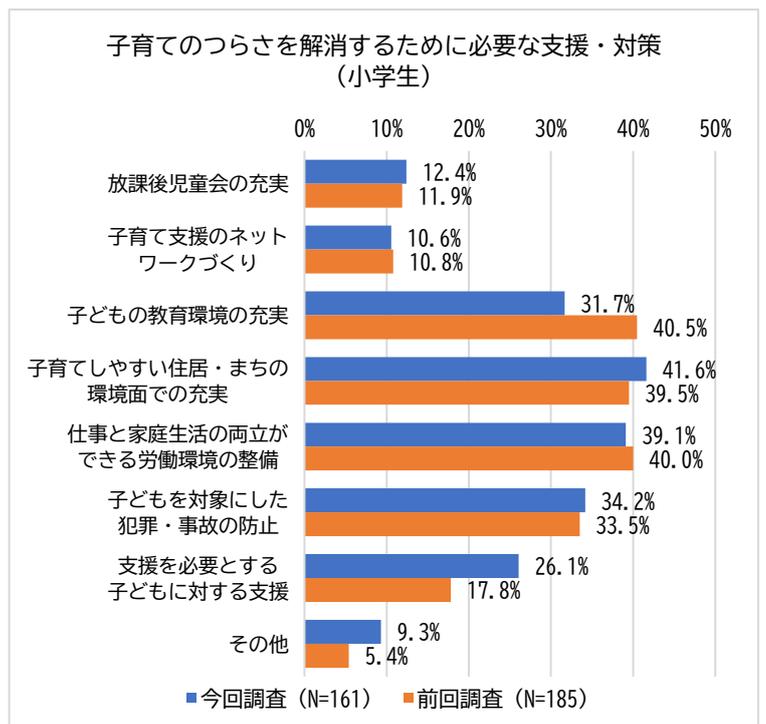
前回調査と比較すると、「地域における子育て支援の充実(一時預かり、育児相談など)」が8.4ポイント増加し、「地域における子どもの活動拠点の充実(児童館など)」が4.8ポイント、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」が4.7ポイント、「訪問型の支援サービスの充実」が3.3ポイント、「子どもの教育環境の充実」が3.2ポイント減少しています。一時預かり、育児相談などの子育て支援や保育サービスがさらに求められるようになっていることがわかります。



② 小学生

子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策は、小学生では「子育てしやすい住居・まちな環境面での充実」が41.6%でもっとも多く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が39.1%、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止」が34.2%となっています。

前回調査と比較すると、「支援を必要とする子どもに対する支援」が8.3ポイント増加し、「子どもの教育環境の充実」が8.8ポイント減少しています。支援を必要とする子どもに支援が行き届くことが求められる一方、教育環境については、以前よりも充実していると感じられているようです。



(4) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

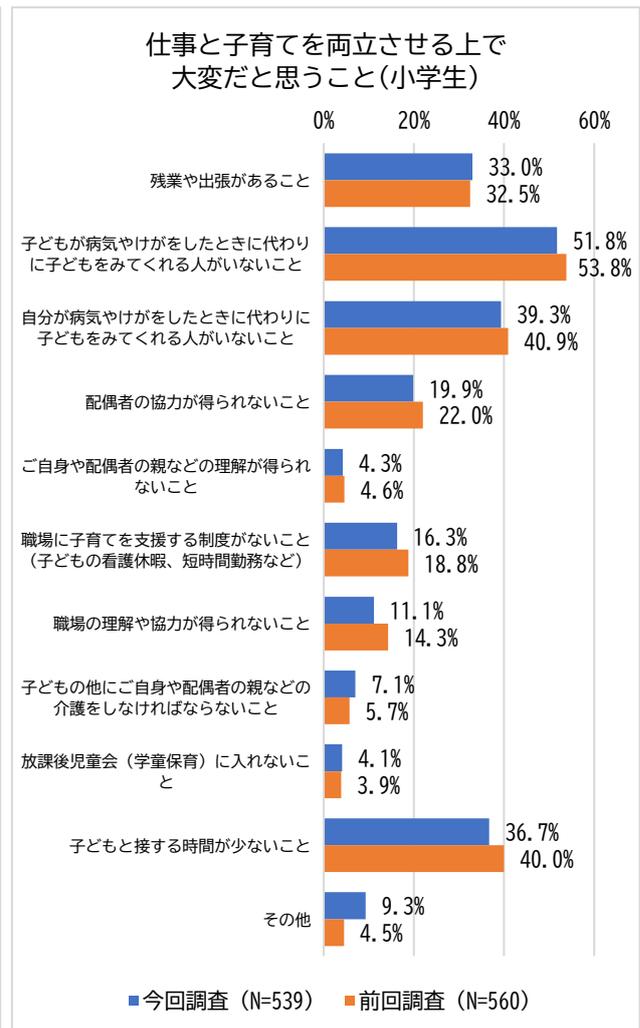
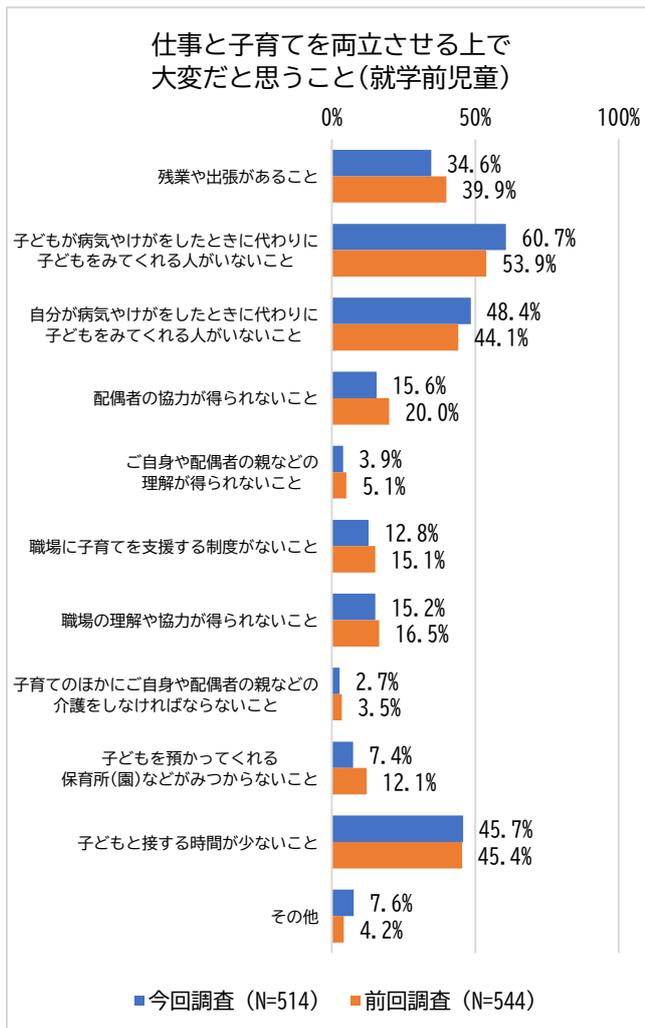
仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことは、就学前児童では「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が60.7%でもっとも多く、次いで「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が48.4%、「子どもと接する時間が少ないこと」が45.7%、「残業や出張があること」が34.6%でした。

前回調査と比較すると、「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が6.8ポイント、「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が4.3ポイント増加し、「残業や出張があること」が5.3ポイント、「子どもを預かってくれる保育所(園)などがみつからないこと」が4.7ポイント、「配偶者の協力が得られないこと」が4.4ポイント減少しています。

② 小学生

小学生では、「子どもが病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が51.8%でもっとも多く、次いで「自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が39.3%、「子どもと接する時間が少ないこと」が36.7%、「残業や出張があること」が33.0%、「配偶者の協力が得られないこと」が19.9%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化は見られません。



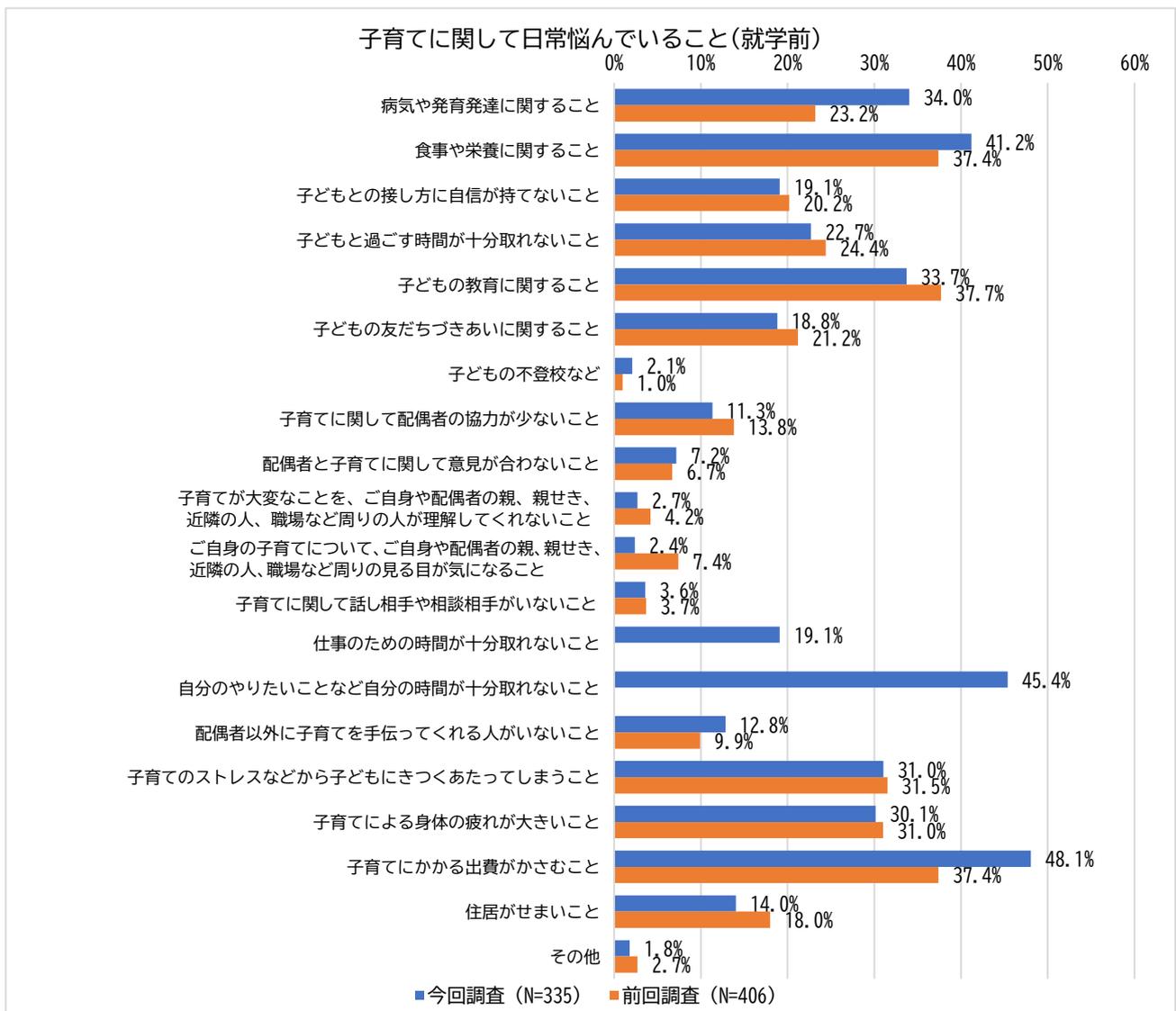
(5) 子育てに関して日常悩んでいること(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

子育てに関して、日常悩んでいることについては、就学前児童では「子育てにかかる出費がかさむこと」が48.1%でもっとも多く、次いで「自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が45.4%、「食事や栄養に関すること」が41.2%、「病気や発育発達に関すること」が34.0%、「子どもの教育に関すること」が33.7%となっています。

前回調査と比較すると、「病気や発育発達に関すること」が10.8ポイント、「子育てにかかる出費がかさむこと」が10.7ポイント増加し、「ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人、職場など周りの見目が気になること」が5.0ポイント、「子どもの教育に関すること」が4.0ポイント、「住居がせまいこと」が4.0%ポイント減少しています。病気や発育発達、食事や栄養など子どもの健康に関してや子育てに係る出費といった経済的負担に対する悩みの増加が目立ちます。相談等の支援においては、このような悩みを持っておられる方が多いことを念頭に置き、対応していくことが必要になってきています。

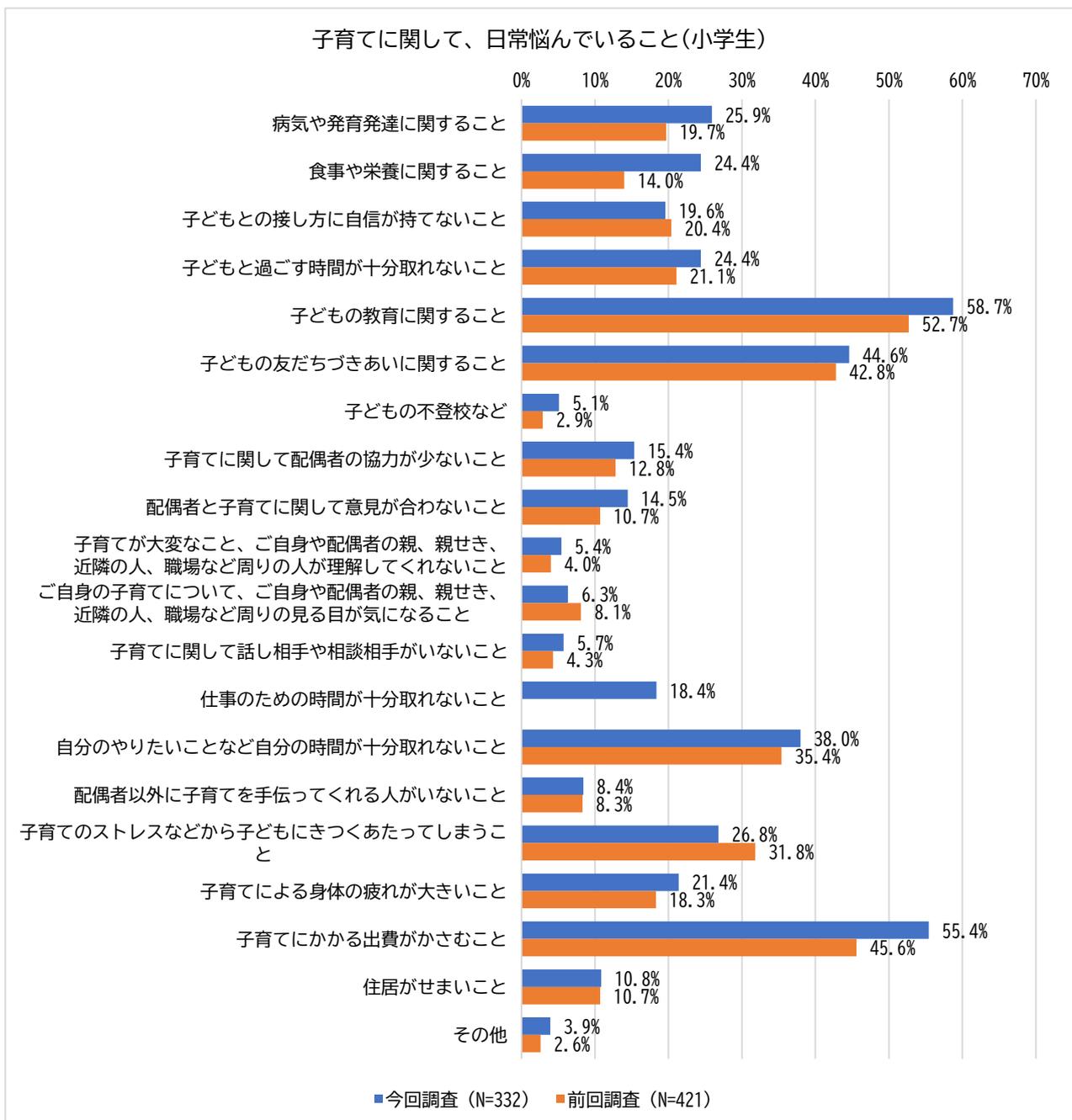
前回調査では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」となっていた質問項目が今回調査では「自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「仕事のための時間が十分取れないこと」に分割した質問に変更されたことから、前回調査のグラフにはこの項目は表示していません。



② 小学生

小学生では、「子どもの教育に関すること」が58.7%でもっとも多く、次いで「子育てにかかる出費がかさむこと」が55.4%、「子どもの友だちづきあいに関すること」が44.6%、「自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が38.0%、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が26.8%となっています。

前回調査と比較すると、「食事や栄養に関すること」が10.4ポイント、「子育てにかかる出費がかさむこと」が9.8ポイント、「病気や発育発達に関すること」が6.2ポイント、「子どもの教育に関すること」が6.0ポイント増加し、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が5.0ポイント減少しています。就学前児童と同様に子どもの健康に関する悩みと経済的負担に対する悩みが増えています。相談等の支援において、このような悩みが背景にあるかもしれないことを考慮して支援することが必要となってきました。



(6) 子育てに関する相談先(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

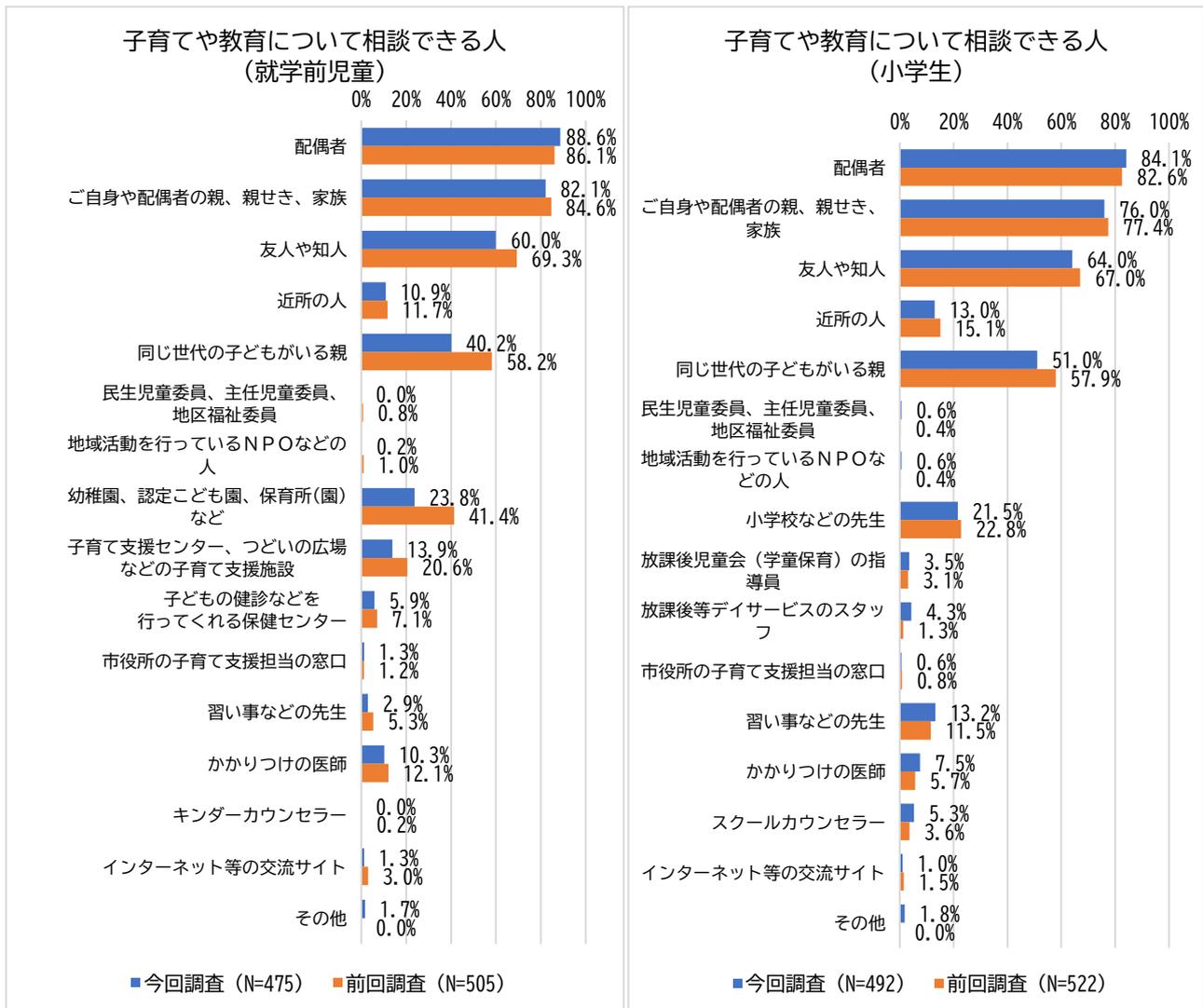
相談できる人や場所については、就学前児童では、「配偶者」が 88.6%ともっとも多く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」が 82.1%、「友人や知人」が 60.0%、「同じ世代の子どもがいる親」が 40.2%、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)など」が 23.8%の順になっています。

前回調査と比較すると、「同じ世代の子どもがいる親」が 18.0 ポイント、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)など」が 17.6%、「友人や知人」が 9.3 ポイント、「子育て支援センター、つどいの広場などの子育て支援施設」が 6.7 ポイント減少しており、子育てに関わる地域資源や地域住民等のつながりが希薄化してきている傾向がうかがえます。

② 小学生

小学生では、「配偶者」が 84.1%でもっとも多く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、家族」が 76.0%、「友人や知人」が 64.0%、「同じ世代の子どもがいる親」が 51.0%、「小学校などの先生」が 21.5%となっています。

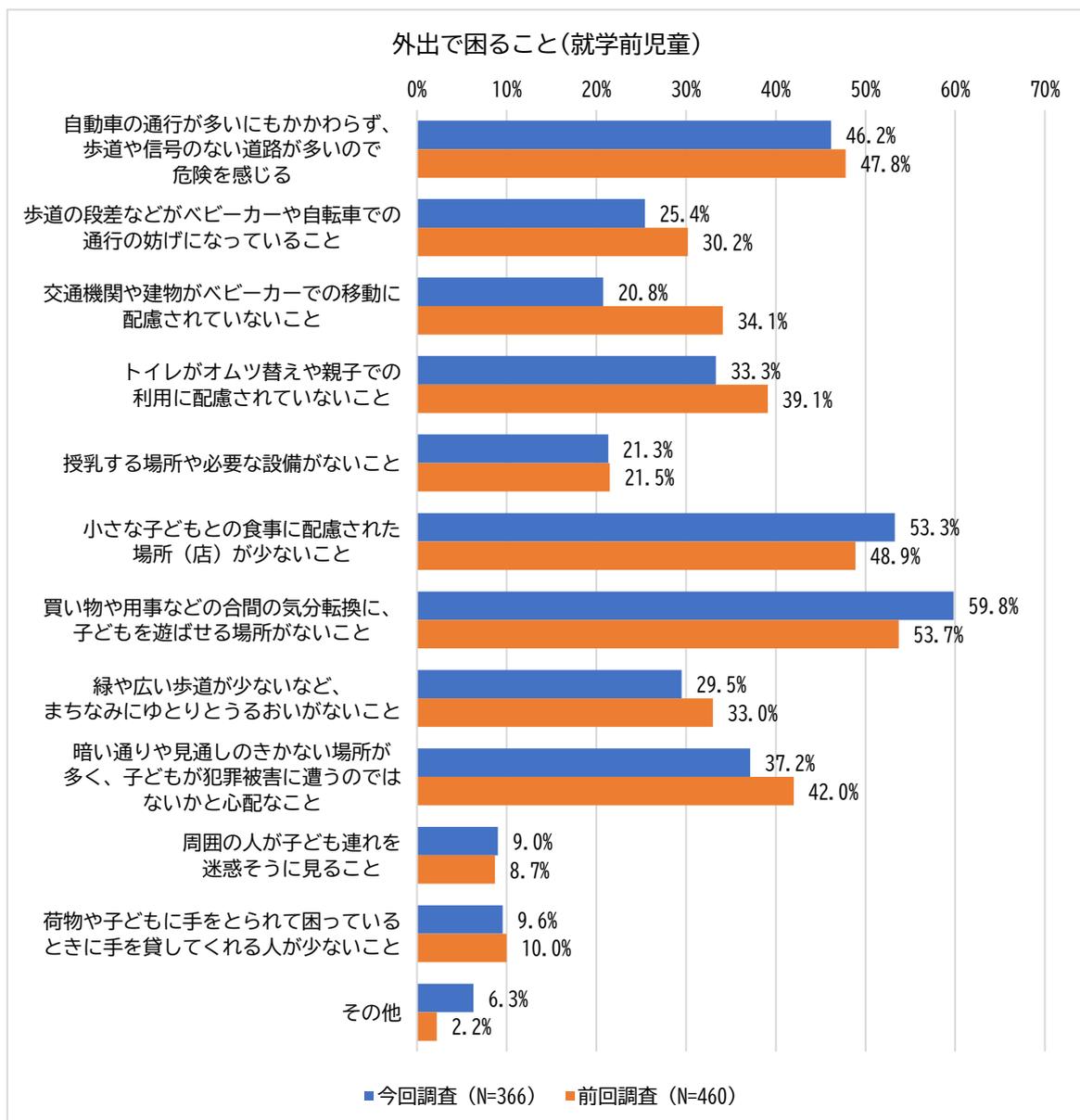
前回調査と比較すると、「同じ世代の子どもがいる親」が 6.9 ポイント、「友人や知人」が 3.0 ポイント、「近所の人」が 2.1 ポイント減少しています。



(7) 外出で困る(困った)こと(就学前児童)

困ることの内容は、「買い物や用事などの合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が 59.8%でもっとも多く、次いで「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ないこと」が 53.3%、「自動車の通行が多いにもかかわらず、歩道や信号のない道路が多いので危険を感じる」が 46.2%、「暗い通りや見通しのきかない場所が多く、子どもが犯罪被害に遭うのではないかと心配なこと」が 37.2%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が 33.3%となっています。

前回調査と比較すると、「買い物や用事などの合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が 6.1ポイント、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ないこと」が 4.4ポイント増加し、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」が 13.3ポイント、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が 5.8ポイント減少しています。



(8) 子どもの遊び場について、日ごろ感じていること(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

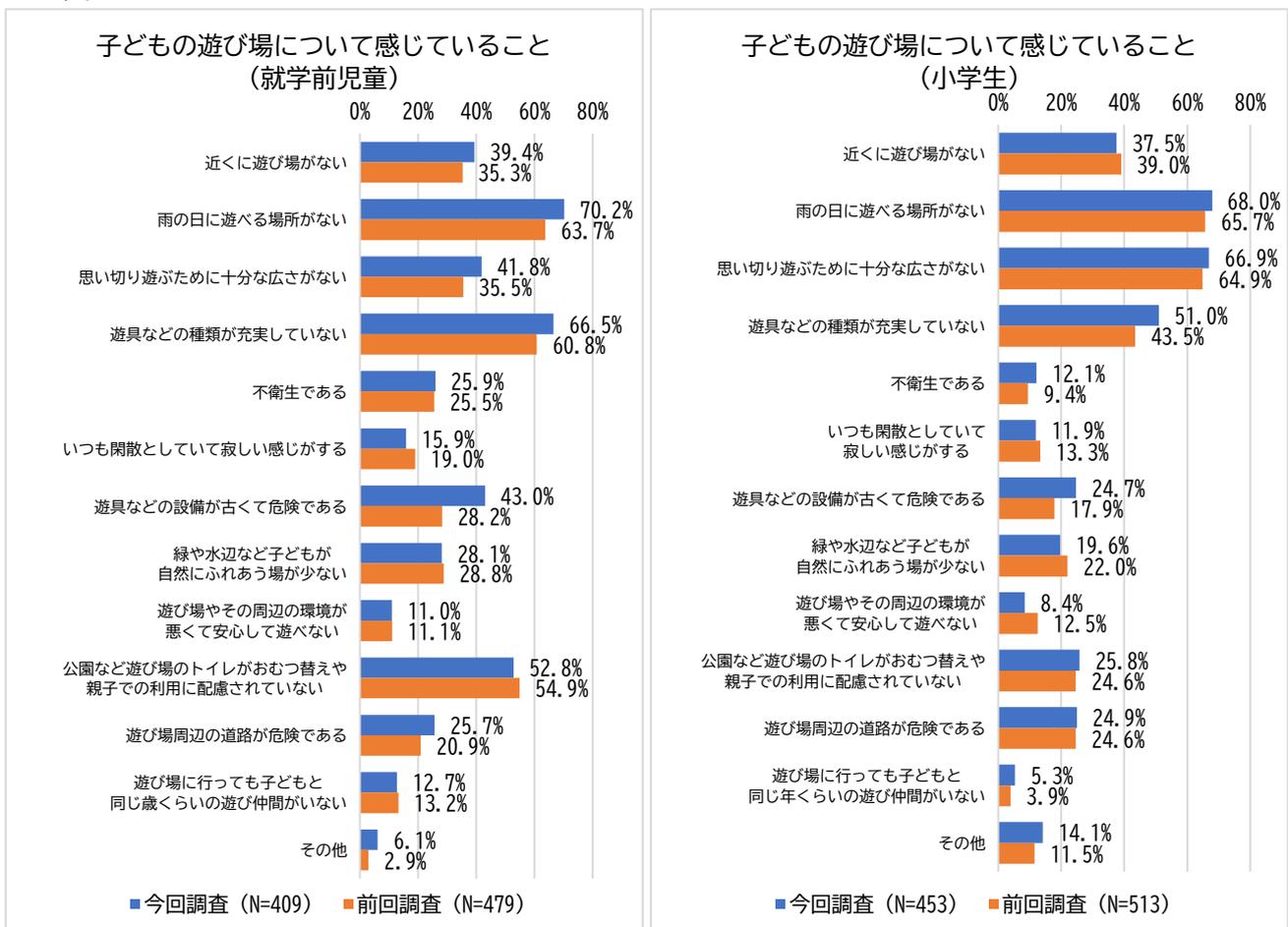
子どもの遊び場について気になることは、就学前児童では「雨の日に遊べる場所がない」が70.2%でもっとも多く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が66.5%、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」が52.8%、「遊具などの設備が古くて危険である」が43.0%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が41.8%となっています。

前回調査と比較すると、「遊具などの設備が古くて危険である」が14.8ポイント、「雨の日に遊べる場所がない」が6.5ポイント、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が6.3ポイント、「遊具などの種類が充実していない」が5.7ポイント、「遊び場周辺の道路が危険である」が4.8ポイント、「近くに遊び場がない」が4.1ポイント増加しています。

② 小学生

小学生では、「雨の日に遊べる場所がない」が68.0%でもっとも多く、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が66.9%、「遊具などの種類が充実していない」が51.0%、「近くに遊び場がない」が37.5%、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」が25.8%、「遊び場周辺の道路が危険である」が24.9%、「遊具などの設備が古くて危険である」が24.7%となっています。

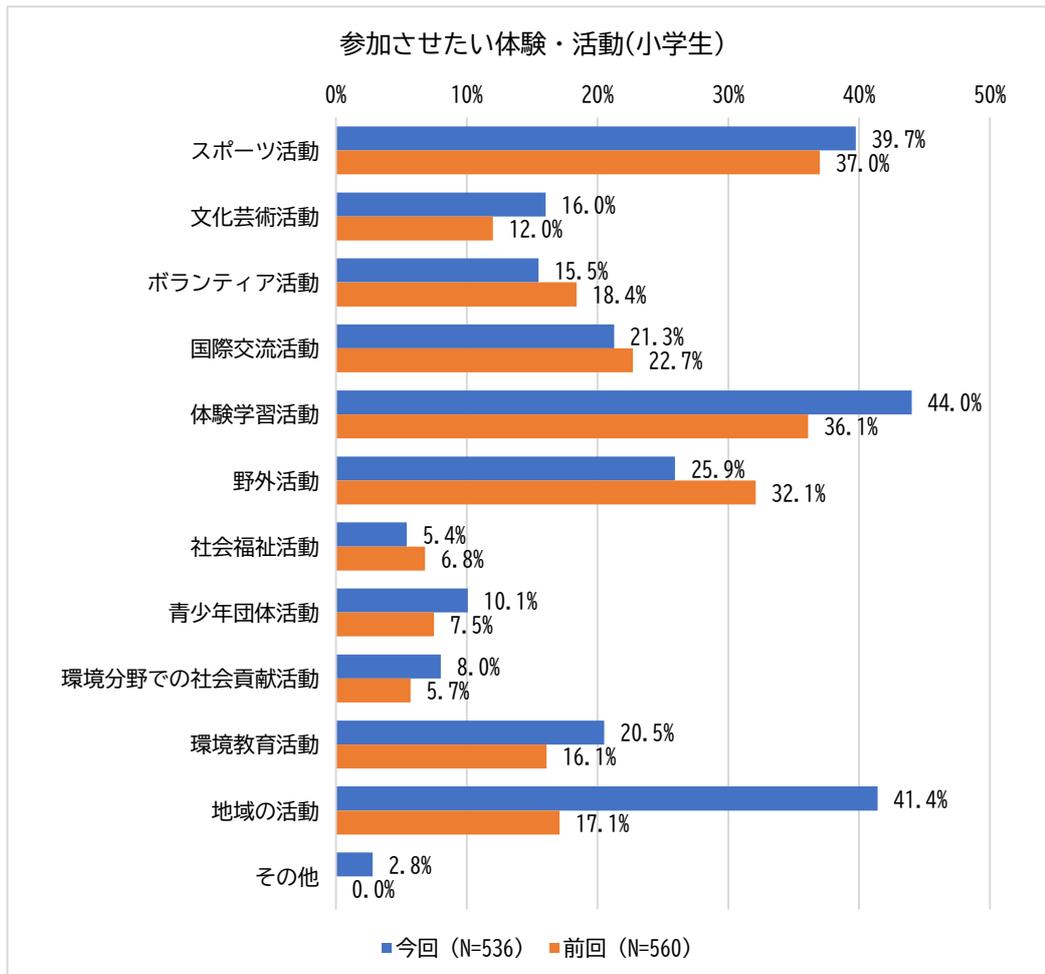
前回調査と比較すると、「遊具などの種類が充実していない」が7.5ポイント、「遊具などの設備が古くて危険である」が6.8ポイント増加し、「遊び場やその周辺の環境が悪くて安心して遊べない」が4.1ポイント減少しています。



(9) 子どもに参加させたい体験・活動(小学生)

参加させたい体験・活動は、「体験学習活動」が 44.0%でもっとも多く、次いで「地域の活動」が 41.4%、「スポーツ活動」が 39.7%、「野外活動」が 25.9%、「国際交流活動」が 21.3%、「環境教育活動」が 20.5%となっています。

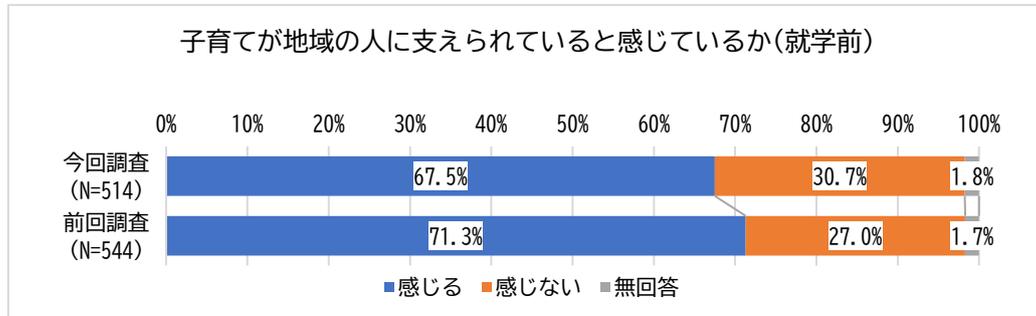
前回調査と比較すると、「地域の活動」が 24.3 ポイント、「体験学習活動」が 7.9 ポイント、「環境教育活動」が 4.4 ポイント、「文化芸術活動」が 4.0 ポイント増加し、「野外活動」が 6.2 ポイント減少しています。「地域の活動」が大きく増加している原因として、コロナ禍で地域のお祭りや学校の運動会に制限があったことに対して、それらの活動に参加させてあげたいという希望が膨らんだ結果ではないかと推測されます。



(10) 子育てが地域の人に支えられていると感じるか(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

子育てが地域の人に支えられていると感じるかについて、就学前児童では「感じる」は 67.5%で、前回調査と比較して 3.8 ポイント減少し、「感じない」は 30.7%で、3.7 ポイント増加しています。

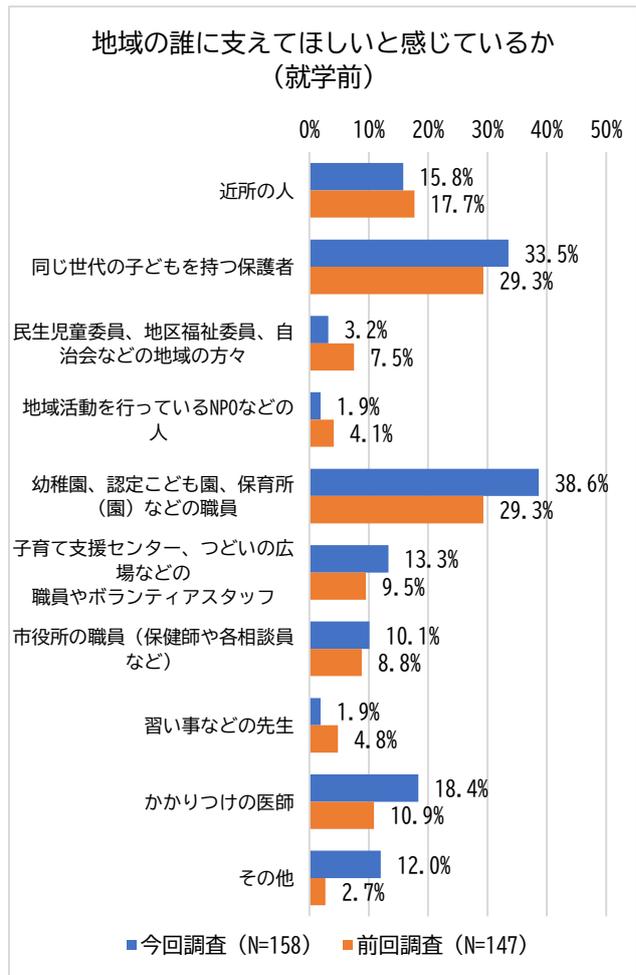
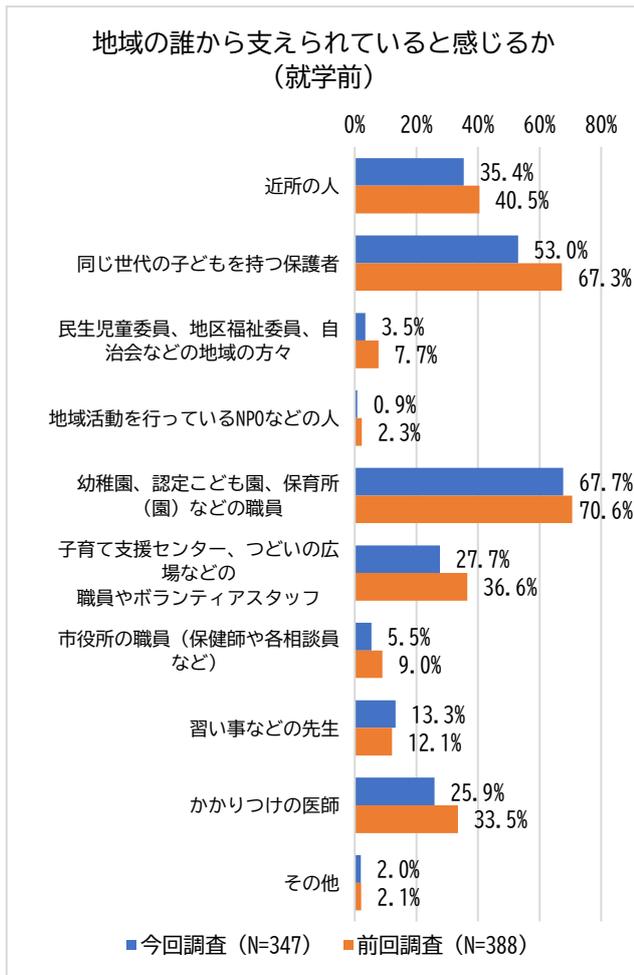


「感じる」と回答した人が地域の誰から支えられていると感じているかについては、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」が 67.7%でもっとも多く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」が 53.0%、「近所の人」が 35.4%、「子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ」が 27.7%、「かかりつけの医師」が 25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が 14.3 ポイント、「子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ」が 8.9 ポイント、「かかりつけの医師」が 7.6 ポイント、「近所の人」が 5.1 ポイント、「民生児童委員、地区福祉委員、自治会などの地域の方々」が 4.2 ポイント減少しています。

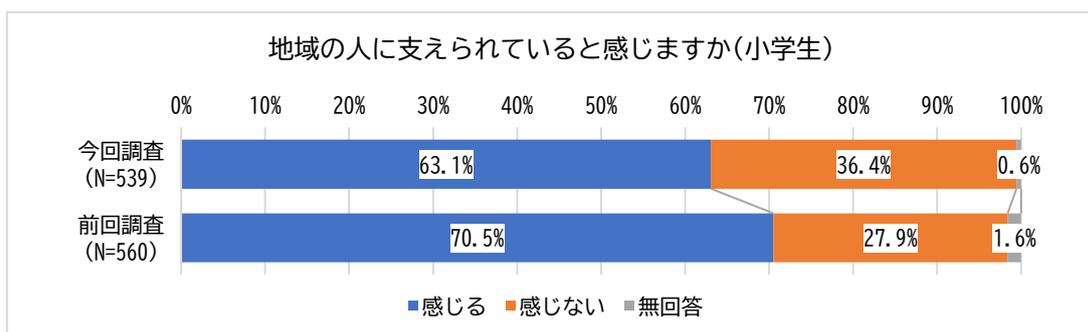
「感じない」と回答した人が、地域の誰に支えてほしいと感じているかについては、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」が 38.6%でもっとも多く、次いで「同じ世代の子どもを持つ保護者」が 33.5%、「かかりつけの医師」が 18.4%、「近所の人」が 15.8%、「子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ」が 13.3%となっています。

前回調査と比較すると、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」が 9.3 ポイント、「かかりつけの医師」が 7.5 ポイント、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が 4.2 ポイント、「子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ」が 3.8 ポイント増加し、「民生児童委員、地区福祉委員、自治会などの地域の方々」が 4.3 ポイント減少しています。傾向として「近所の人」や「民生児童委員、地区福祉委員、自治会などの地域の方々」といった地元地域への期待が減少し、「幼稚園、認定こども園、保育所(園)などの職員」、「子育て支援センター、つどいの広場などの職員やボランティアスタッフ」といった公的な人員への期待値が高いようです。市の施設では、今よりも話しやすい雰囲気づくりや安心して相談できる環境づくりなど、身近に感じられる関係性を持てるような支援が求められていると感じられます。



② 小学生

地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」が63.1%で、前回調査と比較して、7.4ポイント減少し、「感じない」が36.4%で、前回調査と比較して、8.5ポイント増加しています。

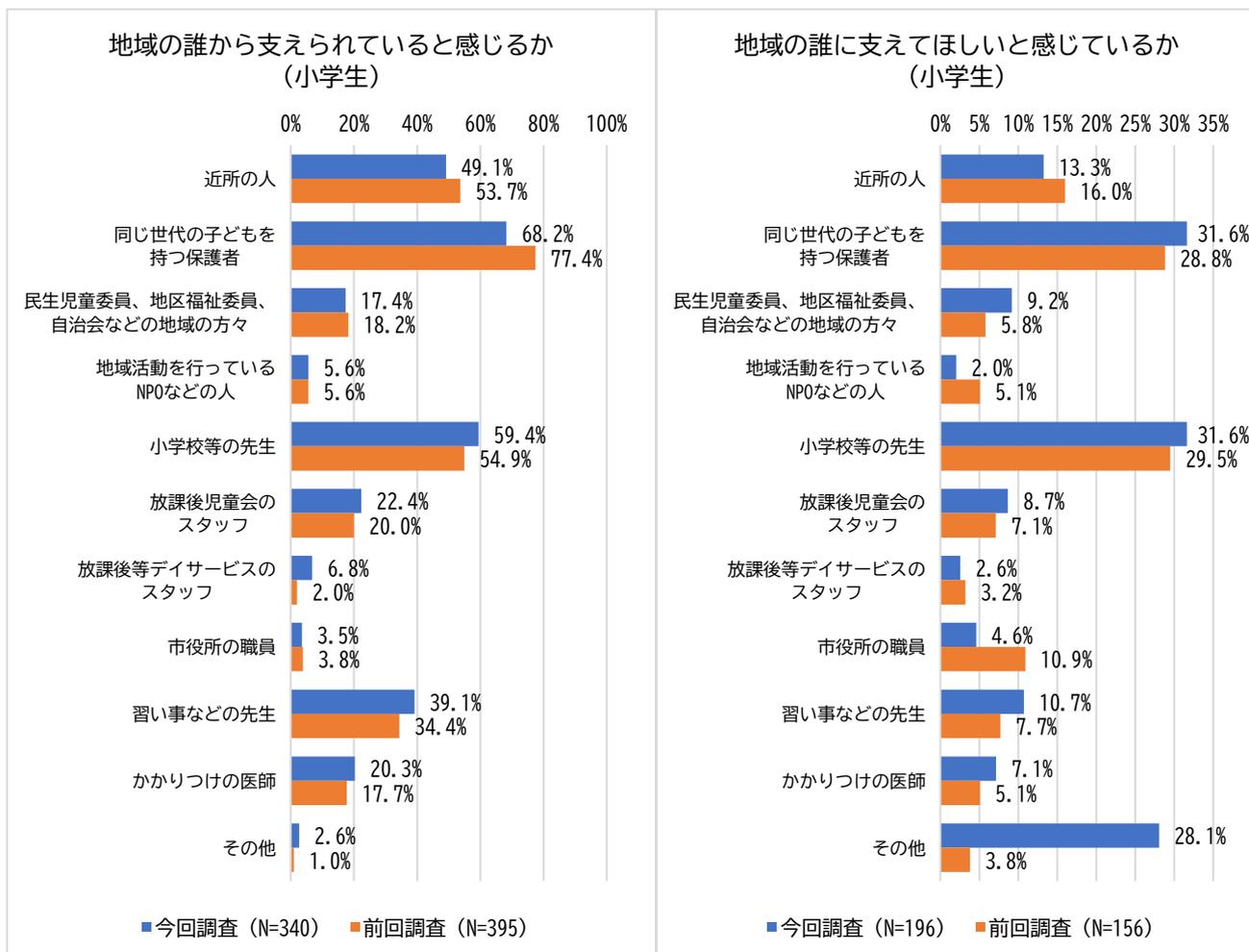


「感じる」と回答した人が地域の誰から支えられていると感じるかについては、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が68.2%でもっとも多く、次いで「小学校等の先生」が59.4%、「近所の人」が49.1%、「習い事などの先生」が39.1%となっています。

前回調査と比較すると、「放課後等デイサービスのスタッフ」が4.8ポイント、「習い事などの先生」が4.7ポイント、「小学校等の先生」が4.5ポイント増加し、「同じ世代の子どもを持つ保護者」が9.2ポイント、「近所の人」が4.6ポイント減少しています。

地域の誰に支えてほしいかでは、「同じ世代の子どもを持つ保護者」「小学校等の先生」が共に31.6%でもっとも多く、次いで「近所の人」が13.3%、「習い事などの先生」が10.7%となっています。

前回調査との比較では、「民生児童委員、地区福祉委員、自治会などの地域の方々」が 3.4 ポイント、「習い事などの先生」が 3.0 ポイント増加し、「市役所の職員」が 6.3 ポイント減少しています。就学前児童と同じように「近所の人」や「地域活動を行っている NPO などの人」といった地域の割合が減り、「小学校の先生」や「習い事などの先生」、「放課後デイサービスのスタッフ」といった回答が増えており、こちらも公的な人員への期待が高まっています。(6)の設問では相談できる人のうち公的人員の割合が高くないことから、支えてほしいと感じながらも、相談できていない現状がうかがえ、今後の課題と考えます。

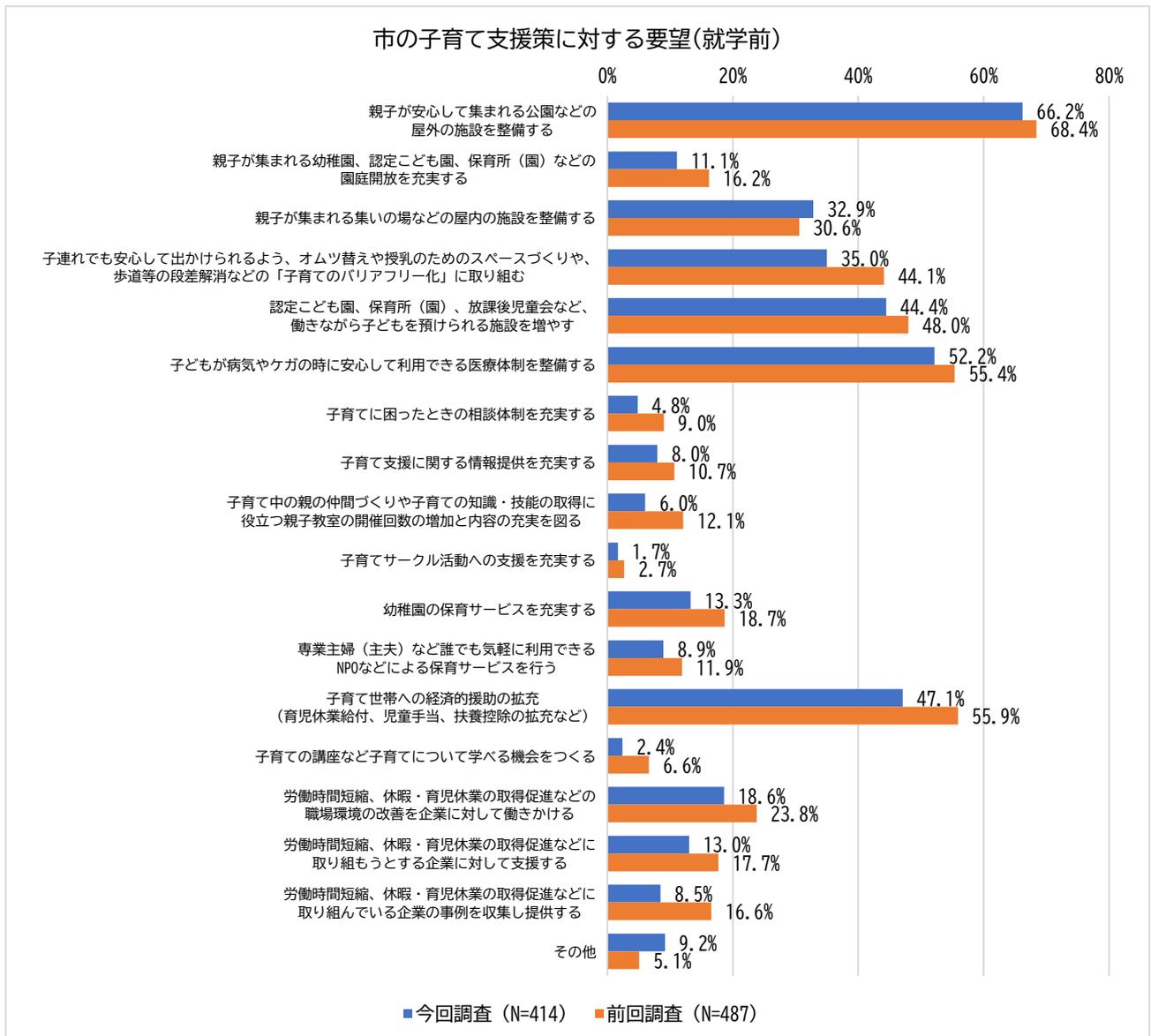


(11) 市の子育て支援策に対する要望(就学前児童・小学生)

① 就学前児童

市の子育て支援策に対する要望内容については、就学前児童では「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が 66.2%でもっとも多く、次いで「子どもが病気やケガの時に安心して利用できる医療体制を整備する」が 52.2%。「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など)」が 47.1%、「認定こども園、保育所(園)、放課後児童会など、働きながら子どもを預けられる施設を増やす」が 44.4%となっています。

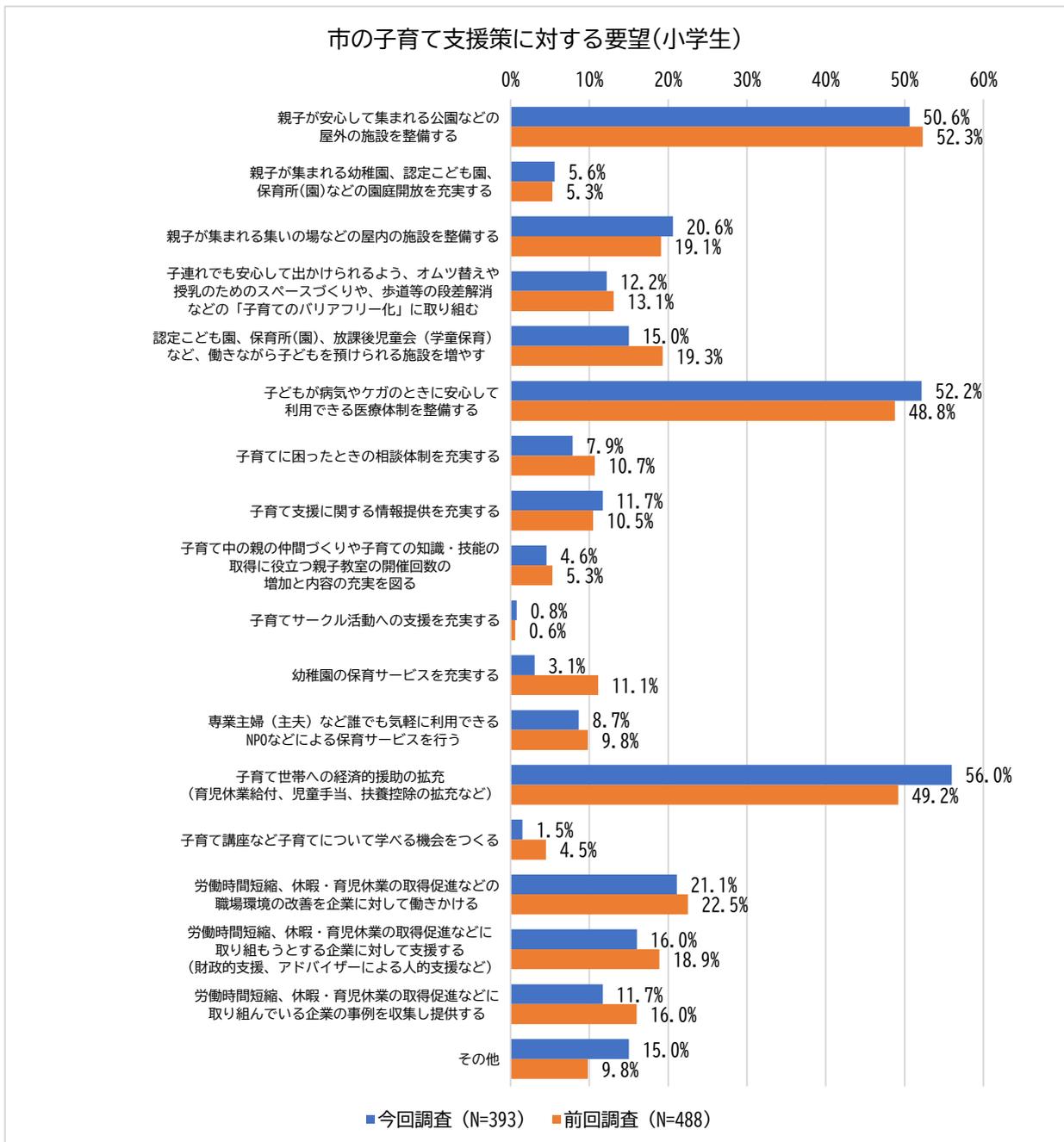
前回調査と比較すると、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道等の段差解消などの『子育てのバリアフリー化』に取り組む」が 9.1 ポイント、「子育て世帯への経済的援助の拡充(育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充など)」が 8.8 ポイント、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組んでいる企業の事例を収集し提供する」が 8.1 ポイント、「子育て中の親の仲間づくりや子育ての知識・技能の取得に役立つ親子教室の開催回数の増加と内容の充実を図る」が 6.1 ポイント、「幼稚園の保育サービスを充実する」が 5.4 ポイント減少しています。前回調査から要望の減っている項目がいくつかあり、一定の成果がうかがえます。



② 小学生

小学生では、「子育て世帯への経済的援助の拡充」が56.0%でもっとも多く、次いで「子どもが病気やケガのときに安心して利用できる医療体制を整備する」が52.2%、「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備する」が50.6%。「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などの職場環境の改善を企業に対して働きかける」が21.1%、「親子が集まれる集いの場などの屋内の施設を整備する」が20.6%となっています。

前回調査と比較すると、「子育て世帯への経済的援助の拡充」が6.8ポイント、「子どもが病気やケガのときに安心して利用できる医療体制を整備する」が3.4ポイント増加し、「幼稚園の保育サービスを充実する」が8.0ポイント、「認定こども園、保育所(園)、放課後児童会(学童保育)など、働きながら子どもを預けられる施設を増やす」が4.3ポイント、「労働時間短縮、休暇・育児休業の取得促進などに取り組んでいる企業の事例を収集し提供する」が4.3ポイント減少しています。



3. 子育て支援事業におけるこれまでの取組状況

(1) 保育所・小規模保育事業所・認定こども園(2・3号)の状況

① 市内保育施設の状況

令和6(2024)年4月現在、市内の就学前保育施設(2号・3号認定※の児童が利用する特定教育・保育施設)は、公立認定こども園4か所、公立保育所1か所、私立保育所7か所、私立認定こども園(幼稚園型)1か所、私立小規模保育事業所2か所の合計15か所で、定員は1,366人となっています。

市内からの通所児童は令和2(2020)年度より増加傾向にあり、令和6(2024)年度では1,409人となっています。

4月1日時点での待機児童数については、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度まで0人となっています。

■ 通所児童数(各年4月1日現在)

単位：人、%

	令和2 (2020)年度		令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度		令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度	
	市内 通所	市外 通所								
0歳児	59	1	73	0	79	0	68	1	68	0
1歳児	190	0	201	1	219	0	224	0	207	1
2歳児	250	2	245	0	253	0	271	0	275	2
3歳児	274	1	269	0	266	0	280	1	295	0
4歳児	284	1	284	1	272	0	275	0	284	2
5歳児	273	0	294	2	294	0	280	0	280	0
0～5歳合計	1,330	5	1,366	4	1,383	0	1,398	2	1,409	5
0～2歳合計	499	3	519	1	551	0	563	1	550	3
0～2歳割合	37.5	60.0	38.0	25.0	39.8	—	40.3	50.0	39.0	60.0
定員※	1,452	—	1,396	—	1,396	—	1,380	—	1,366	—
定員 充足率※	91.6		97.9		99.1		101.3		103.1	

資料：こども施設課

注) 市内通所児童数には他市からの受託児数を含む

※2号認定とは、保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子どもをいい、3号認定とは、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子どもをいう。

※定員は、各施設利用定員の合計

※定員充足率＝認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 市内通所児童の内訳(各年4月1日現在)

単位：人、%

	令和2 (2020)年度			令和3 (2021)年度			令和4 (2022)年度			令和5 (2023)年度			令和6 (2024)年度		
	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体
0歳児	0	59	59	6	67	73	6	73	79	6	62	68	5	63	68
1歳児	27	163	190	40	161	201	47	172	219	47	177	224	45	162	207
2歳児	89	161	250	83	162	245	69	184	253	78	193	271	84	191	275
3歳児	111	163	274	106	163	269	106	160	266	105	175	280	118	177	295
4歳児	119	165	284	111	173	284	110	162	272	115	160	275	108	176	284
5歳児	117	156	273	123	171	294	114	180	294	115	165	280	117	163	280
0～5歳 合計	463	867	1,330	469	897	1,366	452	931	1,383	466	932	1,398	477	932	1,409
0～2歳 合計	116	383	499	129	390	519	122	429	551	131	432	563	134	416	550
0～2歳 割合	25.1	44.2	37.5	27.5	43.5	38.0	27.0	46.1	39.8	28.1	46.4	40.3	28.1	44.6	39.0
定員*	570	882	1,452	514	882	1,396	514	882	1,396	514	866	1,380	514	852	1,366
定員 充足率*	81.2	98.3	91.6	91.2	101.7	97.9	87.9	105.6	99.1	90.7	107.6	101.3	92.8	109.4	103.1

資料：こども施設課

注) 市内通所児童数には他市からの受託児数を含む
 ※定員は、各施設利用定員の合計
 ※定員充足率=認可保育所入所者数÷定員数×100

■ 待機児童数(各年4月1日現在)

単位：人

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
待機児童数	0	0	0	0	0

資料：大阪府統計

② 障害児保育の状況

障害児保育の利用状況をみると、極端な増減はなく、70人から80人ぐらいで推移しています。

■ 通所児童数(各年4月1日現在)

単位:人

		令和2 (2020)年度			令和3 (2021)年度			令和4 (2022)年度			令和5 (2023)年度			令和6 (2024)年度		
		公立	私立	全体												
保育認定児童 (2号・3号)	0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳児	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	0	1
	2歳児	4	7	11	8	3	11	4	2	6	1	6	7	0	1	1
	3歳児	7	6	13	10	10	20	11	11	22	5	13	18	5	13	18
	4歳児	10	14	24	11	11	22	10	8	18	12	11	23	8	20	28
	5歳児	13	12	25	11	16	27	11	12	23	11	9	20	11	15	26
	合計	34	40	74	41	40	81	36	34	70	29	40	69	25	49	74
教育認定児童 (1号)	3歳児	-	-	-	1	0	1	1	0	1	1	0	1	6	0	6
	4歳児	-	-	-	5	0	5	9	0	9	5	0	5	3	0	3
	5歳児	-	-	-	6	0	6	3	0	3	2	0	2	3	0	3
	合計	-	-	-	12	0	12	13	0	13	8	0	8	12	0	12

資料:こども施設課

(2) 認定こども園(1号)、幼稚園の状況

令和6(2024)年5月現在、市内の就学前教育施設(学校教育を提供する機関として大阪府が認可した施設)は公立認定こども園4か所、公立幼稚園1か所、私立幼稚園 1 か所、私立認定こども園(幼稚園型)1 か所の合計 7 か所で、定員数は996人となっています。定員充足率は令和4年(2022)年には70%を超えましたが、令和6(2024)年度では 54.8%となっています。

■ 通園児童数(各年 5 月 1 日現在)

単位：人、%

	令和2 (2020)年度		令和3 (2021)年度		令和4 (2022)年度		令和5 (2023)年度		令和6 (2024)年度	
	市内 通園	市外 通園								
2歳児	2	1	0	0	3	1	2	2	5	0
3歳児	146	6	132	10	125	13	99	7	101	5
4歳児	179	8	175	8	165	11	141	12	122	6
5歳児	200	10	170	8	174	8	161	10	133	10
2～5歳合計	527	25	477	26	467	33	403	31	361	21
他市からの入園	250	—	239	—	237	—	221	—	185	—
定員*	1,460	—	1,151	—	996	—	996	—	996	—
定員充足率*	53.2	—	62.2	—	70.7	—	62.7	—	54.8	—

資料：こども施設課

※定員は、認定こども園にあつては1号利用定員、幼稚園にあつては認可定員との合計
 ※定員充足率=幼稚園入園者数(他市からの入園含む)÷定員数×100

■ 市内通園児童数の内訳(各年 5 月 1 日現在)

単位：人、%

	令和2 (2020)年度			令和3 (2021)年度			令和4 (2022)年度			令和5 (2023)年度			令和6 (2024)年度		
	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体	公立	私立	全体
2歳児	0	2	2	0	0	0	0	3	3	0	2	2	0	5	5
3歳児	4	142	146	13	119	132	26	99	125	19	80	99	20	81	101
4歳児	58	121	179	37	138	175	47	118	165	39	102	141	42	80	122
5歳児	52	148	200	58	112	170	38	136	174	47	114	161	38	95	133
2～5歳合計	114	413	527	108	369	477	111	356	467	105	298	403	100	261	361
他市から入園	—	250	250	—	239	319	—	237	237	—	221	221	—	185	185
定員	665	795	1,460	356	795	1,151	201	795	996	201	795	996	201	795	996
定員充足率	17.1	83.4	53.2	30.3	76.5	69.2	55.2	74.6	70.7	52.2	65.3	62.7	49.8	56.1	54.8

資料：こども施設課

※定員は、認定こども園にあつては1号利用定員、幼稚園にあつては認可定員の合計
 ※定員充足率=幼稚園入園者数(他市からの入園含む)÷定員数×100

(3) 一時的保育事業及び幼児一時預かりの状況

一時的保育事業と幼児一時預かりの利用児童数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しましたが、令和5(2023)年度に5類感染症に移行したことで利用者数が455人まで回復しています。

■ 年間利用児童数(各年3月31日現在)

単位：人

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
一時的保育事業合計		555	48	140	42	340
内 訳	北阪保育園 (平成7(1995)年4月～)	80	22	29	29	110
	みずほ保育園 (平成8(1996)年10月～)	373	26	99	11	220
	南河学園附属国分保育園 (平成18(2006)年4月～)	102	0	12	2	10
ほっとステーション幼児一時預かり (平成19(2007)年11月～)		39	17	72	71	115
一時的保育事業+一時預かりの合計		594	65	212	113	455

資料：子育て支援課

注) ()内は事業開始時期

(4) 放課後児童会の状況

令和6(2024)年5月現在、放課後児童会は9か所で実施しています。柏原小学校を除けば、ほぼ 100%を下回っています。

■ 利用児童数(各年 5 月 1 日現在)

単位：人、%

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
柏原小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	145	154	160	163	166
	定員充足率※	120.8	128.3	133.3	135.8	138.3
柏原東小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	87	92	94	91	93
	定員充足率	72.5	76.7	78.3	75.8	77.5
堅下小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	100	97	104	106	122
	定員充足率	83.3	80.8	86.7	88.3	101.7
堅下北小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	73	72	71	84	88
	定員充足率	60.8	60.0	59.2	70.0	73.3
堅下南小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	68	63	65	65	79
	定員充足率	56.7	52.5	54.2	54.2	65.8
堅上小学校	定員	20	20	20	20	20
	児童数	12	11	9	13	15
	定員充足率	60.0	55.0	45.0	65.0	75.0
国分小学校	定員	200	200	200	200	200
	児童数	131	131	138	134	124
	定員充足率	65.5	65.5	69.0	67.0	62.0
玉手小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	105	97	103	89	93
	定員充足率	87.5	80.8	85.8	74.2	77.5
旭ヶ丘小学校	定員	120	120	120	120	120
	児童数	65	61	60	58	61
	定員充足率	54.2	50.8	50.0	48.3	50.8
合計	定員	1060	1060	1060	1,060	1,060
	児童数	786	778	804	803	841
	定員充足率	74.2	73.4	75.8	75.8	79.3

※定員充足率＝放課後児童会入会者数÷定員数×100

資料：子育て支援課

第3章 第2期計画の評価と課題

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗

(1) 幼児期の教育・保育

① 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)【1号認定】

- 減少傾向で見込んでいましたが、実績値は、想定以上に低くなりました。
- 見込みに対する実績の減少幅は1号認定より2号認定相当の方が大きくなっていることから、教育需要として見込んでいたものが実績として保育需要になったものと考えられます。
- 一定数の教育ニーズはあるものの、就学前児童数の減少と保育ニーズの高まりにより、今後も減少傾向が続くと考えられます。

計画値

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	1号認定	446	430	412	396	383
	2号認定相当	210	203	194	186	181
	合計①	656	633	606	582	564
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	413	398	403	403	403
	上記以外の施設	260	260	260	260	260
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計②	703	688	693	693	693
過不足(②-①)		47	55	87	111	129

※令和2(2020)年度の子ども・子育て会議において、計画値の一部が見直されています。

実績値

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績	1号認定	436	415	417	362	328
	2号認定相当	120	93	87	74	69
	合計③	556	508	504	436	397
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	413	398	403	403	403
	上記以外の施設	260	260	260	260	260
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計④	703	688	693	693	693
過不足(④-③)		147	180	189	257	296

② 保育所、認定こども園(保育所部分)【2・3号認定】

- 保育ニーズは見込み量を大幅に上回っており、増加傾向にあります。
- 令和5(2023)年度、令和6(2024)年度は実績値が確保量を上回っていますが、一部施設において面積基準を満たす範囲で利用定員を超える児童の受入れを行い、対応しました。

計画値

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	2号(3～5歳)	733	706	678	650	630
	3号(1・2歳)	433	420	418	403	390
	3号(0歳)	85	82	79	77	74
	合計①	1,251	1,208	1,175	1,130	1,094
確保方策 (提供量)	2号(3～5歳)	859	804	807	807	807
	3号(1・2歳)	449	442	454	454	454
	3号(0歳)	108	114	99	99	99
	合計②	1,416	1,360	1,360	1,360	1,360
過不足(②-①)		165	152	185	230	266

※令和2(2020)年度の子ども・子育て会議において、計画値の一部が見直されています。

実績値

		令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
実績	2号(3～5歳)	822	829	813	829	846
	3号(1・2歳)	440	446	470	493	483
	3号(0歳)	60	72	79	68	68
	合計③	1,322	1,347	1,362	1,390	1,397
確保量	2号(3～5歳)	895	840	843	828	826
	3号(1・2歳)	449	446	454	462	456
	3号(0歳)	108	114	99	90	84
	合計④	1,452	1,400	1,396	1,380	1,366
過不足(④-③)		130	53	34	-10	-31

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

- 令和2(2020)年度から子育て世代包括支援センターを設置し、利用者支援事業(母子保健型)を行っています。
- 令和6(2024)年度から子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営する子ども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期における切れ目のない相談支援を実施しています。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1

※令和6(2024)年は、子ども家庭センター型

② 時間外保育事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用人数が減少したことから、利用実績が例年に比べ大幅に減少しました。
- 令和5(2023)年度には令和3(2021)年度の利用人数程度には増えましたが、計画値との乖離は大きいままです。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	623	602	585	563	545
確保方策(提供量)	1,392	1,421	1,421	1,421	1,421

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	318	349	308	343	380
確保量	318	349	308	343	380

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 令和4(2022)年度は助成対象者が3割弱程度減少となりましたが、令和5(2023)年度には例年並みの利用実績に戻りました。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
副食費相当額の 助成対象者	51	49	47	45	44

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
副食費相当額の 助成対象者	47	53	38	47	44

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 事業実施していません。

⑤ 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

- 利用人数が計画値よりも全体的に少なくなっており、人口減少が影響しているものと思われます。
- 令和6(2024)年度は中高学年を中心に利用人数が大幅に増加しており、放課後児童会への需要の高まりが顕著になっています。

計画値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	1年生	257	249	243	234	227
	2年生	229	222	216	208	202
	3年生	180	174	170	164	159
	4年生	122	118	115	111	108
	5年生	54	52	51	49	48
	6年生	31	30	29	28	27
	合計	873	845	824	794	771
確保方策(提供量)		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060

実績値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	1年生	215	223	239	226	218
	2年生	227	197	195	214	227
	3年生	172	184	165	162	177
	4年生	98	107	114	108	121
	5年生	55	50	56	67	62
	6年生	19	17	35	26	36
	合計	786	778	804	803	841
確保量		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設側で受入不可となる期間もあり、利用者減となりました。
- 潜在的な需要はあると思われるので、事業の周知及び関係部局及び指定施設との連携を強化する必要があります。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	24	24	24	24	24
確保方策(提供量)	60	60	60	60	60

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	6	0	6	0	6
確保量	6	0	6	0	6

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

- 令和5(2023)年度は応援交付金事業と一体的に実施したことで訪問件数が増加しました。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	424	409	395	383	368
確保方策(訪問数)	424	409	395	383	368

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
出生数	395	389	370	392	374
訪問数	384	374	355	387	369

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑧ 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■養育支援訪問事業

- 核家族化や地域のつながりの希薄化で、子育てに対する不安や孤立感を抱えるなど養育支援の必要な家庭の増加により、養育支援訪問数は大幅増となりました。
- 育児援助・家事援助については、例年並みの実績となりました。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
養育支援訪問事業	15	15	15	15	15
育児援助・家事援助事業	4	4	4	4	4

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
養育支援訪問事業	82	83	66	73	76
育児援助・家事援助事業	3	2	6	4	4

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 専門性向上のため、個別ケースの支援方法や進行管理等の対応について強化支援する取組、子育てに関連する情報を掲載した資料を作成・配布し、周知を図るなど地域ネットワーク機能の強化に努めました。

⑨ 地域子育て支援拠点事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時施設開放を休止していたこと、再開以降も予約制として利用者を制限していたことから例年実績と比べ大幅減となりました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたことにより、利用実績は徐々に増加しています。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、予約制の一部見直し等を実施し、利用実績は増加傾向にあります。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	3,250	3,123	3,024	2,968	2,864
確保方策（提供量）	4,052	4,052	4,052	4,052	4,052

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	884	902	1,048	1,126	1,368
確保量	884	902	1,048	1,126	1,368

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑩ 一時預かり事業

■一時預かり(幼稚園型)

- 新型コロナウイルス感染症の影響及び1号認定児童の減少により、利用人数が減少しました。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	22,766	21,933	21,037	20,187	19,546
確保方策（提供量）	47,955	55,148	55,148	55,148	55,148

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	14,478	12,845	12,672	11,869	11,276
確保量	14,478	12,845	12,672	11,869	11,276

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

■一時預かり(幼稚園型を除く)

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、施設側で受け入れを休止していたこと等により、例年実績と比べ大幅減となりました。
- 令和3(2021)年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、本事業を休止していた施設が徐々に受入を再開し、利用人数は前年度から大幅増となりました。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、民間園を中心に利用実績は大幅に増加しました。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	951	919	896	864	835
確保方策(提供量)	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	191	456	434	877	1001
確保量	191	456	434	877	1001

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑪ 病児保育事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減り、また、インフルエンザ等季節特有の感染症の発生も少なかったこともあり、例年実績と比べ大幅減となりました。
- 令和4(2022)年度には新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いたことにより、利用者が増加し、例年実績並みとなりました。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、利用者が大幅に増加し、計画値を上回っています。

計画値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	病児対応	832	853	874	894	921
	病後児対応	212	212	212	212	212
	合計	1,044	1,065	1,086	1,106	1,133
確保方策(提供量)		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

実績値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	病児対応	136	419	611	948	704
	病後児対応	61	181	271	417	405
	合計	197	600	882	1,365	1,109
確保量		197	600	882	1,365	1,109

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑫ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

- 主たる活動内容は、放課後児童会のお迎えや習い事などの場合の援助などで、小学生の児童に対する援助が増えていることにより利用人数が増加していましたが、放課後児童会終了後のお迎えや預かりの援助が減り、利用者も徐々に減ってきました。放課後児童会の利用人数は増加しており、事業の周知を強化する必要があります。

計画値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	145	137	133	127	123
確保方策(提供量)	625	625	625	625	625

実績値	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用人数	565	463	301	144	196
確保量	565	463	301	144	196

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

⑬ 妊婦健康診査

- 出生数の減少傾向と同様に、妊婦の人数も減少傾向です。健康診査回数の実績は1人当たり約7.6回となっています。1人当たり14回の助成があり、対象人数については、年度内に1回でも受けた人数を計上しています。

計画値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	対象人数	678	654	632	613	589
	健診回数	5,195	5,011	4,843	4,697	4,513

実績値		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績	対象人数	647	632	601	643	613
	健診回数	4,941	4,877	4,558	4,762	4,547

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

2. 各施策・事業の進捗

第2期計画では、第1期計画から引き続き基本理念「子どもも大人もいきいきと輝く都市(まち)かしわら」を実現するために、7つの基本目標を掲げて施策を推進してきました。

第2期計画の基本目標ごとの主な取組と成果は以下のとおりです。

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

- 依然として低年齢児の保育ニーズは、高い状況が続いていますが、入所枠の拡大等により、各年度当初の待機児童は0人でした。令和3(2021)年にはかしわらこども園、たまてこども園、こくぶこども園、かたしもこども園の4園の公立こども園を開設し、そのうちかしわらこども園では、0歳児の受け入れも行っていることも待機児童が0人であることの理由の一つと思われます。
- 令和4(2022)年度にかしわらこども園に登降園システムを導入し、保育士の業務負担軽減と利用者の利便性向上に寄与しています。また、令和5(2023)年度には、柏原市民間保育所等 ICT 機器導入事業費補助金交付要綱を制定し、登降園システムを導入する民間2施設に対し、補助金を交付することで、こちらも保育士の業務負担軽減と利用者の利便性向上に寄与しています。
- かしわらこども園では令和3(2021)年の認定こども園移行時に建替えと合わせて調理室を整備して自園調理を開始しています。令和4(2022)年と令和5(2023)年にはかしわらこども園以外の認定こども園及び保育所の調理室改修を行い、令和6(2024)年度から市内全園(所)で自園調理を開始し、安定した給食の提供をしています。
- 大阪府と連携しながら、幼児教育アドバイザーが立案・実施する園内外での保育研修の機会を充実してきました。また、フォローアップ研修等も受講し実践力の向上も図っています。しかしながらその取組は公立園にとどまっていること、また研修の実施の他、園の様々な悩みや課題に対応する必要があることなど、専門性が必要な課題に応じた対応力を発揮するために、幼児教育アドバイザーの安定した派遣の仕組みと人材確保が必要です。
- わくわくスタート事業を基盤に、幼保小の子ども同士の交流や職員の合同研修等を実施し、大きな枠組みでの相互理解に努めてきました。円滑な接続の推進には架け橋期(5歳児から小学1年生)の教育課程の相互理解がさらに必要です。就学前施設においても、公私立や幼稚園、保育所、こども園など、施設の種別や形態を超えて「子ども理解」に関する研修を実施しており、学びの基盤となる力の育成の方向性をそろえていくことを目指しています。
- 変化の激しい時代に即した保育の実践力の向上を目指し、有識者を交えた様々な研修を実施するとともに、より専門的な学びを深めるため外部研修にも積極的な参加を行ってきました。また、公開保育や園内研修、研究会への参加などを推進し、学び合う文化の構築を目指してきました。学びを実践に活かしていく継続的な取組が必要であることから、カリキュラムマネジメントと体系的な人材育成ができる仕組みの構築が課題となります。
- 中学校区の教職員、保護者、地域が連携した子どもの育成、「小1プロブレム」「中1ギャップ」の解消、組織間連携の向上などを目指して、全市的に幼小中の一貫教育を推進しています。中学校区の教職員による合同研修や授業交流などを行ったり、児童・生徒が合同行事に取り組んだりする交流を進めました。また、PTA活動や健全育成会活動の充実を中学校単位で取り組みました。

(2) 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

- いじめ防止対策推進法の施行に伴い、「柏原市いじめ防止等のための基本方針」を制定し、附属機関として「柏原市いじめ問題対策連絡協議会」及び「柏原市いじめ問題再調査委員会」を設置しています。「柏原市いじめ問題対策連絡協議会」は、関係機関、団体、学識経験者及び市関係部局の委員で構成され、いじめに関する情報を共有し学識経験者の意見を交えて、構成団体の総合的施策の実施及び連携に資することをもっていじめの防止を目的としています。「柏原市いじめ問題再調査委員会」は、教育、人権、法律、心理、福祉について識見を有する委員で構成され、重大事態が発生した場合、必要に応じて招集します。また、令和4(2022)年度には、いじめ等の被害にあった子どもを保護するとともに、心理職による心のケアなどの取組を進めるために、すべての小学校及び中学校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しました。
- 支援教育では、個別の支援計画を策定し、一人ひとりに合った教育課程を編成して、自立に向けた教育を行っています。また、通常の学級においても、障害のある児童・生徒が在籍している可能性を前提に、全ての教科においてきめ細かな指導や支援ができるよう、研修や啓発を行っています。また、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、多様な学びの場を提供できるよう、令和5年度(2023)年度には、通級指導教室を3校増設し、適切な指導及び支援が行えるようにしました。
- 小・中学校の放課後学習の推進として、小学校では大阪教育大学、関西福祉科学大学等の学生や地域ボランティアの指導によるスタディ・アフター・スクール事業(SAS)を行って、学習習慣の定着と学力の向上を図っています。中学校では、学習塾等の民間企業との協働による学習会に取り組んでいます。
- 地域でつくる子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりとして、放課後子ども教室を各小学校区、市内10か所で開催しています。コロナ禍により、令和2(2020)年度には年間開催回数が23回にまで落ち込みました。しかし、地域にある諸団体の構成員など、地域の子どもたちを思うスタッフの方々のご尽力により年々回数を増やし、令和5(2023)年度には市内合計で139回開催することができました。
- 地域の諸団体により組織されている青少年健全育成会では、「地域の子どもは地域で守り育てる」という合言葉のもと、「地域フェスタ」や「こどもの安全見守り隊活動」など、家庭・地域・学校が連携・協働する活動を実施しています。令和5(2023)年度からは、災害時の避難所にも指定されている学校体育館で災害を想定した1泊2日の生活体験を行う「防災体験合宿」を教育委員会や消防と連携して実施しています。災害時に自ら考えて行動できる子どもたちの育成を進めるとともに、地域防災力の向上にも寄与しています。
- 放課後児童会では、特別な支援が必要な児童を受け入れる場合は放課後児童支援員等の加配を行います。また、施設の老朽化に伴う修繕箇所については増加傾向にあることから、計画的な修繕を進めるとともに、校舎内教室への移転なども行い、児童が安全・安心な環境で過ごせるよう取り組みました。

(3) 子育て家庭を支える仕組みづくり

- 令和2(2020)年度より子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を設置、令和6(2024)年度からは子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を一体的に運営することも家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までの保健・福祉に関する相談窓口として、専門職が切れ目のない相談支援を行うため関係機関と連携を図りました。
- 市内2か所に設置している子育て支援センターでは、親子教室や施設開放、子育て相談の対応を行うほか、地区の公園へ保育士が出かけて一緒に遊ぶ出張支援を行いました。また、未就園児とその保護者が気軽

に交流できる場を提供し、地域交流の促進を目的とするつどいの広場事業を市内3か所で実施しました。

- 柏原つどいの広場「ほっとステーション」では短時間の一時預かりを行いました。第2期期間中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、予約制にするなどして親子が安心して利用できる環境に努めました。
- 養育家庭訪問(すくすく訪問)は、市の独自事業として、乳児家庭全戸訪問後の4か月健康診査終了の時期から1歳半までの子どものいる家庭の全戸を対象に実施しています。子育て支援センターの保育士に加え、令和4(2022)年度から市立認定こども園の保育教諭が連携して家庭訪問を行っており、未就園の子どもの持つ家庭が地域の中で孤立しないよう、子育ての疑問や悩みを聞いたり、地域の子育て支援情報の提供を行いました。
- 妊娠期から子育て期に必要な情報をまとめた子育て情報誌を発行して妊娠届出時に配布しているほか、市の窓口やウェブサイト等で情報提供を行いました。また、市公式 LINE を活用して事業の情報提供を行うなど、SNS で情報を収集する子育て世代に合わせた方法も取り入れ情報発信を行いました。
- 令和2(2020)年10月からこども医療費助成制度の対象を18歳までに拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図りました。

(4) 安心・安全のまちづくり

- 交通安全の取組として、柏原警察署、柏原交通安全協会等の関係団体と連携し、正しい交通ルールの教育や交通安全意識の高揚を目的として、こども園、幼稚園、保育所(園)、小学校で交通安全教室やキャンペーン等を実施しています。
- 通学路においては、教育委員会、柏原警察署と連携し、毎年通学路点検を実施、危険箇所の確認を行うとともに、「柏原市交通安全総合整備計画」に基づき、交差点のカラー舗装化、グリーンベルトの整備及び水路の暗渠化等に取り組んでいます。また、市内全域においても、道路反射鏡、防護柵及び道路区画線の設置、補修等を、年間を通して実施しています。
- 公園、ちびっこ老人憩いの広場等が安全で快適に利用できるようパトロールを月に1回行っています。公園内の遊具やトイレの改修、公園施設長寿命化計画による効率的な修繕、更新を行い公園内の環境整備・充実に取り組んでいます。

(5) 仕事と生活の調和の促進

- 子育て世代の女性をはじめとした就労希望者を対象に就労支援として、八尾市、ハローワーク藤井寺及び柏原市商工会等の関係機関と連携し、就職フェア(合同説明会・面接会)を開催しました。また、「ほっとステーション」で就労に関する相談を受けた方に対し、同ビル内のハローワークコーナーに案内するなどの就労支援を実施しました。
- 子育て世代の女性の就労意識向上や再就職を目的に公民連携により、就学前の子どもを持つ女性が子どものそばで働けるオフィス「ママスクエア柏原店」を柏原市立勤労者センター内に継続して開設しています。また、就労を希望する子育て中の母親の就労機会を増やすことを目的に全10回のママ IT スキルアップ講座を開催しました。
- 共働き家庭が増える中、男性の育児への参加を促進するため、妊娠届出時に父子手帳の配布を行い、両親教室では男性も参加しやすいように日曜日に開催するなど、父親の育児に関する学習機会を提供しまし

た。

(6) 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

- 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」、また、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを計画期間とする「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定して、各種の障害児福祉サービスを提供しています。計画で設定した目標の達成に向けて取組を進めています。
- 令和4(2022)年度から、発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの行動変容を目的として、保護者が、子どものほめ方や指示など、具体的な養育スキルを習得することを目指すペアレントトレーニングや、子どもの行動に対する保護者の認知を肯定的に修正することを目指したペアレントプログラムを実施しています。
- 令和4(2022)年に、第3期柏原市学力向上計画「かしわらっ子はぐくみプラン」を策定し、幼小中一貫教育によってつながりのある学びを推進し、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着に向けた取組を進めました。
- 要保護児童対策地域協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関が連携し、特定妊婦や児童虐待の早期発見・対応に取り組み、児童相談所との円滑な連携協働体制を構築しました。また、関係機関との迅速な情報共有や連携強化により虐待防止に取り組むとともに子育て家庭への継続的・包括的な支援を行いました。

(7) 親と子の健康の確保及び推進(母子保健計画)

- 妊娠の届出をされた方に対して保健師等の専門職による面談を実施し、母子健康手帳や妊婦健康診査の受診券を交付し、妊娠・出産に関する支援プランを作成しました。令和5(2023)年1月から出産・子育て応援交付金事業を開始し、経済的支援として「出産及び子育て応援給付金」の支給、伴走型相談支援として妊娠8か月・出生時にも面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談に応じ、継続的・包括的な支援を行っています。
- 健康教育については、妊婦とその家庭を対象に沐浴実習や栄養・歯科・助産師によるマタニティ教室を実施し、日曜日の開催を取り入れることで父親の参加者も増加しました。その他、乳幼児の食事に関する離乳食や幼児食講習会や歯科や救急、災害など子育てに関する講座として定期的にすくすく講座を開催しました。
- 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、令和2(2020)年度より「子育て世帯包括支援センター」を設置し、保健師等が、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、支援プランの策定や、関係機関との連携による情報提供や助言などを行いました。また、来所による計測や相談にいつでも対応できるよう専門職の配置を行いました。さらに令和6(2024)年度からは母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制として、「こども家庭センター」事業を実施しています。
- 妊産婦や子育て家庭への支援として、出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定等のため、出産直後から医療機関と連携して宿泊型及びデイサービス型により専門職が身体的ケア、授乳等の保健指導等を

行う「産後ケア事業」を実施しています。また、出産前後の相談支援の充実を図るため、助産師の訪問や相談支援体制を整えました。

- 妊産婦の健康の保持増進のため、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、新生児への聴覚検査や1か月児健康診査を行いました。要養育支援情報連携票を用いるなど、医療機関との連携も強化し、支援が必要な妊産婦及び子育て家庭の把握に努め、子育てへの不安を軽減するなど虐待予防も視野に入れ妊産婦や子育て家庭への支援を行っています。
- 乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、成長発達の節目に集団又は個別により健康診査を実施しました。令和5(2023)年度より3歳6か月児健診において弱視の早期発見のため屈折検査を導入し、令和6(2024)年度には5歳児健診を開始し、就学までの健診体制を整えました。また、未受診者の把握を行い、受診勧奨や訪問などにより市の全乳幼児家庭の把握にも努めています。

第4章 第3期計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら

子どもは、次代の社会を担う希望であり、柏原市の未来を創る大切な存在です。全ての子どもたちが自立した個人として人格形成の基礎を築き、健やかな成長とその権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながるだけでなく、持続可能で活力のある社会の形成に不可欠なこととして、社会全体が取り組むべきことです。

子育ては、保護者が子どもに愛情を持ち、成長を見守りながら、親子がともに成長していくものであり、第一義的には父母その他の保護者が責任を持つという基本的認識の下、地域や企業、行政などが手を差し伸べ、社会全体で柏原市の子育て家庭を見守り応援していくことが求められています。

本計画では、水と緑に囲まれた自然豊かな柏原市で、子どもと大人が未来に希望を抱き、子育てに喜びと幸せを感じ、いきいきと輝いて笑顔で過ごしていけるよう、第2期計画の基本理念「子どもも大人もいきいきと輝く都市(まち)かしわら」を踏襲します。

子どもにとっての最善の利益を優先し、庁内連携体制の強化や、関係団体及び関係機関との相互連携により、市一丸となって基本理念の実現に向けた一層の取組を推進します。

2. 基本的な視点

本計画では、長期的な視野に立ち、第2期計画の考えを継承し、基本的な視点を以下のとおりとします。

◆視点1 子どもの最善の利益に配慮する視点

子どもが将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう、子どもの意思と子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるために必要な取組を進めます。

◆視点2 親の主体的な力を高める視点

親が人として成長し、親自身が自己肯定感を持って子どもに向き合い、愛情を注げるよう、親の子育て力を高める取組を進めます。

◆視点3 みんなで子育てを応援する視点

家庭環境や地域を取り巻く環境の変化を踏まえて、子育てを家庭のみの責任とするのではなく、社会のあらゆる分野の構成員が連携・協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組を進めます。

◆視点4 切れ目のない支援と連携の視点

誰もが、安心して子育てができるように、妊娠期から子育て期までの流れにおいて、切れ目なくきめ細やかな支援が受けられる体制を構築する取組を進めます。

3. 基本目標

第2期計画の基本理念を踏襲するとともに、計画の柱となる7つの基本目標についても、第2期計画を引き継ぐことで、更なる施策の充実とサービスの質の向上に努めます。

(1) 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は、遊びや生活を通じて生きる力の基礎となる情緒や知的発達、意欲、社会性、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。しかしながら、少子化、核家族化が進行し、子ども同士が集団で遊びに熱中し、ときには葛藤しながら、互いに成長し合おう機会が減少するなど、様々な体験の機会が少なくなっています。常に子どもの主体性を尊重し、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達に必要な体験を積み重ねていくことができる教育・保育環境の充実に努めます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等が連携して幼児教育・保育に取り組むとともに、小学校への円滑な接続を図ります。

(2) 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

子どもの豊かな感性と表現を育むためには、心を動かす出来事に触れ感性を働かせる中で、様々な表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現し、友達同士で表現する楽しさ、表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる環境を作ることが必要です。

その子らしい表現方法を育てるためには、まずは一人ひとりの「感じ方」を認めていくことが大切です。そのために、一人ひとりが互いに尊重し合い、命を大切にするとともに、思いやりの心を育む人権教育を充実するとともに、子どもの感性と生きる力を育む社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(3) 子育て家庭を支える仕組みづくり

核家族化や共働き世帯の増加に加えて、親自身が乳幼児に触れる経験が少ないまま大人になっていることなどが、保護者の子育てに対する不安感、負担感の増大につながっています。また、スマートフォン等の情報通信技術の急速な普及は、子育てや家庭での利便性を上げるとともに、新たなコミュニケーションツールとなっています。その一方で過剰な使用が親子間のコミュニケーションを阻害する可能性があることに注意が必要です。

親が子と関わる楽しさを感じ、子育てに喜びや生きがいを感じるができるように、子育て講習会を充実し、子育て中の親同士の交流の場や気軽に相談できる場の提供、地域住民による子育て支援活動などを実施して子育て家庭を地域社会全体で支援していきます。

(4) 安心・安全のまちづくり

子育てしやすいまちづくりには、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応しつつ、民間事業者を含めた地域資源の利活用によって結婚、妊娠・出産、子育て等の希望を実現する、住居・まちの環境面を充実するなど、市民が将来にわたって安全・安心に生活を営むことができる地域環境を構築することが不可欠です。

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないように、防犯対策や交通安全の確保に取り組むとともに、家庭内で起こる子どもの事故の防止や、各関係機関との連携のもと、誰もが移動しやすいようバリアフリー化の推進に努めます。

(5) 仕事と生活の調和の促進

長時間労働の常態化や非正規雇用者の増加、子育てや介護と仕事の両立などが社会的な課題となり、国では働き方改革関連法が整備されました。

子育てと仕事を両立して働きたいと希望する女性は増えており、また、もっと子育てに関わりたいと考える男性も増えるなど、仕事と個人の生活をどのように調和させるかが多くの人の関心事になっています。

男女がともにやりがいや充実感を持って働きながら、仕事上の責任を果たし、家庭生活や地域活動等に参加し、子どもにとっての最善の利益が優先されるよう、仕事と生活の調和が実現する働きやすい職場づくりの取組を促進し、子育て世代が柏原市に住み、安心して就労し、豊かな生活が送れる社会環境を実現します。

(6) 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

障害や発達上の課題のある子どものいる家庭やひとり親家庭、貧困家庭などの特別な配慮を必要とする家庭では、子育てにより多くの困難を抱えていることが多く、特に支援が必要であると考えられます。また、児童虐待の相談対応件数は全国的に増加し、子どもが命を落とす最悪の結果となる事案も後を絶たないため、虐待リスクのある家庭を支える体制づくりが急務となっています。

全ての子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの子どもが夢や希望を持って健やかに育ち、その最善の利益の優先が考慮されるよう、全ての子どもとその家庭、妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭その他からの相談に応じ調査等を行うとともに、その他の必要な支援を適切に継続的に行える体制づくりを推進します。

(7) 親と子の健康の確保及び増進(成育医療等に関する計画)

少子化等によって子育て環境が変化する中で、安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育まれるために、疾病や障害、経済的な状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた母子保健サービスの展開が求められています。

妊産婦、乳幼児の保護者等の相談に保健師や看護師といった専門家が対応するとともに、状況を継続的・包括的に把握し、医療や福祉、教育との連携のもと、妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない母子保健サービス等のきめ細やかな支援が提供できる体制を構築します。

4. 計画の体系

基本理念

子どもも大人もいきいきと輝く都市（まち） かしわら

基本目標	施策
1. 幼児期の教育・保育環境の充実	<p>(1)幼児教育・保育の一体的提供と充実</p> <p>(2)多様な保育サービスの充実</p>
2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり	<p>(1)子どもの人権の尊重</p> <p>(2)学校、家庭、地域をつなぐ教育の推進</p> <p>(3)放課後対策の充実</p> <p>(4)地域の教育力の向上</p>
3. 子育て家庭を支える仕組みづくり	<p>(1)家庭における子育て力の向上</p> <p>(2)地域における子育て力の向上</p> <p>(3)子育て家庭への経済的支援の充実</p>
4. 安心・安全のまちづくり	<p>(1)子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進</p> <p>(2)子どもの安全の確保</p>
5. 仕事と生活の調和の促進	<p>(1)子育てにやさしい就労環境づくりの推進</p> <p>(2)男女共同参画の推進</p>
6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援	<p>(1)ひとり親家庭への支援の充実</p> <p>(2)障害や発達上の課題のある子どもとその家族への支援の充実</p> <p>(3)児童虐待防止対策の推進</p> <p>(4)子どもの貧困対策の推進</p>
7. 親と子の健康の確保及び増進（成育医療等に関する計画）	<p>「成育医療等に関する計画」として第6章で対応</p>

第5章 施策の具体的展開

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

(1) 幼児教育・保育の一体的提供と充実

No.	取組	内容	担当部署
1	認定こども園、幼稚園、保育所等の適切な整備・運営 ・保育所待機児童の解消	低年齢児の保育ニーズの増加に対応するため、公立幼稚園、公立保育所の認定こども園への移行、入所枠の拡大や保育環境充実のための施設整備支援等を行った結果、令和6(2024)年4月時点の待機児童は0人となっています。 今後は、私立施設の活力を最大限に生かせるよう私立施設への支援を継続すると共に、子育て世代の人口動態等を注視し、適正な再編整備を進めます。また、再編等を実施する際には、説明会の実施や市ウェブサイト等での情報提供により市民への周知と理解促進に努めて、認定こども園、幼稚園、保育所等の適正な入所枠の確保及び安定的な運営に取り組みます。	こども施設課 指導課
2	認定こども園、幼稚園・保育所等の施設の充実	教育・保育環境の充実のため、施設の改修や設備維持等に計画的に取り組みます。	こども施設課
3	保育士等の充実	全国的に保育士が不足し、継続して大きな社会問題となっています。潜在保育士の復職や保育ICT化による負担軽減、賃金や労働環境の改善などを図り、保育ニーズの増大に対応できる保育人材の確保はもとより、研修等によって保育等の質の向上にも取り組みます。	こども施設課
4	乳幼児突然死症候群(SIDS)への対策	SIDSの発症リスクを低減させるため、異常があったときにすぐに対処することが可能となる呼吸監視モニターを保育所等に導入するなど、SIDSの理解と予防策の周知・徹底を図ります。	こども施設課
5	特別な配慮を必要とする子どもへの支援の充実	認定こども園、幼稚園、保育所等では、支援の必要な子どものための個別指導計画の様式を統一し、小学校進学を見据えた継続的な支援を行っています。 保幼小の密な交流を推進して連携を更に深め、保育教諭や保育士等への研修によって教育・保育の質の向上、特別な支援を必要とする子どもへの支援スキルの向上を図ります。	こども施設課 指導課
6	一日の生活のリズムへの配慮	保育教諭、保育士等に対し、施設と家庭との連携や情報共有の質を高めるための研修会を行っています。 子どもの活動や休息、緊張感と解放感等との調和を図り、子どもに不安や動揺を与えることのないよう、施設が保護者との連絡や職員間の引継ぎの在り方を工夫し、家庭との生活の連続性を考慮して子ども一人ひとりにとっての自然な一日の流れをつくり出す取組を進めます。	こども施設課 指導課

7	幼稚園教諭、保育士等の質の向上	質の高い教育・保育カリキュラムを実践できるよう保育教諭等による柏原市教育・保育カリキュラム研究会を設置しています。実践した結果について、認定こども園、幼稚園、保育所等の合同研究を通して検証・見直しを行い、より実践的で質の高い教育・保育に活かせるよう努めます。	こども施設課 指導課
8	幼児教育アドバイザー配置の推進	地域ごとに巡回して、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導ができる幼児教育アドバイザー育成研修を、幼児教育・保育の経験豊富な保育教諭や保育士等が受講し、幼児教育アドバイザーとなって継続的な研修や研究会が実施できる体制を整えます。また、大阪府幼児教育センターの幼児教育コーディネーターによる支援の活用も視野に入れて、これまで以上に質の高い幼児教育・保育の提供を推進します。	こども施設課 指導課
9	保幼小の円滑な接続	柏原市教育・保育カリキュラム研究会を中心に、就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続のため、わくわくスタート事業による子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行うことで、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	こども施設課 指導課
10	子の発育段階に応じた給食の安定的な提供 ・公立保育所での自園調理の推進	公立認定こども園、公立保育所では、自園調理を実施し、子どもの発育段階に応じた離乳食や幼児食に柔軟に対応しています。今後も、子どもの健康状態に応じたアレルギー・アトピー等への配慮、食中毒の防止など安全・衛生面の対応、栄養面等での質確保を行いながら、安全で安心な給食の安定的な提供に努めます。	こども施設課
11	保育所送迎における負担の軽減や利便性の向上	特に雨天やきょうだいがいる場合の保育所等への送迎における保護者等の負担を軽減するため、保育生活で必要となる物品や着替え等について検討を続けています。 おひるねベッドや体操服の導入、駐車場の確保、紙オムツの園廃棄等により、保護者等の利便性を向上させます。	こども施設課

(2) 多様な保育サービスの充実

No.	取組	内容	担当部署
12	延長保育の充実	就労形態の多様化などに対応するため、延長保育を市内全ての保育所において実施しています。 今後も保護者のニーズを捉え、延長保育時間の拡充に取り組みます。	こども施設課
13	一時預かりの充実	保護者の通院や急用、リフレッシュしたいときなど、一時的に子どもを預けたいというニーズに対応するため、私立保育園や柏原つどいの広場「ほっとステーション」において実施しています。 利用の希望が増加しており、今後もニーズの増大が見込まれるこ	子育て支援課 こども施設課

		とから、令和8(2026)年度から「(仮称)市民交流センター」において一時保育・一時預かりを行い、供給量の確保・充実に努めます。	
14	病児・病後児保育の充実	子どもが病気や病気回復期で保護者が仕事や休めないときの一時的な病児・病後児保育を行っているほか、保育所等で子どもが体調不良となった場合の病児・病後児保育室までの送迎サービスも行っています。共働き世帯の増加などによりニーズが高まっていることから、事業の周知に努めるとともに、必要な時に利用できるよう供給量の確保・拡充に努めます。	子育て支援課
15	休日保育の検討	就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化・細分化に対応するため、ニーズの動向を勘案し、休日保育の実施について検討していきます。	こども施設課
16	ショートステイ・トワイライトステイの充実	保護者の疾病やその他の理由により、一時的に子どもを養育することが困難な場合に、児童養護施設等で一定期間、児童の養育・保護を行っています。必要な人が必要な時に利用できるように事業の周知、関係部局及び指定施設との連携強化に努めます。	子育て支援課
17	多様な事業者の参入促進・能力活用支援の推進	地域ニーズに即した保育等の事業充実に図るため、新規の事業者が、企業主導型保育施設、小規模保育事業等の開設を希望する場合、円滑に参入できるよう必要な支援を行います。	こども施設課
18	こども誰でも通園の充実	令和8(2026)年度の実施開始に向けて、準備を進めていきます。以降は、ニーズを確認しつつ、状況を見ながら適正な運用をしていきます。	こども施設課

2. 子どもの豊かな感性を育む環境づくり

(1) 子どもの人権の尊重

No.	取組	内容	担当部署
19	子どもの人権啓発の推進	子どもの人権について、広く市民を対象に広報し、フォーラム等の実施、人権啓発カレンダーの配布などの啓発活動を行っています。 いじめの重大事案には、教育委員会の調査に対して再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置しています。また、児童・生徒を対象にした生活アンケートの実施や学校警察連絡協議会の設置等により、いじめの早期認知と迅速な対応に取り組んでいます。 人権教育の充実により、互いの人格を尊重し、仲間を思いやる学校づくりを推進します。	人権推進課 指導課
20	人権尊重につながる学習機会の提供	子育てに関する講座や親学習の講座を開催することで、子育て世帯に学習機会を提供しています。 男女共同参画社会づくり講座では、学び合いに重点を置き、親子	人権推進課 社会教育課

		のつながりを持てる学習などを取り入れています。	
21	発達障害に対する理解の啓発	健康診査等で学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)等の発達障害を理解するためのリーフレットなどを配布し情報発信を行っています。 今後も、様々な事業を通して適切な情報提供を行い、周知・啓発に努めるとともに保護者からの相談に対応します。	こども家庭安心課 子育て支援課
22	いじめ等の被害にあった子どもの保護の推進	いじめ、不登校問題のカウンセリングや助言を行うスクールカウンセラーを配置し、全ての小学校でカウンセリングが受けられる体制を整えています。また、教育研究所にもスクールカウンセラーを配置し、保護者の希望に応じて教育相談を行っています。 いじめ等の被害にあった子どもを保護するとともに、心理職による心のケアなどの取組を推進します。また、思春期の子どもに関する相談窓口の周知啓発に努めるほか、こども家庭センターにおいても様々な子育てに関する相談をうけ、教育委員会など関係機関と連携し対応します。	こども家庭安心課 指導課

(2) 学校、家庭、地域をつなぐ教育の推進

No.	取組	内容	担当部署
23	開かれた学校教育の推進	柏原市では、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現していくため、健全育成会による「地域ふれあい活動」や「学校支援活動」等を実施し、教育コミュニティづくりを推進します。 支援の必要な児童・保護者への教育相談や発達検査を実施できるようスクールカウンセラーを配置し、カウンセリングが受けられる体制を整えています。また、教育研究所においてもスクールカウンセラーを配置し、保護者の希望に応じて発達検査や教育相談を行っています。 いじめ等の被害にあった子どもを保護するとともに、心理職による心のケアなどの取組を推進します。また、思春期の子どもに関する相談窓口の周知啓発に努めます。	社会教育課 指導課
24	支援教育の充実	一人ひとりの子どもの特性と保護者の意向を踏まえて、個別の教育支援計画、個別の指導計画を策定し、よりきめ細かな教育課程を編成・実施するように努めています。 支援学級には子どもの状態に応じた専門性を有する教員を配置して、教育内容の研究、指導法の工夫改善を図ります。また、通常学級に在籍する全ての児童・生徒も対象としたユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むために、支援教育コーディネーターの活用を進めます。さらに、通級指導教室の設置を進め、特	指導課

		別の支援が必要な児童・生徒に対して、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施します。	
--	--	--	--

(3) 放課後対策の充実

No.	取組	内容	担当部署
25	放課後児童会の充実	共働き世帯の増加や保護者の働き方の変化により、放課後児童会の入会児童数は増加傾向にあります。更なる需要増が見込まれることから、引き続き放課後児童支援員等の確保に取り組むとともに、施設の老朽化に伴う修繕を計画的に進めるほか児童会教室の確保にも努め、安全面に配慮します。 また、特別な支援が必要な児童を受け入れる場合は放課後児童会支援員等の加配を行い、児童の特性に応じた指導に努めます。	子育て支援課
26	放課後児童支援員等の質の向上	放課後児童会の入会児童数は増加傾向にあることから、引き続き放課後児童支援員等の確保に取り組み、適正な配置に努めます。 また、緊急時やアレルギー児への対応、特別な配慮が必要な児童への支援等、多様化する問題に対し理解を深め、知識を幅広く習得するために外部の専門的な講師を招へいするなどして、研修の充実に取り組めます。	子育て支援課
27	放課後子ども教室の充実	児童が安全に安心して過ごせる放課後の居場所づくりのため、地域の協力のもと、全児童を対象として学習支援やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を年間120回程度開催します。	子育て支援課 社会教育課

(4) 地域の教育力の向上

No.	取組	内容	担当部署
28	スタディ・アフター・スクール事業の実施	大阪教育大学、関西福祉科学大学の学生と地域ボランティアが指導員となり、放課後学習の場の提供と自学自習の力の育成を目指すスタディ・アフター・スクール（SAS）を全小学校で実施しています。小学校、大学、地域の関係者による柏原市 SAS 推進委員会が年度計画を作成し、各小学校の校内 SAS 推進委員会で具体的な取組を進めています。 学生指導員及び地域ボランティアの確保を図り、児童の学習支援の充実に向けて取り組みます。	指導課
29	体験学習の充実	柏原市では、科学学習、歴史学習、自然観察など、小学生に多彩な体験学習の場を提供するため、柏原市青少年講座を年10回程度実施します。	社会教育課
30	子どもが健やか	スマートフォンの普及により、インターネットや SNS の利用によ	指導課

	に成長できる社会環境づくりの推進	るトラブル、事件の被害が低年齢化していることから、子どもに対する情報教育を行うとともに教職員、保護者に向けた啓発と学習機会を提供します。また、子どもに悪影響を与える有害情報等について、専門家の協力を得ながら対策を進めます。	
31	屋内遊戯施設の整備	子どもの成長の過程で重要な役割を担う「遊び」を通して異年齢集団や子育て家庭の親同士の交流も果たすことができる屋内遊戯施設の整備を進めます。	子育て支援課
32	青少年の健全育成の推進	市内全小中学校に設置される青少年健全育成会では、地域における「顔と名前的一致する人間関係づくり」をめざし、「地域ふれあい活動」や「学校支援活動」「子どもの安全見守り隊活動」「こども110番の家運動」などを実施します。「地域の子どもは地域で守り育てる」という機運を高め、家庭・地域・学校が一体となり連携・協働していくために、地域の各種団体が定期的に集まり情報交流を行いながら、取組を推進します。	社会教育課

3. 子育て家庭を支える仕組みづくり

(1) 家庭における子育て力の向上

No.	取組	内容	担当部署
33	地域子育て支援拠点事業の充実	市内2か所に設置している子育て支援センターでは、子育て講習会の開催、保育士等による親子教室、施設開放、サークル支援、出張支援、子育て相談、養育家庭訪問等を行っています。また、地域ボランティアの協力を得ながら、未就園児とその保護者等が気軽に交流できる場を提供し、地域交流の促進を主な目的としてつどいの広場事業を市内3か所で実施しています。保護者の育児不安や孤立化の解消、仲間づくりや親学習の場として、利用の拡大につながるよう情報発信と周知を行い、保護者のニーズに合わせた事業展開に取り組みます。	子育て支援課
34	養育家庭訪問事業（すくすく訪問）の実施	4か月健康診査終了の時期から、1歳半までの子どものいる全戸を対象に、市立認定こども園の保育教諭や子育て支援センターの保育士が家庭訪問し、子育ての疑問や悩みを聞いたり、地域の子育て支援情報を提供したりしています。柏原市の子育て支援サービスを気軽に利用するきっかけづくりと子育て世帯へのアウトリーチ支援として継続して実施します。	子育て支援課 こども施設課
35	産じょく期ヘルパー派遣事業の実施	出産後の体調不良や育児不安などで育児や家事が困難な核家族などの家庭に対し、ヘルパーを派遣して育児援助や家事支援を行っています。 子どもの適切な養育環境づくりを支援するとともに支援の必要な母親の見守りに結びつけるため、必要な時に利用できるよう供給	子育て支援課

		量の確保・充実に努めます。	
36	認定こども園、幼稚園、保育所等における地域の子育て機能の強化	公立こども園や公共施設で2～3歳児とその保護者を対象に、親子の絆をより深めて親としての自覚と自信を高めること、家庭教育力及び地域教育力の向上などをめざし、家庭教育講座「親子のための教室」を開催します。	こども施設課 社会教育課
37	利用者支援事業の実施	こども家庭センターにおいて母子保健と児童福祉が一体となり、様々な子育てに関する相談を受け、認定こども園、保育園、小中学校などと情報共有・連携し支援を行います。また、サポートプランを作成するなど支援を強化します。	こども家庭安心課 こども施設課
38	相談支援体制の充実	保健センター、子育て支援センター、つどいの広場、認定こども園、保育所等において、幅広く子育てに関する相談を受け付けているほか、療育教室や教育研究所などの専門相談の窓口を設けています。 こども家庭センターにおいて、妊娠中から子育てまでの相談に関するワンストップ窓口として位置付けるとともに関係機関との連絡調整機能を発揮して、切れ目なくきめ細やかな支援を提供できる体制を構築します。	こども家庭安心課 子育て支援課 こども施設課
39	情報提供の充実	妊娠期から子育て期に必要な情報を網羅した子育て情報誌を発行し、妊娠届出時に面接で配布するほか、市の窓口やウェブサイト、SNS等で情報提供を行っています。また、地域子育て支援拠点等では定期的に情報誌を発行しています。 今後は、必要な情報が必要な人に届くよう様々な媒体を利用し情報提供を行うとともに、情報収集にSNSを活用する子育て世帯に合わせ、SNSを活用した情報発信の拡充に努めます。	こども家庭安心課 子育て支援課
40	ブックスタートの推進	健康福祉センターで実施している4か月児健康診査時、図書館職員が4か月児及びその家族に対して、絵本の読み聞かせを行います。絵本を4か月児に見て内容を聴いてもらうことで、本に興味・関心を持ってもらうことや、家族に読み方のレクチャーができる場として行っております。 健診終了後に3種類の絵本を配布することにより、こどもの読書習慣の育成に努め、併せて、図書館の利用案内等を配布することで、図書館に親しみを持ってもらい、利用してもらえよう促します。	図書館

(2) 地域における子育て力の向上

No.	取組	内容	担当部署
41	地域との連携の推進	身近な地域で住民の立場に立って相談に応じる民生・児童委員は、各小学校区に配置されている主任児童委員を中心に、子どもの見守りや保護者の相談支援も行っています。また、柏原市社会福祉協議会の地区福祉委員が運営する子育てサロンが市内4か所で開催されているほか、地区福祉委員はつどいの広場の運営委員となり、地域の子育て支援を担っています。 地域住民の主体的な活動が活性化し、地域の子育て力の向上につながるよう支援します。	福祉総務課 子育て支援課
42	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の充実	ファミリー・サポート・センターは、保護者の仕事や用事などの際の放課後児童会、認定こども園、幼稚園、保育所等の送迎や小学校児童の見守り等に活用されています。会員を対象として子どもの発達や安全などをテーマにした研修会と、子どもと一緒に参加できる交流会を定期的に行っているほか、誰でも参加できる子育てサロンを開催しています。依頼会員からの緊急の要望等を受けるためには援助会員の確保が重要であることから、事業の周知を進め、利用促進を図ります。	子育て支援課
43	異年齢・世代間交流の促進	青少年講座、公立こども園での親と子のための教室の実施など異年齢の子ども同士や地域の多世代交流の機会を設けています。また、ジュニアリーダーやこども会のような異年齢、他団体の交流を推進することで地域の連携強化をめざします。	こども施設課 社会教育課
44	子育て応援イベントの実施	子育て支援施設等が主体となって子育てを応援するイベントを毎年開催しています。地域ボランティアや大学等の協力を得るなど、多様な形態でイベントを企画し、市全体で子育てを応援する機運の醸成を図っています。より多くの子育て世帯が参加できるよう事業内容等を工夫し、子育て応援イベントを実施します。	子育て支援課
45	子育てサークルの育成支援	子育て支援センターでは、保護者による子育てサークルが活動する場や情報の提供などの支援を行っています。保護者同士の仲間づくりは、子育ての悩みや不安の軽減にもつながることから、子育てサークルの育成に努めます。	子育て支援課
46	子育てボランティアの育成と活動支援の実施	子育てサロンにおける地区福祉委員やつどいの広場の運営ボランティアなど、子育て経験のある地域のボランティアによる活動が行われています。伝承遊びや体験活動指導なども含めて、子どもたちが様々な大人に接して多様な体験をすることによって、豊かな感性を養い、健やかな成長につながるよう、柏原市ボランティアセンターとの連携や子育てボランティアの育成に努め、地域の子育て力の底上げを図ります。	子育て支援課

(3) 子育て家庭への経済的支援の充実

No.	取組	内容	担当部署
47	実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	令和元(2019)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の一環として、従来の就園奨励費の適用を受ける私立幼稚園に通園している一定収入以下の世帯及び第3子以降の子どもがいる世帯に対し副食費（おかず）相当額の助成を行っています。特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品などの実費負担分への助成については引き続き実施を検討します。	こども施設課
48	児童手当の支給	子どもを養育する家庭の生活の安定と次代を担う子どもの健全育成を図るため、高校生相当年齢（18歳到達後の最初の年度末まで）までの子どもを養育している方に児童手当を支給します。	子育て支援課
49	こども医療費の助成	18歳までの子どもを対象に、保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成しています。	子育て支援課
50	幼児教育・保育の無償化の実施	認定こども園、幼稚園、保育所等の3歳児未満の非課税世帯及び3歳児以上の保育料を無償化します。また、認可外保育施設等の利用、幼稚園における預かり保育についても一定の条件のもと、給付を行います。保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討します。	こども施設課
51	保育料の軽減	3歳児未満の認定こども園、保育所等の市が定める保育料については、国基準額からの軽減を継続して実施します。	こども施設課

4. 安心・安全のまちづくり

(1) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備・推進

No.	取組	内容	担当部署
52	人にやさしい公共施設や道路の整備・充実	乳幼児と一緒に外出時に授乳やおむつの交換などに利用できるBabyステーションを公共施設や銀行、スーパーなど市内各所に設置しています。また、歩行者の安全を確保するため、計画的な道路整備を進め、市内道路のパトロールを強化するとともに、必要に応じ整備・補修を行っています。 誰もが移動しやすいよう、バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化を進めます。また、歩行者の安全を確保するため、市内道路のパトロールを強化するとともに、必要に応じ整備・補修を行います。	子育て支援課 都市政策課 都市管理課
53	公園等の整備・充実	子どもが、公園等の施設を安全で快適に利用できるよう、施設や遊具の点検や、必要に応じた補修や修繕を行いながら、老朽化した遊具の更新、公園内トイレの改修など公園環境の整備・充実に努めます。	都市政策課 都市管理課

54	空き家等の有効活用による地域環境の活性化	市内に点在する空き家等を有効活用することにより、柏原市への移住及び定住を促進し、空き家の抱えるリスクを解消して地域の活性化を図ります。	にぎわい観光課
----	----------------------	---	---------

(2) 子どもの安全の確保

No.	取組	内容	担当部署
55	子どもを犯罪等から守るための活動の充実	町会に対する LED 防犯灯や防犯カメラの設置補助制度を設けて地域の防犯対策事業を推進しています。町会、防犯協会や警察等との連携により情報共有や啓発に努め、安全安心なまちづくりに努めます。 青少年健全育成活動事業として、こども 110 番の家（子どもの緊急避難場所）、子どもの安全見守り隊（小学生登下校時の見守り）、巡視活動等を年間を通して行います。また、こども 110 番の家の新規登録を呼びかけます。	地域連携支援課 社会教育課
56	子どもを交通事故から守るための活動の推進	春・秋に交通安全啓発活動の一環として、交通政策課、柏原警察署、柏原交通安全協会と連携し、こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校(1年生から4年生対象)で交通安全教室を開催し、園児・児童に対して正しい交通ルールを学ぶ機会を提供するとともに、交通安全意識の高揚に努めます。	こども施設課 交通政策課 学務課
57	通学路等の安全確保	子どもを交通事故から守るために、教育委員会、交通政策課、柏原警察署と連携し、毎年度 1 回通学路点検を実施します。 また、「柏原市交通安全総合整備計画」に基づき、計画的に水路の暗渠化等安全対策を進め、通学路の環境改善に努めます。	交通政策課 学務課
58	子どもの事故予防のための啓発等の推進	乳幼児健康診査において事故防止に向けたリーフレットを配布し、子どもの発達段階に応じた事故防止についての健康教育を実施しています。また、乳幼児の事故の大半は家庭内で発生していることから、保護者に対して事故防止の意識啓発や学習機会の提供に努めます。	こども家庭安心課

5. 仕事と生活の調和の促進

(1) 子育てにやさしい就労環境づくりの推進

No.	取組	内容	担当部署
59	子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進	女性活躍の意識啓発を目的に、子育て中の女性の活用をテーマとしたセミナーを開催していきます。 子育て中の男女が、子育てと仕事の両立を実現できるよう、求職者に対する就労相談の実施や、育児休業制度等普及を推進するなど、就労環境改善に取り組んでいきます。	産業振興課

60	再就職支援の推進	民間と連携して、出産を機に離職した人や育児休業取得後の職場復帰を目指す人々を対象に、再就職支援のためのイベントや企業説明会を実施し、子育て世代が活躍できる環境づくりを推進していきます。	産業振興課
----	----------	--	-------

(2) 男女共同参画の推進

No.	取組	内容	担当部署
61	男性の育児・家事への参加促進	男性が、家事や育児に参加することで、ワーク・ライフ・バランスを充実させるきっかけとなるよう、男性のための料理教室などを開催しています。また、妊娠届出時に父子手帳を配布し、両親教室では、沐浴指導や妊婦体験を通して実践的な体験学習の機会を提供するなど、様々な機会を設けて男性の育児や家事参加に対する意識の向上を図ります。	人権推進課 こども家庭 安心課
62	若い世代の子育て意識の醸成	中学生が、乳幼児とのふれあいの体験等を通して次代の親としての自覚と責任に対し理解を深めるため、保育所等での職業体験学習を行っています。 キャリア教育の面からも子ども達の情緒発達の面からも重要であることから、受入先の確保に努めます。	指導課

6. 配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援

(1) ひとり親家庭への支援の充実

No.	取組	内容	担当部署
63	児童扶養手当の支給	離婚や父又は母の死亡などで、ひとり親になった児童を養育している母（父）子家庭に対し、その生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
64	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の児童とその保護者を養育する父又は母の保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
65	母子・父子自立支援プログラムの策定	児童扶養手当受給者に対し、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携して継続的な自立・就業支援を実施しています。プログラム策定後の継続的なフォローの充実に取り組みます。	子育て支援課
66	ひとり親家庭のための高卒資格取得に係る学費の支援	ひとり親家庭の親または児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
67	ひとり親家庭のための自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の自立促進を図るため、主体的な能力開発の取組を支援し自立の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育て支援課

		ひとり親家庭の親の就業に結びつきやすい資格の取得を容易にし、生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	
68	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	大阪府が行う母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金、修学支度資金、生活資金等）の貸付に関する受付や相談対応を行い、ひとり親家庭と寡婦の経済的な自立を支援します。	子育て支援課
69	母子の生活と自立のための支援の実施	様々な事情で、児童の養育が十分にできない母子世帯への対応については、母子生活支援施設へ入所により、自立に向けた支援を行います。	子育て支援課
70	母子・父子自立支援員による相談支援の実施	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行っています。 母子・父子自立支援員のスキルアップを図り、社会資源の活用に向けた情報提供を実施して適切な支援に結びつけます。	子育て支援課
71	保育所への優先入所	ひとり親家庭の児童の保育所入所、放課後児童会入会に対し、優先的な配慮を行います。	子育て支援課 こども施設課
72	養育費確保に向けた支援の推進	養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取決めを促すことを目的に、離婚前の相談時点で適切な助言や情報提供等の支援を行います。 養育費確保のため養育費保証促進補助金制度及び公正証書等作成促進補助金制度について、必要な人が制度を知り利用できるよう周知を図ります。	子育て支援課

(2) 障害や発達上の課題のある子どもとその家族への支援の充実

No.	取組	内容	担当部署
73	障害児保育の充実	一人ひとりの状況に応じた保育を受けられるよう、療育相談員が認定こども園、保育所、公立幼稚園、地域子育て支援拠点、療育教室へ巡回指導等を行っています。保育士が子ども一人ひとりの特性を理解して、質の高い保育の実践につながるよう支援します。	子育て支援課 こども施設課
74	障害児療育等の充実	健康診査等により発達の遅れがみられる幼児に対して療育指導や発達相談を行い、医療や教育等の関連機関との連携により、早期療育に結びつけています。地域子育て支援拠点においても保健センターと連携し、親子教室、療育教室等を実施しています。子どもへの支援とともに保護者が子どもの障害や発達上の課題を理解し、家庭で適切な対応ができるよう支援します。	こども家庭安心課 子育て支援課
75	幼児療育教室の実施	発達の遅れがみられる幼児とその保護者を対象に、幼児療育教室を実施しています。療育活動を通して幼児の基本的な生活習慣の確	子育て支援課

		立と集団生活への適応のための支援を行うとともに、保護者が子どもへの関わり方を学べるようサポートします。 子ども一人ひとりのより良い発達につながるよう、子育て支援センターやこども家庭センター等が密に連携して、発達に応じた個別の支援ができるよう取組を進めます。	
76	特別支援教育の充実	障害や発達上の課題のある児童・生徒の就学支援を図るために、自立支援協議会「こども部会」を通して教育、福祉、医療等の関係機関が集まり、切れ目のない一貫した支援が行えるよう継続して協議の場を設置していきます。保護者の進学に対する不安軽減を支援するため、就学前の説明会等を今後も継続して開催します。 児童の個人情報保護の配慮を行いつつ、関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるための支援体制を確立します。	障害福祉課 こども施設課 指導課
77	障害児相談支援の実施	障害や発達上の課題のある児童の心身の状況や環境、本人又は保護者の意向を踏まえて相談支援事業所が「障害児支援利用計画」を策定し、サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行い、必要な情報の提供や助言、相談内容に沿った支援を行います。	障害福祉課
78	障害児通所支援の実施	障害や発達上の課題のある児童に、障害児通所支援サービスを通して発達の支援を行います。	障害福祉課
79	障害児（者）の日常生活における支援の実施	障害児の福祉の増進を図るため、補装具費の支給、日常生活用具の給付・貸与、重度身体障害児が住環境の改善を行う場合の給付などを適切に支給して、生活の質の向上を図ります。	障害福祉課
80	介護給付費の支給	在宅の障害児の自立と社会参加を目的として、必要に応じて日常生活に必要な障害福祉サービスを提供します。	障害福祉課
81	特別児童扶養手当の支給	一定程度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母等に対して、特別児童扶養手当を支給して生活の安定を図ります。	障害福祉課
82	放課後児童会における障害児保育の充実	一人ひとりの特性に応じた保育を受けられるよう、放課後児童支援員の加配等、適切な配置を行うとともに、子どもの特性を理解して実践的な指導を行うための研修等を実施し、放課後児童会支援員等の専門性の向上に努めます。	子育て支援課
83	重度障害者（児）等への医療費の助成など	心身の障害状態の軽減を図り、自立した社会生活を営むために、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成制度によって保険診療に必要な医療費の自己負担額の一部を助成します。	障害福祉課
84	障害児福祉手当の支給	20歳未満であって、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護が必要な障害児（者）に対して手当を支給します。	障害福祉課

85	児童発達支援センターの設置	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援センターを市又は圏域に設置することをめざします。	障害福祉課
86	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所ずつ確保することをめざします。	障害福祉課
87	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	自立支援協議会「こども部会」において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	障害福祉課
88	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラムの実施	障害や発達上の課題のある児童を育てる家族が抱える日常生活のストレスや不安の軽減を図るため、児童それぞれの特性を理解し、特性に合った関わり方を学ぶことができるペアレントトレーニング・ペアレントプログラムを実施します。	障害福祉課

(3) 児童虐待防止対策の推進

No.	取組	内容	担当部署
89	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）の円滑な運営	要保護児童対策地域協議会を設置し、保健、医療、福祉、教育など、児童に関係する機関が連携しながら、特定妊婦や児童虐待の早期発見・対応等に取り組み、児童相談所との円滑な連携協働体制を構築します。 構成機関との迅速な情報共有や連携強化、各機関の専門性を生かすなど、虐待防止に向けて全庁的に取り組みます。	こども家庭安心課 指導課
90	配偶者・パートナー間の暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）の根絶	女性や子どものための相談窓口を設置し、必要があれば大阪府・柏原警察と連携し、シェルターへの案内を引き続き取り組んでいきます。 両親の間で起こる暴力は、子どもにとっての心理的虐待に当たると定義されており、子どもが安心して育つ環境を守るためにも、DVを許さない社会意識を啓発し、相談窓口の周知・充実に努めます。	こども家庭安心課 子育て支援課
91	児童家庭相談援助の実施	こども家庭センターでは、子どもや子育てに関する様々な相談を受け、必要な情報提供を行っています。 虐待の未然防止・早期発見に視点を置いた調整機関として、実務担当者会議で関係機関と個別ケースの援助方針を確認し、子ども	こども家庭安心課

		の安全確保と子どもの最善の利益を考慮した支援に取り組みます。	
92	児童虐待防止の啓発	児童虐待防止に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、広報誌への掲載、研修会の開催などを通して広く啓発を行っています。多様な媒体による啓発を工夫して、児童虐待の早期発見につながるよう努めます。	こども家庭安心課
93	児童虐待防止に向けた地域との連携	民生・児童委員の総会において児童虐待防止に関する啓発を行うとともに見守り依頼を行い、主任児童委員には虐待防止研修会への参加を促し、虐待防止のための意識共有を行っています。今後も、身近な地域の支援者と連携して見守りができる体制を構築します。	こども家庭安心課
94	こども家庭センターの設置	こども家庭センターを設置し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦を対象として、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を構築します。 統括支援員の配置及びサポートプランの作成を行い、関係機関と連携を強化し、適切な情報共有を行い、切れ目のない支援を行います。	こども家庭安心課

(4) 子どもの貧困対策の推進

平成 26(2014)年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことを明記した「こども大綱」(令和5(2023)年 12 月 22 日)が策定されたことを踏まえ、令和6(2024)年6月に名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とすると共に、所要の改正が行われました。

柏原市では、子どもたちの豊かで明るい未来を創造していくため、平成 28(2016)年の前回調査に引き続き、令和5(2023)年 9 月に「子どもの生活実態調査」を大阪府と共同で実施して、その実態を確認しました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等のため、関係部局間の有機的な連携を図るとともに、総合的かつ効果的な施策の検討・取組を進めています。

① 子どもの生活実態調査について

● 調査対象者・方法・期間等

調査対象者	市内の公立学校に在籍する小学 5 年生とその保護者 495 世帯 市内の公立学校に在籍する中学 2 年生とその保護者 488 世帯
調査方法	各学校を通して配布・回収
実施期間	令和 5 (2023) 年 9 月 4 日～9 月 22 日
その他	大阪府との共同実施は、柏原市を含む 18 市町*です。また、大阪府は共同実施市町村である 18 市町を除く地域の住民基本台帳から無作為抽出した 8,000 世帯(小学校 5

	<p>年生の子ども及び保護者 4,000 世帯、中学 2 年生の子ども及び保護者 4,000 世帯) に対して、7 月に調査を実施しました。</p> <p>※ 大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、能勢町</p>
--	---

● 回収状況等

調査対象		配布世帯数	回収世帯数	回収率
小学 5 年生	子ども	495	339	68.5%
	保護者	495	335	67.7%
中学 2 年生	子ども	488	335	68.6%
	保護者	488	289	59.2%
合計		1,966	1,298	66.0%

● 調査結果

こどもの相対的貧困率は前回調査に比較して3.5ポイント増加し、大阪府を0.6ポイント上回っています。

子どもの相対的貧困率※

	柏原市	大阪府
今回調査	16.5%	15.9%
前回調査	13.0%	14.9%

※子どもの相対的貧困率とは、子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線※に満たない子どもの割合

※貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額

等価可処分所得※に基づく困窮度の分類

困窮度分類	今回調査	前回調査
中央値以上	50.6%	50.4%
困窮度Ⅲ（中央値の60%以上）	28.3%	29.3%
困窮度Ⅱ（中央値の50%以上）	4.7%	7.3%
困窮度Ⅰ	16.5%	13.0%
合計	100.0%	100.0%

※等価可処分所得

世帯の可処分所得(手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

② 子どもの貧困対策の取組

「子供の貧困対策に関する大綱」に掲げられた重点施策に基づく現在の取組は以下のとおりです。

【教育の支援】

No.	取組	内容	担当部署
95	「かしわらっ子はぐくみプラ	令和4(2022)年度に第3期柏原市学力向上計画「かしわらっ子はぐくみプラン」を策定しています。「かしわらっ子はぐくみプラ	指導課

	ン」の推進	ン」では、幼小中一貫教育によってつながりのある学びを推進し、基本的な生活習慣や家庭学習習慣の定着のために家庭等に向けた啓発を行うなど、教育委員会、学校、家庭が一体となって柏原の全ての子どもたちに確かな学力を育むための取組を進めます。	
96	学校教育支援指導員の配置	学習面・生活面で課題を抱える児童・生徒のそばで学習をサポートしたり、個別に声をかけたりしながら、授業の理解を促し、きめ細やかな指導や支援を行う学校教育支援指導員を配置します。	指導課
97	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置し、いじめ、不登校等の対応について、教育分野に関する知識に社会福祉等の専門的な知識・技術を加え、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。	指導課
98	柏原市奨学金貸付の実施	高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に進学する生徒を対象に奨学金を貸付けています。必要な生徒が奨学金を活用できるよう、毎年学校を通じて周知を行います。	指導課
99	職業体験学習事業（中学生対象）の実施	全ての生徒が、望ましい勤労観、職業観を育み、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現をめざす意欲の高揚を図り、生きることの尊さを実感できるよう、地元企業等の協力のもと、職業体験等のキャリア教育を実施します。	指導課
100	就学援助の実施	義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な支援を行います。	学務課
101	支援教育就学奨励費の支給	市立の小・中学校の支援学級等に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、支援教育の普及、奨励を図るため、その負担能力の程度に応じて就学に当たり必要な費用の一部を援助します。	学務課
102	学校給食の実施及び無償化の実施	子どもたちの豊かな人間性と生きる力を育むには、何よりも「食」が重要です。知育・徳育・体育の基礎となるべき「食」をより充実させるため、市内全小中学校において学校給食を実施します。また、中学校給食の無償化に取り組みます。	学務課

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組(再掲のため内容は割愛)）

No.	取組	担当部署
22	いじめ等の被害にあった子どもの保護の推進	こども家庭安心課 指導課
23	開かれた学校教育の推進	社会教育課 指導課
27	放課後子ども教室の充実	子育て支援課 社会教育課
38	相談支援体制の充実	こども家庭安心課 子育て支援課 こども施設課

No.	取組	担当部署
43	異年齢・世代間交流の促進	こども施設課 社会教育課

【生活の支援】

No.	取組	内容	担当部署
103	人権相談の実施	日常生活において生じる人権問題、いじめ、体罰、差別、家庭内や近隣間のトラブル、悩み事等を問題に応じて自ら主体的な判断により解決できるように、人権擁護委員や人権相談員らが相談に応じ、適切な助言や情報提供などを行います。 つながり交流カフェについても継続して開催いたします。 また、インターネット上における誹謗中傷などの人権侵害に対する相談については、大阪府の専門相談窓口（ネットハーモニー）を案内いたします。	人権推進課
104	生活困窮者自立支援の実施	経済的な問題や不安を抱え、今後の生活が立ち行かなくなるおそれがある方からの相談を受け、生活の自立、就労・就労準備、家計改善、子どもの学習・生活の支援、住居確保給付金の給付等を継続的に実施するため、生活困窮者自立支援事業を実施します。	福祉総務課
105	生活保護世帯に対する生活支援の実施	生活保護法に基づく扶助を受けている世帯に対し、ケースワーカーが定期的に訪問し、生活全般に関する相談に応じ、必要に応じて、関係機関との調整等を行います。	福祉総務課
106	生活困窮者に対する支援会議の開催	生活困窮者支援に携わる関係機関等を構成員とし、生活困窮者支援に関する情報・課題の共有や分析、支援方法の検討や役割分担の整理のため、支援会議を開催します。	福祉総務課
107	社会的居場所づくりへの支援	社会に居場所がないと感じている全ての世代の方達が健やかに生活できる環境整備を進めるため、食事や、団らんなどを通して、安全に、安心して過ごせる場所を提供する団体・グループを支援します。	福祉総務課
108	各種相談窓口の連携強化	子どもや保護者が抱える教育、子育て、生活、就労等の悩みについて、相談窓口を設けて対応しています。 市役所各課、柏原警察、大阪府と連携をとり、相談者が必要としている支援につなげていきます。	人権推進課、産業振興課、福祉総務課、障害福祉課、健康づくり課、こども家庭安心課、子育て支援課、こども施設課、指導課

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組(再掲のため内容は割愛)）

No.	取組	担当部署
13	一時預かりの充実	子育て支援課 こども施設課

No.	取組	担当部署
16	ショートステイ・トワイライトステイの充実	子育て支援課
33	地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援課
34	養育家庭訪問事業（すくすく訪問）の実施	子育て支援課 子育て施設課
35	産じょく期ヘルパー派遣事業の実施	子育て支援課
70	母子・父子自立支援員による相談支援の実施	子育て支援課
第6章	母子保健事業の実施	こども家庭安心課 など

【保護者に対する就労の支援】

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
59	子育てと仕事を両立できる就労環境づくりの促進	産業振興課
60	再就職支援の推進	産業振興課

【経済的支援・その他支援】

No.	取組	内容	担当部署
109	助産施設入所保護事業	出産時に経済的な理由により入院することが困難な場合、児童福祉法第22条に基づき低額の費用で入院助産を受けることができます。入院助産が必要な妊産婦が助産制度を活用できるよう、関係機関及び団体等に対し周知を行い、サービスの円滑な実施を図ります。	子育て支援課

（「第5章 施策の具体的展開」内で重複する取組（再掲のため内容は割愛））

No.	取組	担当部署
48	児童手当の支給	子育て支援課
49	こども医療費の助成	子育て支援課
63	児童扶養手当の支給	子育て支援課
64	ひとり親家庭医療費の助成	子育て支援課
67	ひとり親家庭のための自立支援給付金の支給	子育て支援課
72	養育費確保に向けた支援の推進	子育て支援課

第6章 親と子の健康の確保及び増進(成育医療等に関する計画)

1. 成育医療等に関する計画(母子保健事業)策定の趣旨

全国的に少子化や核家族化が進むなど、子どもや保護者、妊産婦等を取り巻く環境が変化しています。そのような中で、国から令和5(2023)年3月に「成育医療等基本方針」が示され、「母子保健計画」の策定を国が市町村に求めた通知が廃止され、「成育医療等に関する計画」を策定し実施することが求められました。

近年、子育てについて身近に見聞きする機会が減り、知識不足が進む一方で、SNS等の普及により多くの情報が氾濫しており、妊娠・出産・子育てに負担や不安を抱えている家庭が多くなっている状況に対し、妊娠期から子育て期まで母子だけではなく、その家庭への切れ目のない支援が必要となっています。

また、出産後、産婦の心身の状況や、早期に支援が必要な産婦の把握を行い、産後うつ予防や新生児への虐待等を予防することが求められています。

これまで、母子保健と子育て支援は密接な関係がありましたが、これまで以上に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供の重要性を認識して、「こども家庭センター」において、母子保健と子育て支援を提供している関係機関との連絡調整、連携、協働を強化して、継続的なマネジメントが求められています。

子育てに関する不安や負担感が高い場合、母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に悪影響を与える可能性があります。妊婦の時点での状況を把握することが、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援につながるため、特に妊娠届出時に保健師等による面接を行い、妊婦の気持ちや家庭の状況を把握することが重要になります。

産前産後から子育て期にかけても、健康診査、訪問指導、健康教育、相談などあらゆる保健事業の機会を捉えて、保護者と子どもの健康支援、児童虐待防止、子育て支援の視点で継続的に子育て家庭に寄り添う姿勢が必要となっています。

こうした認識のもと、成育医療等の提供に関する施策の一つである母子保健事業について、本計画の一部として策定します。

2. 母子保健に関する市の状況

(1) 周産期の状況

死産数、新生児死亡数、乳児死亡数、未熟児数ともに大きな変動はありません。

■死産数(人)

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
自然死産数	4	5	3	1	3
人工死産数	9	8	7	6	4
合計	13	13	10	7	7

資料：大阪府人口動態統計

■新生児(生後4週未満)死亡(人)

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
新生児死亡数	0	1	0	0	2

資料：大阪府人口動態統計

■乳児死亡数(生後1年未満の死亡)(人)

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
乳児死亡数	0	1	0	0	2

資料：大阪府人口動態統計

■未熟児数(人)

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
1,000g 未満	2	2	0	1	2
1,000～1,500g 未満	2	4	2	6	3
1,500～2,000g 未満	7	6	1	2	2
2,000～2,500g 未満	27	28	38	28	30
合計	38	40	41	37	37

資料：大阪府人口動態統計

(2) 妊娠届(母子健康手帳の交付)の状況

出生数の減少傾向により妊娠届(母子健康手帳の交付)の件数も減少傾向です。妊娠届出時に保健師等が面接を行い、妊婦健康診査受診券、父子手帳、マタニティマーク等の交付をしています。

■妊娠届・母子健康手帳の交付(件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
11週以内	407	413	396	389	384
12～19週	14	10	7	9	16
20～27週	6	0	5	1	1
28週～	7	0	0	0	0
産後	0	1	0	0	0
不詳	1	0	0	2	0
合計	435	424	408	401	401

資料：こども家庭安心課

(3) 妊産婦の健康診査等の状況

令和2(2020)年度から妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、産後ケア事業を開始しています。また、令和5(2023)年1月から妊娠期からの伴走型相談支援として個別妊婦相談を妊娠8か月と出生届の時期に実施しています。

■妊婦教室(～プレママ・プレパパ～ハッピーBaBy講座)(人)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
妊婦	82	62	49	78	96
夫・パートナー	45	33	25	62	71
その他(子どもや 実父母等)	3	5	1	1	0
参加合計	130	100	75	141	167

資料：こども家庭安心課

■妊婦訪問指導(件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問数	13	13	18	23	27

資料：こども家庭安心課

■個別妊産婦相談(来所面談)(件数)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
妊娠8か月 (訪問・電話含む)				50	352
出生時				82	379

資料：こども家庭安心課

■妊婦健康診査(延・件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
受診件数	5,233	4,941	4,877	4,558	4,762

資料:こども家庭安心課

■妊婦歯科健康診査(件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
受診件数		148	168	135	174

資料:こども家庭安心課

■産婦健康診査(延・件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
受診件数		616	684	608	695

資料:こども家庭安心課

■産後ケア事業

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
デイサービス		0人0回	3人17回	9人21回	7人17回
宿泊		0人0回	2人9回	1人1回	4人11回

資料:こども家庭安心課

(4) 訪問指導の状況

生後2か月頃の乳児を対象に保健師等が全戸訪問指導を行っています。希望者には助産師が新生児訪問(生後28日以内)やすこやか訪問(生後4か月頃まで)を行っています。

■乳児家庭全戸訪問

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
対象者(人)	413	399	395	372	394
訪問数・訪問率(人・%)	397(96.1)	388(97.2)	380(96.2)	357(96.0)	389(98.7)
把握数・把握率(人・%)	404(97.8)	393(98.5)	390(98.7)	365(98.1)	394(100)
未把握数(人)	9	6	5	7	0

※把握数は、里帰り中・入院中・保健センター来所・転出を含む人数

資料:こども家庭安心課

※未把握数は、4か月児健康診査までに連絡がつかない又は訪問拒否の人数

■新生児訪問・すこやか訪問(助産師による訪問指導)(人)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
訪問数	105	78	53	38	40

資料:こども家庭安心課

(5) 乳幼児健康診査等の状況

乳幼児健康診査については、各健診において受診率が95%を超えるようになりました。令和5(2023)年度から3歳6か月児健診において、弱視の早期発見のため屈折検査を行っております。

経過観察健診においては、乳幼児の健康診査等で成長・発達について経過観察が必要な乳幼児に対し健診を行っています。身体面に関することは医師が予約クリニック、精神面に関することは心理職が発達相談として実施しております。発達相談については、年々相談数が増加しています。

歯科健康診査については、虫歯や咬合異常の状況は特に変化はありませんが、歯科指導は減少しています。

■乳幼児健康診査等の受診状況

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
乳児一般健診	受診者数(人)	409	367	389	340	363
乳児後期健診	受診者数(人)	378	378	368	377	343
4か月児健診	対象者(人)	403	415	406	377	394
	受診者(人)	396	405	405	375	390
	受診率(%)	98.3	97.6	99.8	99.5	99.0
1歳6か月児 健診	対象者(人)	406	410	452	433	404
	受診者(人)	399	396	438	424	393
	受診率(%)	98.3	96.6	96.9	97.9	97.3
3歳6か月児 健診	対象者(人)	447	466	430	439	440
	受診者(人)	416	450	408	421	416
	受診率(%)	93.1	96.6	94.9	95.9	94.5

資料：こども家庭安心課

■経過観察健康診査(件)

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
経過観察健診	予約クリニック	51	37	47	47	55
	発達相談	135	131	158	166	178

資料：こども家庭安心課

■ 歯科健康診査・歯科指導

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
1歳6か月児 歯科健診	対象者(人)	406	410	452	433	404
	受診者(人)	399	396	438	423	393
	受診率(%)	98.3	96.6	96.9	97.7	97.3
	虫歯本数(本)	6	13	6	1	7
	咬合異常(人)	19	10	20	30	21
2歳6か月児 歯科健診	対象者(人)	487	393	458	442	438
	受診者(人)	428	356	404	388	382
	受診率(%)	87.9	90.6	88.2	87.8	87.2
	虫歯本数(本)	63	19	40	24	25
	咬合異常(人)	30	44	29	32	29
3歳6か月児 歯科健診	対象者(人)	447	466	430	439	440
	受診者(人)	416	450	408	421	415
	受診率(%)	93.1	96.6	94.9	95.9	94.3
	虫歯本数(本)	170	183	112	78	103
	咬合異常(人)	32	68	38	29	34
1歳7か月児 歯科指導	件数	40	36	11	16	10
2歳7か月児 歯科指導	件数	46	26	13	12	14

資料：こども家庭安心課

※1歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児歯科健康診査は、乳幼児健康診査と同日開催

(6) 教室・相談事業の状況

栄養教室は、保護者に対する離乳食の知識の提供や子どもが正しい食習慣を身につける支援を行うとともに食に関する相談に対応しています。

子どもの健康相談については、身体計測・栄養・歯科・健康などの相談に専門職が対応しています。令和2(2020)年度は新型コロナ感染症の影響により事業を中止した期間があったことや事業回数や参加数の制限に伴い減少しています。また、同時期から子育て世代包括支援センターを設置したことや地域の子育て相談窓口が多様化している背景もあり相談数が減少しています。

■ 栄養教室(組)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
離乳食講習会	270	122	116	119	114
幼児食講習会	129	43	24	34	37

資料：こども家庭安心課

■個別栄養相談(来所面談)(件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談件数(電話も含む)	1,179	889	904	870	951

資料:こども家庭安心課

■健康相談(人)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
子どもの健康相談	205	71	129	47	40

資料:こども家庭安心課

■個別相談(子育て世代包括支援センター)(件)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
面談		61	93	81	98
電話		95	76	118	62

資料:こども家庭安心課

(7) 予防接種の接種状況

予防接種については、予防接種法に基づき、個別で定期接種を実施しています。保護者の利便性を考慮して、八尾市・東大阪市の医療機関等でも予防接種を受けることができます。また、令和2(2020)年度からはロタウイルス予防接種も定期接種として実施しています。

■予防接種

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
BCG	接種者(人)	421	421	408	364	361
	接種率(%)	106.0	103.2	99.8	98.6	94.3
二種混合	接種者(人)	380	393	329	316	297
	接種率(%)	60.8	65.8	57.3	57.8	55.3
三種混合	接種者(人)	0	0	0	0	1
	接種率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
四種混合	接種者(人)	1,660	1,685	1,611	1,490	1,594
	接種率(%)	98.6	104.1	96.8	96.7	103.8
不活化ポリオ	接種者(人)	7	0	0	1	1
	接種率(%)	20.0	0.0	0.0	0.1	0.1
ヒブ	接種者(人)	1,640	1,647	1,602	1,524	1,443
	接種率(%)	97.4	101.8	96.3	98.9	93.9
小児 肺炎球菌	接種者(人)	1,669	1,634	1,599	1,521	1,496
	接種率(%)	99.2	101.0	96.1	98.7	97.4
日本脳炎	接種者(人)	2,517	2,364	1,132	2,140	1,800
	接種率(%)	97.6	95.4	44.2	118.4	98.3
子宮頸がん	接種者(人)	162	211	366	334	287
	接種率(%)	13.6	18.1	31.9	28.5	24.8
麻しん 風しん	接種者(人)	915	883	826	838	725
	接種率(%)	89.5	96.4	86.1	93.2	81.2
水痘	接種者(人)	782	851	759	755	672
	接種率(%)	81.6	96.7	90.9	87.0	86.8
B型肝炎	接種者(人)	1,197	1,185	1,195	1,117	1,106
	接種率(%)	100.5	96.8	97.4	100.9	96.3
ロタウイルス	接種者(人)	—	385	963	867	904
	接種率(%)	—	74.5	94.2	93.9	94.4

資料：健康づくり課

※予防接種の種類によっては複数回の接種が必要なこと及び年度途中で接種者が転入することによって接種率が100%を超える場合があります。

3. 母子保健の取組

(1) 安心して妊娠・出産できる体制づくり

No.	取組	内容	担当部署
110	母子健康手帳の交付	妊娠の届出をされた方に対して、保健師等の全数面談を行い、母子健康手帳や妊婦健康診査の受診券及びマタニティマークを交付するとともに、父子手帳、情報誌等を配布します。また、サポートプランを作成し出産応援給付金の案内や妊娠・出産に関する相談に応じ「支援を要する妊婦」に対しては、早期に支援を開始します。	こども家庭安心課
111	妊婦健康診査の実施	妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見を目的に健康診査を実施するとともに、妊婦の経済的な負担軽減のため、妊婦健康診査における費用を助成します。なお、里帰り出産など府外医療機関等で受診した場合は償還払いにて費用を助成します。	こども家庭安心課
112	両親教室の開催	妊婦とその家族を対象に、沐浴実習や父親の妊婦体験、栄養士による妊娠期及び離乳食の指導、歯科衛生士によるブラッシング指導、助産師による出産・育児に関する講話などを実施します。助産師による個別相談にも対応するなど、妊娠期の健康と出産後の子育ての支援を行います。	こども家庭安心課
113	妊産婦相談の実施	妊娠中を健康に過ごし、安心して出産を迎えるため、電話、面接、訪問等により、助産師、保健師等が妊娠期から産じょく期における様々な相談に応じます。 妊娠8か月頃にはマタニティ面談を全数行い、出産前後の不安の軽減を図ります。	こども家庭安心課
114	ハイリスク妊婦や支援の必要な妊婦へのフォロー体制の構築	妊娠届出時のアンケートや面談内容を基にアセスメントシートを作成し、関係機関と連携して必要な支援を行います。 ハイリスク妊婦の早期把握を行うとともに、こども家庭センターにおいてサポートプランを作成するなど、要養育支援者に関する情報の共有化を図るなど、適切な支援が行える体制づくりに取り組みます。	こども家庭安心課
115	周産期医療機関との連携の強化	医療機関との連携体制を強化して要養育支援者の早期把握を行い、こども園等関係機関とも連携して要養育支援者の妊娠、出産、育児等に関して切れ目のない適切な支援を実施します。	こども家庭安心課
116	思春期の保健対策の充実	思春期特有の心身の特徴や健康上の問題に対応するため、思春期保健に関する適切な情報提供及び啓発を行います。学校との連携を深めて、思春期の健康教育を必要に応じて実施します。	こども家庭安心課
117	こども家庭センターの設置	こども家庭センター母子保健機能として、保健師等が、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、サポートプランの策定や関係機関との連携による情報提供や助言などを行い、妊娠期	こども家庭安心課

		から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。	
118	産後ケア事業の実施	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定等のため、出産直後から医療機関と連携して宿泊型及びデイサービス型により助産師等の専門職が身体的ケア、授乳等の保健指導等を行います。	こども家庭安心課
119	産婦健康診査の実施	産後うつ等の予防のため、産後2週間、産後1か月の産後間もない時期の産婦の健康診査における費用を助成します。医療機関と連携し、健康診査の結果、支援が必要となった産婦には、保健師等の訪問等による適切なケアや支援に努めます。	こども家庭安心課
120	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦の健康維持のため、妊婦歯科健康診査を実施します。受診率向上のため、妊娠届出時の面接で個別勧奨を行うなど事業の周知を図ります。	こども家庭安心課

(2) 子どもの健全育成と育児不安の軽減

■子どもの心身の発達を支援する体制の充実

No.	取組	内容	担当部署
121	新生児訪問指導・助産師のすこやか訪問の実施	助産師が、生後4か月頃までの乳児家庭に、新生児訪問及びすこやか訪問を実施し、乳児の発育・発達、授乳、病気の予防などの子育てについての相談指導と産婦自身の健康管理相談を実施します。 出産後の切れ目のない支援のため、助産師等の専門職を活用し、継続的・包括的な支援を行います。	こども家庭安心課
122	乳児家庭全戸訪問（乳児早期訪問）	生後2か月頃の乳児のいる家庭全件に保健師等が訪問し、乳児の発育・発達、授乳などの相談に応じています。 育児不安などで支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携して継続的な訪問等の支援を実施します。	こども家庭安心課
123	未熟児訪問指導の実施	出生時の体重が2,500g未満の子どもがいる家庭を対象に、保健師等が訪問や電話により、乳児の発育についての助言をし、相談に応じます。	こども家庭安心課
124	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、集団・個別により健康診査を実施します。また、5歳児健診を新たに実施し、乳幼児に健診体制を整えます。 未受診者については、受診勧奨を行うとともに、全乳幼児家庭の把握に努めます。	こども家庭安心課
125	経過観察健康診査の実施（予約クリニック・発達相談）	乳幼児健康診査等で発育・発達について経過観察が必要な乳幼児に対し、小児科医師や心理職による健康診査を行うとともに、各関係機関と連携し継続的な支援を行います。利用者の多い発達相談を充実させるために、心理職を活用して、継続的な支援に努めます。	こども家庭安心課

126	歯科健康診査・ 歯科保健指導の 実施	1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象として、乳歯の完成期に当たる時期に、健康な歯を作るための食生活や虫歯予防の大切さなどを学ぶため、歯科健康診査を実施します。また、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査ではカリオスタット検査を実施し、その結果により、必要に応じて保健指導を実施します。	こども家庭安 心課
127	親子教室の開催	育児不安等のある乳児の保護者を対象に、親子教室を開催して育児に自信が持てるよう、また、参加者同士の交流を深められるよう支援します。また、1歳6か月児健康診査後、発達面や養育上の問題等で支援が必要な幼児を対象に、子育て支援センターと共催で親子教室を開催し、保護者の相談に応じるなど、子どもの発達を促すための支援を実施します。	こども家庭安 心課 子育て支援課
128	虐待予防対策の 充実	児童虐待の未然防止を目的に、妊娠届や訪問、健康診査等の全ての保健事業において、児童虐待防止の視点を持って保護者の相談に応じ、支援が必要な家庭の早期発見と育児不安の軽減に努めます。 また、支援の必要なケースについては、関係機関と情報連携を図り、サポートプランを作成するなど継続的・包括的な支援を行います。	こども家庭安 心課
129	事故防止対策の 充実	乳幼児期の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査、訪問指導、健康教育等の保健事業を通して、乳幼児期の事故の特徴や、月齢に応じた事故予防のための情報提供や助言などを行います。	こども家庭安 心課
130	未熟児養育医療 の給付	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	こども家庭安 心課
131	予防接種事業の 実施	乳幼児等を対象に感染症の発生及びまん延を防ぐため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施します。予防接種に対する正しい理解を促し、未接種者に対しては、接種勧奨を実施し、接種率の向上を図ります。	健康づくり課
132	小児救急医療の 充実	子どもの急病に対応するため、中河内医療圏（東大阪市、八尾市、柏原市）の小児初期救急診療体制を確保します。引き続き圏域内の救急診療体制を確保します。	健康づくり課
133	新生児聴覚検査 の助成	先天性聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげて聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、新生児聴覚検査に必要な費用の一部を助成します。	こども家庭安 心課

■健やかに育つための学習・相談の機会の充実

No.	取組	内容	担当部署
134	すくすく講座の	就園前までの乳幼児と保護者を対象とした、歯の健康や救急・子	こども家庭安

	開催	育てに関する様々な健康講座を開催し、乳幼児の発達や育児についての知識を普及します。	心課
135	離乳食講習会の開催	離乳期の段階に応じた講習会の開催や離乳食の作り方を柏原市公式YouTubeで配信するなど、離乳がスムーズに進むよう保護者を支援します。また、育児不安を持つ保護者に対しては個別に支援を行います。	こども家庭安心課
136	幼児食講習会の開催	子どもが食に対する関心を深め、正しい食習慣を身につけることができるよう、1歳6か月～3歳6か月頃の幼児と保護者を対象に食に関する講習会を開催し、簡単なメニューの紹介や子どもの好き嫌いへの対応など、食に関する工夫を伝えます。また、幼児食の試食や食に関する相談に応じます。	こども家庭安心課
137	子どもの健康相談の実施	子どもの成長・発達における育児不安や悩みの解消のため、乳幼児の身長・体重測定、授乳や栄養、歯科などの相談会を地域で開催します。 また、来所相談にも随時対応できるよう、こども家庭センターに保健師等の配置体制を整えます。	こども家庭安心課 子育て支援課

■地域における子育て支援の充実

No.	取組	内容	担当部署
138	こども園、保育所等での食育の推進	小さい頃から食に興味を持ち、食に対して正しい判断、行動ができるよう、こども園、保育所等を中心に食育に関する出前講座を実施します。	健康づくり課 こども施設課
139	地域の子育てサロン等における出前講座の開催	地域の子育てサロン等において、乳幼児の感染症、事故予防、成長、発達など、参加者の希望に応じた出前講座を実施し、正しい知識の普及に努めます。	こども家庭安心課
140	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児への不安や負担を抱える家庭を訪問し、家事や育児を支援したり、不安や悩みの傾聴、相談・助言を行います。	こども家庭安心課

4. 母子保健に関する取組一覧

	手続等	健康診査		訪問		教室・相談など	
妊 娠	妊娠届 ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健診受診券の発行 ・マタニティマークの交付 ・父子手帳の交付 ・かしわら出産応援給付金	妊婦健康診査 (全14回) 妊婦歯科健康診 査		保健師訪問★ (妊娠期～随時)		両親教室 (プレママ・プ レパパ・ハッピ ーBaby 講座)	妊産婦相談 妊婦8か月面談 (Welcome☆ マタニティ面 談)
出 生	未熟児養育医療の給付 (該当者のみ)	産婦健康診査 (2回) 新生児聴覚検査		新生児訪問指導 (生後28日ま で)	未熟児 訪問指導	産後ケア事業 (1歳まで)	
1 か 月		乳児一般健診 (1か月健診)			助産師の すこやか訪問		
2 か 月	かしわら子育て応援給付金 定期予防接種の開始★ (個別接種)		経過観察健診★ ・予約クリニック ・発達相談	乳児早期訪問 (乳児家庭全戸 訪問事業)			子どもスマイル 健康相談★
3 か 月							
4 か 月		4か月児健診		4か月児健診 未受診者訪問		ひよこ教室 離乳食講習会 (乳児相談会)	すくすく 講座★
9 か 月		乳児後期健診 (9か月～1歳 未満)					
1 歳 6 か 月		1歳6か月児健 診 ・歯科健診		1歳6か月児健 診 未受診者訪問		りんご教室 1歳7か月児 歯科フォロー教 室	幼児食講習会
2 歳 6 か 月		2歳6か月児歯 科健診				ばなな教室 2歳7か月児 歯科フォロー教 室	
3 歳 6 か 月		3歳6か月児健 診 ・歯科健診 ・屈折検査		3歳6か月児健 診 未受診者訪問		ぶどう教室	
5 歳		5歳児健康診査					

※妊娠期から子育て期まで、電話・訪問・面接にて随時、相談に応じています。

※★がついているものに関しては就学前まで継続して実施しています。

第7章 教育・保育及び地域子育て支援事業の計画

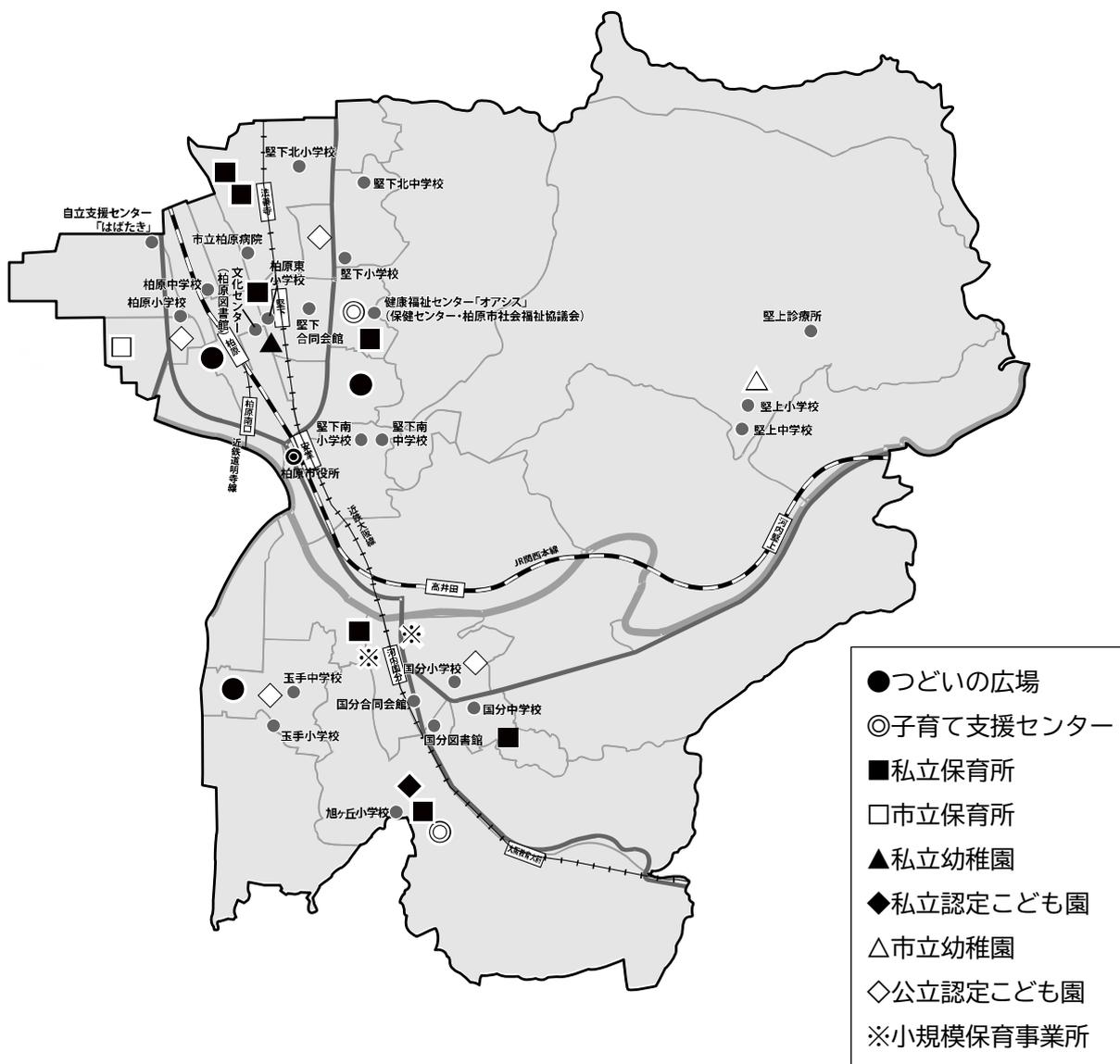
1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たり、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、地域の実情に応じ、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、市町村が定める区域となっています。

柏原市では、市域や人口規模等を考慮し、この教育・保育提供区域を市全域で1区域と定め、市全域で「量の見込み」に対する「確保方策」を整備していきます。

【教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援施設の位置】



2. 量の見込みの算出について

国が示すニーズ調査結果を用いた算出手順により算出した量の見込みに対して、第2期計画の実績、地域特性や施設整備等の状況を勘案した補正を行います。

(1) 認定区分

教育・保育施設を利用する子どもに対して、家庭の状況(保護者の就労状況等)により、保育の必要性を認定します。

認定区分		保育の必要性	対象児童
1号認定	教育標準時間認定	必要なし	3～5歳児
2号認定	保育認定	必要あり	3～5歳児
3号認定	保育認定	必要あり	0～2歳児

(2) 家庭類型

ニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況に基づき、タイプAからタイプFの8種類に類型化し、母親の就労希望を反映させた“潜在的家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親	母親		パートタイム就労 (産休・育休等を含む)			未就労	
	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休等を含む)	120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満		
ひとり親	タイプA						
フルタイム就労 (産休・育休等を含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD	
	パートタイム就労 (産休・育休等を含む)		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間以上		タイプC'				
120時間未満 64時間以上							
64時間未満							
未就労				タイプD		タイプF	

保育の必要性あり 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭(母子又は父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム(就労時間: 月120時間以上+月64時間~120時間の一部)共働き家庭
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム(就労時間: 月64時間未満+月64時間~120時間の一部)共働き家庭
 - タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月120時間以上+月64時間~120時間の一部)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月64時間未満+月64時間~120時間の一部)
 - タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
- ※産前・産後・育児・介護休業取得中の人も就労しているとみなして分類しています。

(3) 量の見込みの算出項目

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分） 【1号認定】	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短い家庭	3～5歳児
2	保育所、認定こども園（保育所部分）等 【2・3号認定】	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳児

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭	対象児童等
1	利用者支援事業	全ての家庭	—
2	時間外保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	就学前まで
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園奨励費対象となる私立幼稚園に子どもを通わせる一定収入以下の家庭	左記家庭の園児及び第3子以降の園児
4	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全ての家庭	—
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）	全ての家庭	1歳6か月～18歳
7	乳児家庭全戸訪問事業	全ての家庭	生後2～3か月
8	養育支援訪問事業 （養育支援訪問、子育て世帯訪問支援事業）	全ての家庭	—
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	全ての家庭	—
9	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	全ての家庭	就園前 （子育て支援センター） 4歳児未満 （つどいの広場）
10	一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園利用の家庭	3～5歳児
	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	全ての家庭	就学前まで
11	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	小学校6年生まで
12	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	全ての家庭	小学校6年生まで
13	妊婦健康診査	全ての家庭	妊娠中の人
14	産後ケア	すべての家庭	産婦・乳児

3. 教育・保育の量の見込み

(1) 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)【1号認定】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分(幼稚園、認定こども園)です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年5月1日)

幼稚園	公立1園	堅上幼稚園
	私立1園	第二白鳩幼稚園
認定こども園	公立4園	かしわらこども園、こくがこども園、たまたこども園、かたしもこども園
	私立1園	関西女子短期大学附属幼稚園(幼稚園型認定こども園)

【実績】(人・か所)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績	1号認定	436	415	417	362	328
	2号認定相当※1	120	93	87	74	69
	合計①	556	508	504	436	397
確保実績	特定教育・保育施設※2	413	398	403	403	403
	上記以外の施設※3	260	260	260	260	260
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計②	703	688	693	693	693
過不足(②-①)		147	180	189	257	296
市内実施か所数		7	7	7	7	7

※1 保護者の就労時間が2号認定相当の時間でも幼稚園の利用のみを希望する場合は、1号認定となります。

※2 子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」の対象となる施設

※3 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園

【量の見込みと確保の内容】(人・か所)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1号認定	308	284	266	247	239
	2号認定相当※1	69	67	66	63	63
	合計①	377	351	332	310	302
(提供量) 確保方策	特定教育・保育施設	542	542	537	537	537
	上記以外の施設	0	0	0	0	0
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計②	572	572	567	567	567
過不足(②-①)		195	221	235	257	265
市内実施か所数		7	7	7	7	7

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

(2) 保育所、認定こども園(保育所部分)等【2・3号認定】

保育を必要とする0～5歳(2号認定(3～5歳)及び3号認定(0～2歳))の認定区分(保育所、認定こども園)です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年4月1日)

認可保育所	公立5園	かしわらこども園、こくぶこども園、たまたこども園、かたしもこども園、柏原西保育所
認定こども園 (特定教育・保育施設) 小規模保育事業所 (特定地域型保育事業所)	私立10園	南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、北阪保育園、みずほ保育園、旭丘まぶね保育園、法善寺保育園 関西女子短期大学附属幼稚園(幼稚園型認定こども園)、にしむら小児科 小規模保育室「つくし」、ニチイキッズ柏原保育園

【実績】(人・か所)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績	2号認定(3～5歳)	822	829	813	829	846
	3号認定(1・2歳)	440	446	470	493	483
	3号認定(0歳)	60	72	79	68	68
	合計①	1,322	1,347	1,362	1,390	1,397
確保実績	2号認定(3～5歳)	895	840	843	828	826
	3号認定(1・2歳)	449	446	454	462	456
	3号認定(0歳)	108	114	99	90	84
	合計②	1,452	1,400	1,396	1,380	1,366
過不足(②-①)		130	53	34	-10	-31
市内実施か所数		15	15	15	15	15

【量の見込みと確保の内容】(人・か所)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の 見込み	2号認定(3～5歳)	869	857	848	821	822
	3号認定(2歳)	257	284	266	261	257
	3号認定(1歳)	237	230	222	215	210
	3号認定(0歳)	63	60	59	57	55
	合計①	1,426	1,431	1,395	1,354	1,345
(提供量) 確保方策	2号認定(3～5歳)	844	844	859	859	859
	3号認定(2歳)	266	266	276	276	276
	3号認定(1歳)	190	195	215	215	215
	3号認定(0歳)	84	79	79	79	79
	合計②	1,384	1,384	1,429	1,429	1,429
過不足(②-①)		-42	-47	34	75	84
市内実施か所数		15	15	15	15	15

【確保の方策】

- 提供量が不足するため、利用定員の見直しや私立幼稚園の認定こども園化を進め、提供体制を整備します。
- 保育環境の充実に努めます。

(3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(基準日;各年4月1日)

【量の見込みと確保の内容】(必要定員数(人))

	歳児	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2歳		8	7	7	7
	1歳		9	9	9	9
	0歳		17	17	16	16
	合計		34	33	32	32
確保方策	2歳		10	10	10	10
	1歳		10	10	10	10
	0歳		10	15	20	20
	合計		30	35	40	40

【確保の方策】

○ニーズの動向を注視しながら、適切な体制を確保していきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(基準日;各年3月31日)

【実績】(か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本型※1・特定型※2	0	0	0	0	0
母子保健型※3	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1

※令和6(2024)年度は、こども家庭センター型

【量の見込みと確保の内容】

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	こども家庭 センター型※4	1	1	1	1	1
	合計①	1	1	1	1	1
確保方策 (提供量)	こども家庭 センター型※4	1	1	1	1	1
	合計②	1	1	1	1	1
過不足 (② - ①)		0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業※5		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	393	385	377	370	363
	1組当たり 面談回数	4	4	4	4	4
	面談実施 合計回数①	1,572	1,540	1,508	1,480	1,452
確保方策 (提供量)	面談実施回数②	1,572	1,540	1,508	1,480	1,452
過不足 (② - ①)		0	0	0	0	0

- ※1 基本型:子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施すること。
- ※2 特定型:待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施すること。
- ※3 母子保健型:妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を構築すること。
- ※4 こども家庭センター型:母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援を実施すること。
- ※5 妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業。

【確保の方策】

- 令和6(2024)年度からこども家庭センターにおいて、利用者支援事業(こども家庭センター型)を実施しています。同センターにおいて、妊婦等包括相談支援事業を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

15 か所	かしわらこども園、こくぶこども園、たまたこども園、かたしもこども園、柏原西保育所、南河学園附属国分保育園、かしわ保育園、まどか保育園、北阪保育園、みずほ保育園、旭丘まぶね保育園、法善寺保育園、関西女子短期大学附属幼稚園、にしむら小児科 小規模保育室「つくし」、ニチイキッズ柏原保育園
-------	---

【実績】(人・か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績①	318	349	308	343	380
確保実績②	318	349	308	343	380
過不足 (②-①)	0	0	0	0	0
市内実施か所数	15	15	15	15	15

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人・か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	435	428	417	405	401
確保方策(提供量)②	1,421	1,421	1,421	1,421	1,421
過不足 (②-①)	986	993	1,004	1,016	1,020
市内実施か所数	15	15	15	15	15

【確保の方策】

○現在の提供体制を維持していきます。また、保護者の就労形態の多様化により、保育需要も多様化していることから、引き続き、その拡充について検討していきます。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などの実費徴収費用を低所得で生計が困難である世帯に対し助成する事業です。今後も国の動向に応じ、助成を検討していきます。

令和元(2019)年10月から実施された幼児教育・保育の無償化の一環として、従来の就園奨励費の対象となる私立幼稚園に通園している年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の園児のいる世帯への副食費(おかず)相当額の助成が新たに追加されました。子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園に通う子どもとの公平性の観点から幼児教育・保育の無償化の開始に合わせて対象世帯への副食費(おかず)相当額の助成を行います。

(基準日;各年3月31日)

【量の見込みと確保の内容】(人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
副食費相当額の 助成対象者	9	9	9	8	8

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。民間事業者等の参入の促進に関しては今後手段を検討していきます。

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年5月1日)

9 か所	柏原小学校、柏原東小学校、堅下小学校、堅上小学校、国分小学校、玉手小学校、堅下北小学校、 堅下南小学校、旭ヶ丘小学校
------	---

【実績】(人・校)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績	低学年	614	604	599	602	622
	高学年	172	174	205	201	219
	合計①	786	778	804	803	841
確保実績②		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
過不足(②-①)		274	282	256	257	219
市内実施か所数		9	9	9	9	9

【量の見込みと確保の内容】(人・校)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の 見込み	1年生	215	209	222	218	193
	2年生	229	216	211	224	220
	3年生	195	183	172	168	178
	4年生	130	132	124	117	114
	5年生	70	67	68	64	61
	6年生	54	50	48	49	46
	合計①	893	857	845	840	812
確保方策(提供量)②		1,060	1,060	1,060	1,060	1,060
過不足(②-①)		167	203	215	220	248
市内実施か所数		9	9	9	9	9

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

6か所	南河学園、 武田塾(地域小規模児童養護施設三郷ホーム、地域小規模児童養護施設勢野北ホーム、 分園型小規模グループケア勢野西ホームを含む計4か所)、 ルフレ八尾
-----	--

【実績】(人日・か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績①	6	0	6	0	6
確保実績②	6	0	6	0	6
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
市内実施か所数	6	6	6	6	6

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人日・か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
確保方策(提供量)②	60	60	60	60	60
過不足(②-①)	36	36	36	36	36
市内実施か所数	6	6	6	6	6

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持し、今後も必要なときに利用できるよう調整を図っていきます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2～3か月頃の乳児のいる家庭に保健師又は看護師が訪問し、乳児の発育、発達、授乳、病気の予防(予防接種)などの子育てに関する情報提供を行う事業です。

(基準日;各年3月31日)

【実績】(人・件)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績(出生数)	395	389	370	392	374
訪問数	384	374	355	387	369
実施体制	保健師又は看護師による訪問を行いました。 各年おおむね95%以上と会うことができしており、里帰り、転出、施設入所、拒否等で訪問できないこともありましたが、そのような場合には、訪問の案内文と情報提供用の冊子等を投函し4か月健康診査で面接をしています。				

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人・件)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	358	349	344	336	332
確保方策(訪問数)	358	349	344	336	332

【確保の方策】

○母子健康手帳交付時の面接において信頼関係の構築に努め、特に育児負担感が増す生後2～3か月頃の全戸訪問を推進していきます。

(8) 養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子育て世帯訪問支援事業は、育児援助・家事援助事業に変わって実施する、家事、育児等に不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を行う事業です。

(基準日;各年3月31日)

【実績】(人)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
事業実績	養育支援訪問事業	82	83	66	73	76
	育児援助・家事援助事業	3	2	6	4	4
	合計	85	85	72	77	80

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】 (人・人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	養育支援訪問事業 (人)	80	80	80	80	80
	子育て世帯訪問支援事業 (人日)	16	18	20	22	24
	合計	96	98	100	102	104
(提供量) 確保方策	養育支援訪問事業 (人)	80	80	80	80	80
	子育て世帯訪問支援事業 (人日)	16	18	20	22	24
	合計	96	98	100	102	104

【確保の方策】

○児童虐待の未然防止と早期発見のため、養育支援が特に必要と認められた家庭に対して養育支援訪問事業をより効果的に活用できるよう、当該家庭との関係づくりを行います。

○子育て世帯訪問支援事業においては、委託事業所を増やし、提供体制を充実させ、支援の必要な家庭への安定的な事業実施に努めます。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。複雑で対応困難なケースが増加しているため、年々職員の専門性とスキルアップが求められています。

令和6(2024)年度からは従来の「子育て世帯包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら「こども家庭センター」を設立し、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、もれなく対応を行います。

(9) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

5か所	つどいの広場	柏原つどいの広場「ほっとステーション」、 玉手つどいの広場「たまたまばこ」、親子広場「ドレミファごんちゃん」
	子育て支援センター	スキップKIDS、ハーモニー

【実績】(月当たりの延べ人数(乳幼児)・か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績①	884	902	1,048	1,126	1,368
確保実績②	884	902	1,048	1,126	1,368
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
市内実施か所数	5	5	5	5	5

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(月当たりの延べ人数(乳幼児)・か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	2,845	2,838	2,731	2,674	2,630
確保方策(提供量)②	4,052	4,052	4,052	4,052	4,052
過不足(②-①)	1,207	1,214	1,321	1,378	1,422
市内実施か所数	5	5	5	5	5

【確保の方策】

○事業の積極的な広報活動を行い、良質かつ適切な施設の環境づくりや、子育ての不安や悩みの相談を受け場として、引き続き利用者に寄り添う支援に努めます。また、利用者支援事業等との連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。

(10) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園における在園児を対象とした預かり保育、それ以外の一時預かりで区分しています。

① 一時預かり(幼稚園型)

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

7か所	かしわらこども園、こくぶこども園、たまたこども園、かたしもこども園、堅上幼稚園 第二白鳩幼稚園、関西女子短期大学附属幼稚園
-----	--

【実績】(人回・か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
利用実績①	14,478	12,845	12,672	11,869	11,276
確保実績②	14,478	12,845	12,672	11,869	11,276
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
市内実施か所数	7	7	7	7	7

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人回・か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	10,712	10,284	9,975	9,776	9,678
確保方策(提供量)②	47,372	47,372	47,372	47,372	47,372
過不足(②-①)	36,660	37,088	37,397	37,596	37,694
市内実施か所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

○今後も、幼稚園における預かり保育に対する支援を継続し、公立幼稚園の認定こども園化によって預かり保育事業の拡充に努めます。

② 一時預かり(幼稚園型を除く)

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

7か所	南河学園附属国分保育園、北阪保育園、みずほ保育園、 柏原つどいの広場「ほっとステーション」、 南河学園(トワイライトステイ)、武田塾(トワイライトステイ)、 かしわらファミリー・サポート・センター(就学後の預かりを除く)
-----	---

【実績】(人回・か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績①	191	456	434	877	1001
確保量②	191	456	434	877	1001
過不足(②-①)	0	0	0	0	0
市内実施か所数	7	7	7	7	7

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人回・か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	1,198	1,180	1,148	1,115	1,105
確保方策(提供量)②	4,382	4,382	4,382	4,382	4,382
過不足(②-①)	3,184	3,202	3,234	3,267	3,277
市内実施か所数	7	7	7	7	7

【確保の方策】

○多様化する市民の保育ニーズに応えられるよう、受入体制の強化等により保育環境を整え、より一層安心して利用しやすい事業の実施に努めていきます。

(11) 病児保育事業

病児・病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

1か所	にしむら小児科 病児・病後児保育室「げんきっ子」
-----	--------------------------

【実績】 (人日・か所)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績	病児対応型	136	419	611	948	704
	病後時対応型	61	181	271	417	405
	合計①	197	600	882	1,365	1,109
確保量②		197	600	882	1,365	1,109
過不足(②-①)		0	0	0	0	0
市内実施か所数		1	1	1	1	1

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】 (人日・か所)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量 の 見 込 み	病児対応型	1,014	985	963	942	920
	病後児対応型	212	212	212	212	212
	合計①	1,226	1,197	1,175	1,154	1,132
確保方策(提供量)②		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
過不足(②-①)		214	243	265	286	308
市内実施か所数		1	1	1	1	1

【確保の方策】

○現状の提供体制で確保できています。引き続き現在の提供体制を維持していきます。

(12) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。(就学前の預かりを除く。)

【現在の実施状況(令和6(2024)年度)】(基準日;各年3月31日)

1か所	柏原市社会福祉協議会
-----	------------

【実績】(人日)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績①	565	463	301	144	196
確保量②	565	463	301	144	196
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み①	267	260	253	248	242
確保方策(提供量)②	575	575	575	575	575
過不足(②-①)	308	315	322	327	333
市内実施か所数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

○援助会員の研修を充実させ、安全で安心な事業運営に努めます。安定的な相互援助の仕組みを提供できるよう、また、依頼会員・援助会員双方にとってより一層利用しやすい事業となるように、引き続き援助会員の減少抑制及び確保の対策を講じ、継続的で安定的な事業実施に努めていきます。

(13) 妊婦健康診査

妊娠に伴う合併症及び胎児異常の早期発見や治療を目的に実施する事業です。妊婦の経済的な負担の軽減のため、母子健康手帳交付時に受診券を配布するなど、妊婦健康診査における費用を助成します。(里帰り出産等、府外医療機関等で受診した場合は償還払いで対応しています。)

(基準日;各年3月31日)

【実績】(人・回)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績	対象人数	647	632	601	643	613
	健診回数	4,941	4,877	4,558	4,762	4,547

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人・回)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	対象人数	580	547	514	472	469
	健診回数	4,287	4,025	3,815	3,513	3,442

【確保の方策】

○妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、公費負担助成により、定期的な受診を促進します。

(14) 産後ケア事業

出産後の母親及び乳児の身体的な回復や心理的な安定等のため、保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。医療機関と連携して宿泊型及びデイサービス型により実施しています。

(基準日;各年3月31日)

【実績】(人・回)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績	デイ(人)	0	3	9	7	30
	デイ(回)	0	17	21	17	80
	宿泊(人)	0	2	1	4	2
	宿泊(泊)	0	9	1	11	8

※令和6(2024)年度については推計値を示します。

【量の見込みと確保の内容】(人・回)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量 の 見 込 み	デイ (人)	32	34	36	38	40
	デイ (回)	85	90	95	100	105
	宿泊 (人)	3	3	4	4	5
	宿泊 (泊)	12	12	16	16	20

【確保の方策】

○関係機関と連携をしながら、産婦の利用希望に応えられるよう必要量を確保していきます。

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的提供

柏原市では、令和3(2021)年に公立4保育所を幼保連携型認定こども園に移行しました。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、年齢によっては保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに、保育需要と供給体制のバランスを勘案しながら、必要に応じて幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

柏原市では、「柏原市教育・保育カリキュラム」を策定し、公私立の幼稚園、保育所の園児・児童、幼稚園教諭・保育士の交流を積極的に行い、また、認定こども園、幼稚園、保育所等が合同で研究会を開催するなどして、市内全域で質の高い教育・保育が提供できるよう努めました。

引き続き、市全体で質の高い教育・保育の提供が行えるよう、職員の資質向上を目的とした研修や研究会を積極的に開催し、幼児教育や子育て支援の推進に取り組んでいきます。

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携の推進

認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂により、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」が明確にされ、小学校との円滑な接続について配慮しなければならないと規定されました。

柏原市では、就学を見据えた幼児教育の実施や特別な配慮が必要な子どもに関し、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校とで情報交換や連携に取り組んでいます。今後もこのような取組を継続して実施し、保幼小連携を推進していきます。

第8章 計画の推進

1. 子どもを取り巻くパートナーシップの構築

未来を担う子どもたちにとっての最善の利益を第一に考えた子どもと子育て家庭に対する支援を真ん中に据えた社会を実現するためには、行政、認定こども園、幼稚園、保育所(園)、学校はもとより地域で活動する団体や市民、企業や地域の事業者、医療関係者、地域の大学など、様々な人と機関がそれぞれの立場に応じた役割を担う必要があります。

子どもの育ちと保護者の子育て・親育ちを支えるために、子どもと子育て家庭に関わる全ての人々が対等なパートナーシップに基づき、相互に連携・協力する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

2. 支援施策の充実及び周知の強化

子どもたちを見守り、育てていくためには、地域の力は欠かせませんが、アンケート調査の結果では、地域よりも公的機関の支援を期待する傾向が顕在化するなど、公的支援の更なる充実が求められています。このため、次代のニーズに合わせた支援の充実とあわせて、既存の支援の周知強化に努めます。

3. 庁内連携体制の強化

母子保健機能の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能の「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をより一層深め、子育て家庭に対する相談支援を切れ目なく漏れなく実施する「こども家庭センター」を令和6(2024)年度に設置しました。虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく漏れなく対応するためサポートプランを作成し、関係機関との連携を推進し、支援体制の構築を行います。

また、本計画における関連事業は、児童福祉、母子保健分野のみならず、学校教育、社会教育、医療、障害福祉、労働、産業振興、まちづくりなど多岐の分野にわたることから、計画の推進に当たっては、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取り組むことが求められます。さらに、支援の必要性や緊急度が高いケースにも対応できる即応性のある支援体制が必要です。

庁内関係各課との情報共有を密にし、日常的にも連携を図りながら、誰ひとり取り残さない支援体制を目指します。

4. 国や大阪府の機関との相互連携の推進

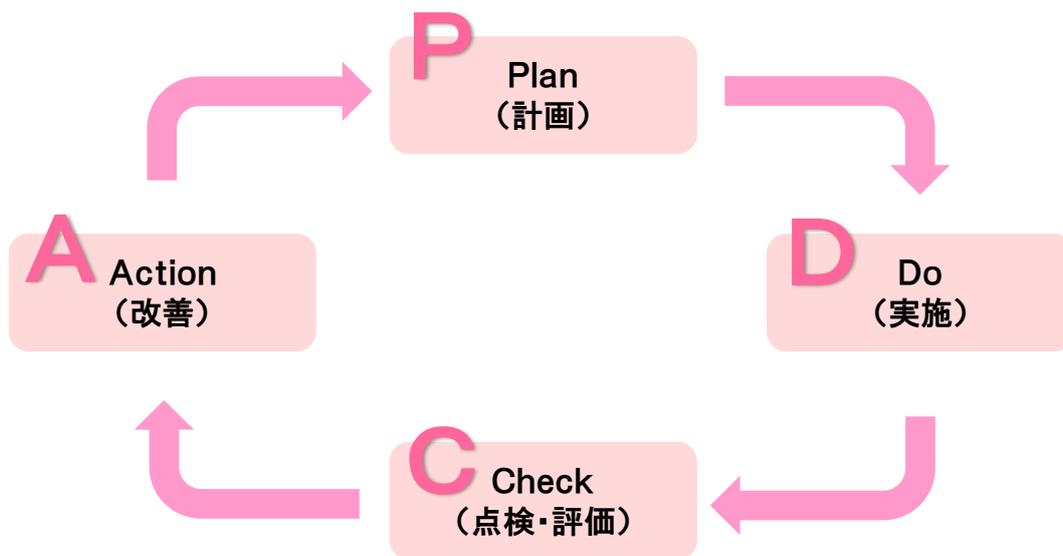
医療や福祉分野、労働分野、司法、警察など国や大阪府の機関との連携体制の構築に積極的に取り組みます。また、奈良県に隣接するという柏原市の地域性により、必要に応じて、府県を超えた連携・協力の必要性も念頭に置いて、近隣市町との関係づくりに取り組みます。広域調整が必要な事項については、大阪府等の協力を得ながら、柏原市の子どもと子育て家庭の福祉の増進に努めます。

5. 計画の進行管理

定期的に計画の進行状況の把握・点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施することで、計画の実効性を高めます。

計画の確実な運営と推進のため、計画担当課であることも施設課が中心となり、関係各課と調整を図りながら、目標の設定と取組の実行、評価と改善策の検討を一連の流れとした PDCA サイクルによる計画の進行管理の実施に努めます。

また、必要に応じ、子ども・子育て会議において、計画の見直し・改善を検討します。



資料編

1. 柏原市子ども・子育て会議条例

平成25年7月5日

条例第14号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、柏原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置し、同条第3項の規定によりその組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) 子ども・子育て支援に関する団体に属する者
- (7) 公募により選考された市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び部会委員を置き、それぞれ委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 柏原市子ども・子育て会議委員名簿

	区 分	氏 名	団 体 名 等
1	子どもの保護者	神谷 啓介	柏原市放課後児童会連絡会代表
2	労働者を代表する者	小桜 直樹	柏原市労働組合協議会代表
3	子ども・子育て支援に関し識見を有する者	小松 孝至	大阪教育大学教育学部教授
4	公募により選考された市民	進藤 永子	柏原市民代表(公募)
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	田中 昌之	柏原市私立幼稚園代表 (第二白鳩幼稚園園長)
6	子ども・子育て支援に関し識見を有する者	谷向 みつえ	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
7	子ども・子育て支援に関する団体に属する者	西 育代	主任児童委員
8	子ども・子育て支援に関し識見を有する者	西村 龍夫	柏原市医師会代表
9	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤井 謙昌	柏原市民間保育園協議会代表 (みずほ保育園園長)

※五十音順 敬称略

3. 柏原市子ども・子育て会議開催状況

	開催日	案件
第 24 回	令和 5(2023)年 11 月 28 日(火)	(1) 柏原市子ども・子育て支援事業計画(第3期)策定のためのアンケート調査項目について (2) その他
第 25 回	令和 6(2024)年 7 月 9 日(火)	(1) 第 2 期柏原市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第 3 期柏原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果報告について (3) その他
第 26 回	令和 6(2024)年 9 月 27 日(金)	(1) 第 3 期柏原市子ども・子育て支援事業計画素案について (2) その他
第 27 回	令和7(2024)年 2 月 13 日(木)	(1) パブリックコメント実施結果について (2) 第 3 期柏原市子ども・子育て支援事業計画最終案について (3) その他

※第 3 期柏原市子ども・子育て支援事業計画策定にかかる開催状況



柏原市こども未来プラン

第3期柏原市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7（2025）年3月

編集：柏原市福祉こども部こども施設課

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

電話（072）972-1501（代表）